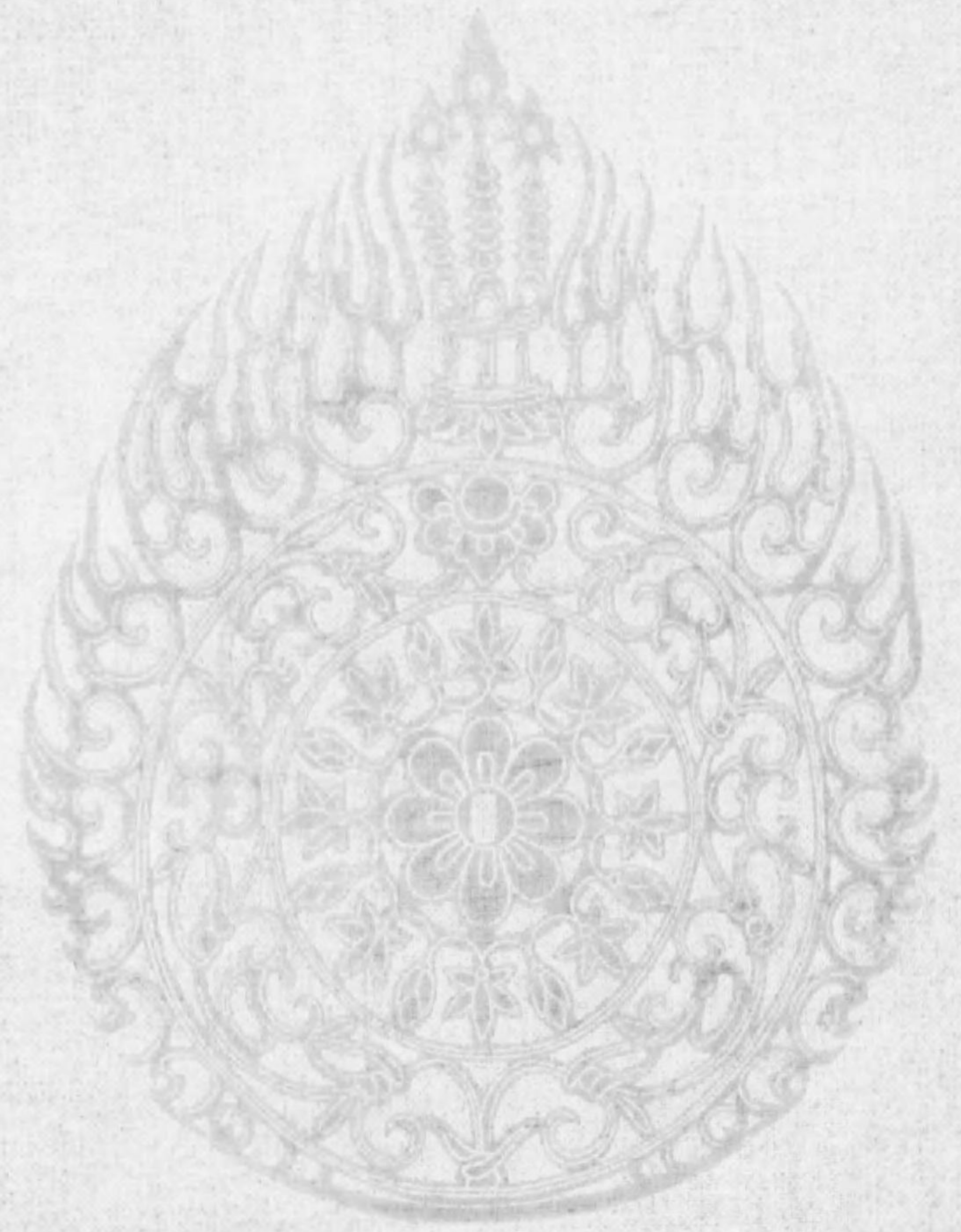


ETOR-NAM
78
8



0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 K10 1 2 3 4 5

始



E708
N48
(4)



法隆寺大鏡

第四



10

南都十大寺大鏡 法隆寺大鏡第四册目次

解説

| | | |
|----|----|---------------|
| 圖版 | 一 | 伽藍外觀 |
| 同 | 二 | 塔婆(全形) |
| 同 | 三 | 同(部分) |
| 同 | 四 | 同 九輪 |
| 同 | 五 | 同 正面建圖 |
| 同 | 六 | 同 避雷符(表裏、裏裏) |
| 同 | 七 | 同 四面具 東面 |
| 同 | 八 | 同 同 維摩詰像土(全形) |
| 同 | 九 | 同 同 維摩居士像(正面) |
| 同 | 一〇 | 同 同 同(左側面) |
| 同 | 一一 | 同 同 同(背面) |
| 同 | 一二 | 同 同 同(正面) |
| 同 | 一三 | 同 同 同(左正斜面) |
| 同 | 一四 | 同 同 同(背面) |
| 同 | 一五 | 同 同 同(背面) |
| 同 | 一六 | 同 同 同(背面) |

| | | | |
|----|----|-----------|----------------|
| 圖版 | 一七 | 塔婆 四面具 東面 | 菩薩像 |
| 同 | 一八 | 同 同 | 女人像(正面) |
| 同 | 一九 | 同 同 | 同(左側面) |
| 同 | 二〇 | 同 同 | 同(背面) |
| 同 | 二一 | 同 同 | 同 女人像(正面) |
| 同 | 二二 | 同 同 | 同(左側面) |
| 同 | 二三 | 同 同 | 同 童子像(正面) |
| 同 | 二四 | 同 同 | 同(背面) |
| 同 | 二五 | 同 同 | 同 南面 彌勒佛像土(全形) |
| 同 | 二六 | 同 同 | 同 西面 分舍利像土(全形) |
| 同 | 二七 | 同 同 | 同 舍利塔(全形) |
| 同 | 二八 | 同 同 | 同 北面 涅槃像土(全形) |
| 同 | 二九 | 同 同 | 同 菩薩像(正面) |
| 同 | 三〇 | 同 同 | 同 同(背面) |
| 同 | 三一 | 同 同 | 同 比丘像(正面) |
| 同 | 三二 | 同 同 | 同 乾闥婆王像(正面) |
| 同 | 三三 | 同 同 | 同 同(背面) |
| 同 | 三四 | 中門(正面) | |
| 同 | 三五 | 同(右側面) | |
| 同 | 三六 | 軒組物 | |

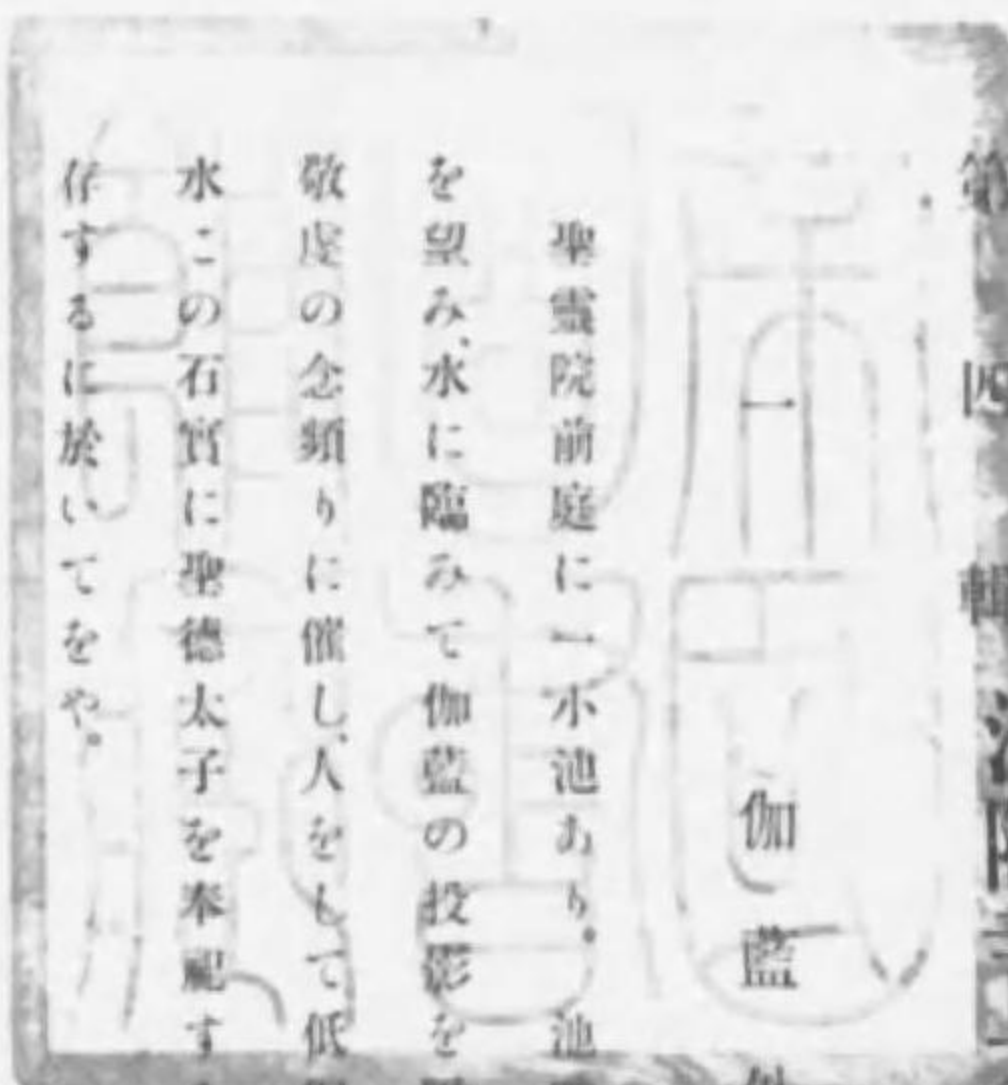
圖版 三七 中門 軒組物
 同 三八 同 內部柱上組物
 同 三九 同 瓦
 同 四〇 同 同
 同 四一 同 同
 同 四二 同 柱礎
 同 四三 同 建築圖 正面建並斷面圖
 同 四四 同 側面建並斷面圖
 同 四五 同 向上圖
 同 四六 同 平面圖
 同 四七 同 建築部分圖
 同 四八 同 金剛力士像(同形正面)
 同 四九 同 同 (同 頭部)
 同 五〇 同 同 (昨形正面)
 同 五一 同 同 (同 頭部)
 同 五二 同 同 (同形左側面)
 同 五三 同 同 (昨形右側面)
 同 五四 同 迴廊(南側西寄外側)
 同 五五 同 (南側內部)
 同 五六 同 (同)

圖版 五七 迴廊 構架
 同 五八 同 鐘樓(全形)
 同 五九 同 鐘
 同 六〇 同 經樓(全形)
 同 六一 同 大講堂(正面)
 同 六二 同 (斜面)
 同 六三 同 軒下組物
 同 六四 同 內陣天井
 同 六五 同 內部光景
 同 六六 同 本尊 藥師如來像
 同 六七 同 脇侍 日光菩薩像
 同 六八 同 脇侍 月光菩薩像
 同 六九 同 四天王 持國天像(正面)
 同 七〇 同 增長天像(同)
 同 七一 同 持國天像(背面)
 同 七二 同 增長天像(背面)
 同 七三 同 廣目天像(正面)
 同 七四 同 多聞天像(同)
 同 七五 同 廣目天像(背面)
 同 七六 同 多聞天像(同)

圖版 七七 大講堂 觀勒僧正像(正面)
 同 七八 同 (左側面)
 同 七九 同 同 (背面)
 同 八〇 同 毘太鼓及緣(左方風呂緣)
 同 八一 同 (右方雙龍緣)
 同 八二 同 鉦鼓及緣(左方)
 同 八三 同 (右方)
 同 八四 同 上空(全形)
 同 八五 同 (內部光景)
 同 八六 同 本尊 釋迦如來像
 同 八七 同 脇侍 文殊菩薩像
 同 八八 同 脇侍 普賢菩薩像
 同 八九 同 同 四天王 持國天像(全形)
 同 九〇 同 增長天像(同)
 同 九一 同 廣目天像(同)
 同 九二 同 多聞天像(同)
 同 九三 同 境內光景
 同 九四 同
 同 九五 同
 同 九六 同

圖版 九七 南大門(正斜面)
 同 九八 同 (背面)
 同 九九 同 妻飾
 同 一〇〇 同 花肘木
 同 一〇一 同 頭貫鼻
 同 一〇二 同 同
 同 一〇三 同 瓦
 同 一〇四 同 建築圖(正面建圖)
 同 一〇五 同 (縱斷面圖)
 同 一〇六 同 同 (橫斷面圖)
 同 一〇七 同 同 (平直圖)
 同 一〇八 同 東大門(正面)
 同 一〇九 同 (左側面)
 同 一一〇 同 (部分)
 同 一一一 同 西大門(全形)
 同 一二二 同 勸學院門(全形)

南都十大寺大鏡 第四輯 法隆寺大鏡第四册解説



聖靈院前庭に一水池あり、池畔に立ちて斜めに寶殿の輪奐たるを望み、水に臨みて伽藍の投影を眺れば、史實の追憶仰ふるに由なく、敬虔の念頻りに催し、人をもて低徊去る能はざらしむ。況んやこの水この石質に聖德太子を奉祀する聖靈院と離すべからざる由緒の存するに於いてをや。

二一六 塔 婆 全形 部分 九輪 正面建圖 澗雷符(表面二、裏面一)

- 五層 木瓦葺
- 初層 方廿一尺二寸 軒高 十七尺九寸
 - 二層 方十八尺四寸 軒高 三十一尺
 - 三層 方十六尺二寸 軒高 四十三尺六寸五分
 - 四層 方十三尺七寸 軒高 五十五尺八寸五分
 - 五層 方十尺六寸 軒高 六十七尺三寸五分
 - 塔盤下高 七十三尺六寸 九輪頂上 百〇五尺二寸

伽藍配置の妙はその全般の光景如何にありと雖も、各宇の形状の變化與かりて最も力ありとなす。峙つ者伏す者各その形を異にし、然かも全景の整備と興趣とを興ふるは、これ配置の造妙を極めたるもの、唯法隆寺に於いて真意義を傳へたりと云ふべし。その重層の金堂平面に延びたる講堂、更に鐘樓鼓樓の廻廊と相交はりて、配置

の全景に鮮やかなる輪廓を畫くありと雖も、五層塔婆獨り高顯して、遠望既に梵唄の雲間に搖曳するの感あらしめ、近くは金堂と權衡を保ちつゝ、講堂に深遠の趣を呈せしむるなくば、伽藍の莊嚴配置の諧調何に由つてか保たるべき。

塔は三間五層より成り、基軸の高さに比しては屋蓋齋閣の度を緩く且つ大ならしめて、全景に莊重の感を興へ、每層の屋蓋は出入大小替代して均一ならず。後世の一層は一層より羽翼の長さを減縮して軒端一直線に相連なるものとは全くその趣を異にす。初層より四層までは方三間にして、柱間は漸く減縮せるを以て、第四層の斗拱の肘木の端は相接して一の雲斗を共有するに至り、第五層は斗拱の衝突を避けんが爲め特に方二間となし、以て多少の變化を呈せしめたり。こは實に局部熟視の上の用意にあらすして、外觀上の大局より打算したる手法の周密を證するに足る。古今目錄抄に、又在雲階板也、每層四面皆板畫最勝所說四種龍王之名、打之九輪、最下輪四角立、鎌此等皆爲避除龍王之難也、又下層四角懸懸、每角寶鏢、最上層最下層四角上層雲珠、在内外陣外陣連子、内壁也とあり。これ等の懸垂裝飾は多く散逸して舊觀を存せず。甚だ惜むべしとなす。塔外部は丹土もて塗り、内部の組入天井には格間に藻文を彩どる。四天柱内には塑土もて須彌山を築き、涅槃像土、彌勒像土、維摩詰像土、分舍利像土の變相を現はし、四面に各一佛土を配す。塔の創立詳かならずと雖も、その様式の金堂と同一なるは推して以て法隆寺草創當時の建築と定むるを得べく、四佛土變相は塔成つて後和銅四年歲次辛亥

寺造者と天平資財帳に明記せられたり。

なほ塔の四面には避雷符を貼す。その表面には梵字の咒言を書し、これを圍みて玉縁及び刹形式の文様あり。もと彩色ありし如くなれども何れも剝落してこれを確むること能はず。その背面にも一々墨書あり。東なるは圓示せるものにして阿揭多、弘安六年六月九日、西大寺沙門寂尊、西なるは阿揭多の代りに、主多光、南なるは設驗尊、北なるは蘇多末尼とあり。別當記に據ればこの年春比塔修理の畢あれば、これに因みて寂尊を煩はし雷符を貼するに至れるならむ。本寺古來雷火の難ありしを聞かず。本寺建築中最高の五重塔にして尚よく今日までその難を免かれ得たるものはこの雷符の功德に負ふ所勝からずと云ふべきか。

塔婆四面具

塑造 著色

天平十九年の本寺資財帳に

塔本肆面具一具具別佛像土 一具具別佛像土

右和銅四年歲次辛亥寺造者

とあるは即ちこれなり。塔の檼柱を圍みて四面に山岳制窟を構へ、幾多の佛菩薩諸天尊屬を配す。皆塑土もて造り、或は金箔を押し、或は彩色を塗る。塑は地土即ち黏土を手して拍ちて造れるもの、古資財帳に益若くは塙と稱す。我が國群聚彫刻の最も多數にして而かも完成せるものなり。當所の面目は年所を経るの久しき墳墓に繼

ぐに修補を以てせられ鎌倉時代と江戸時代に於いては、特に大修補の加へられたるを見る。そのよく當初の面目を保持するものを探つて以てこゝに收む。

七 東面 維摩詰像土 全形

八一〇 維摩居士像 正面 左側面

像高一尺〇一分

一一一 文殊菩薩像 正面 左正側面

像高一尺三寸五分

一四一 菩薩像 正面 左側面

像高一尺三寸二分

一七 菩薩像

像高一尺一寸

一八一〇 女人像 正面 左側面

像高一尺二寸一分

一一一 女人像 左側面

像高一尺

一一二 童子像 正面

像高一尺〇二分

維摩詰土一具と稱するは維摩經變相を現はせるにて、斯經は本邦佛教渡來の初より曾崇され、聖德太子も既にその注疏に筆とり給へることあり。その變相を塑土に現するは、自らなる時代の要求なるべし。今その變相場面の主人公たる問疾の文殊と對問の維摩詰居

士とを比すれば、一は端嚴微妙の菩薩身、一は鬚髯長うして形にそれと知らるゝ、白髮の老翁言と不言と不二の法門ならざれど、技巧の妙は二にして不二にして不二、形こそ異なれど對照して造れる作家の苦心は何れにも明らかに檢すべし。文殊菩薩の形相純唐式なるは言ふもさらなり。維摩居士の形相法華寺の像とも異りて、脇息を前に控へての相貌は唯これ竹林七賢の一人を見るに齊しく、文殊像より寧ろ製作に苦心の痕を認むべからずや。鬚髯を立體にするは古來藝術家の極める所、これを印象的に現すの先驅は則ちこの像に於いて徴するの外無かるべし。維摩の像彫刻に現はれては法華寺の塑像石山寺の木像等あり。繪畫にしては黒田侯爵家藏東福寺の弁藏等あれど、最古の立體彫刻としてはこの像を推すの外なく、畫像としては概ね斜面像にして正面の像をとらず。唯脇息のみはこの像と畫像と相叶へるあり。佛教彫刻として老少對照の妙は不動二童子に於いて現はれ、男女兩性の對立は毘沙門天吉祥天、善財童子にも現はれたれど、彫刻中の優秀なる者最古の彫刻として、年輩の懸絶せる兩像をかくも均齊せしめたるもの恐らく他にあらざるべし。

維摩詰像土中こゝには菩薩二女人二童子一を選び掲ぐ。四面諸像中端嚴殊妙尤も人目を惹くは菩薩形を以て第一とす。塙像の遺存するもの無きにあらずと雖も、唐風の長を悉して端嚴かくの如きの菩薩像はこれを五重塔内に求むるの外なしと言ふべく、その資財の大なるは飛鳥朝造像には全く見ざりしところ、唐風の渡來と共に現はるゝものにして、而かもその頭上に背ゆるが如く高きは樂師

寺金堂樂師脇侍像や同東院堂觀音像に於いてもこれを見て、唐風影響の初頭たる白鳳期に於ける特徴なるもの、如く、天平期に入らばその高さは減じて面部と釣合よき形に納まり行くを見るべく、目鼻立ちまた天平期のもの、通有の優美さに乏しく、寧ろ前期のものに現はれたる嚴肅さを多くせるなど、勞々その和銅造像のことを背はしむるものあり。

この維摩文殊問答聽聞聚中又注目せらるゝは女人像にして、面貌溫麗容姿端莊その相好衣文は俗形なるによりて、か塑土の技頗る寫實に近くして、溫雅の風を帶ぶ。飛鳥奈良時代の彫刻の今日に遺存せるもの、大部分が佛菩薩若くは天部なるに、この像が婦人を現はせるは、兎に角一異采を放つものと謂ふべく、また唐朝製作の女人小泥像と比較して、我等が本群像を稱して唐風なりとなすの明證を徴するに恰好のものとなすべし。

次に童子像は雙角その一を缺けりと雖も、その古制を徴するに於いてはこれより確實なるもの無かるべし。これまた唐朝作泥像と酷だ相似たり。仁明朝に於ける著色修補は免かれざりしも、幸に元祿寶永度の潤色を加へられざりしと見ゆ。

二二五 南面 彌勒佛像土 全形

彌勒佛像是飛鳥朝に奈良朝に特に尊崇せる佛として、奈良古宗寺院に屢々造置せられたるところなり。本尊像以外はすべて近世の作なり。本尊像は金箔は補修に係れるものなるも、その下に同じく

唐風莊重の作技を示す。その倚像なるに於いて造像形式上注意すべきところありて存せむ。

二二六 西面 分舍利像土 全形

二二七 舍利塔 全形

全高 一尺二寸七分

西面分舍利像土は北面涅槃像土と共に塔下造像としては最も好箇の題材なり。西面よりはこゝに舍利塔を採録せり。現存舍利塔中の最古の形式と稱すべく一見直ちにその由來する所印度系統に屬するを知るべし。その頂上に近く相輪形の楕の如き突出は實に密教傳來後の臺座の組織中所謂數童子と俗稱するものと同形なるを思はゞ彼此相俟つて深甚の資縁あるを覺ゆ。

二二八 北面 涅槃像土 全形

二二九、三〇〇 菩薩像 正面 右側面

像高 一尺一寸

三〇一 比丘像 正面

像高 一尺二寸三分

三〇二、三〇三 乾闥婆王像 正面 背面

像高 一尺二寸二分

北面よりは菩薩形一八部衆中の一並に比丘形一を掲ぐ。菩薩形なるはこれと全く同形にしてたゞその右掌をもつて左掌を承けた

るに於いて相異せる一對中の一なり。塔内種々の聲聞菩薩ある内に端坐兩手を重ねたる姿勢は獨りこの一對の像あるのみ。これを正面より拜して謹嚴の相あり。側面よりして眼元に慈悲の涙あり。内觀の清淨あつて端嚴肅穆の妙相始めて現はれたるの感ありといふべし。

比丘形像は即ち十大弟子の一かと思はるゝものにして、入涅槃佛に侍して悲痛涕泣せるその狀寫實に迫りて眞を求めむとするものこれを繪によりてか獲べき變化ある形姿さし迫りたる感情を塑土もて自由に造形せるは驚きに堪へぬべし。

最後に掲げたる八部衆中の乾闥婆王と思はるゝものまた名作にして、その姿態の崇美なる表情の生氣ある、衣紋褶皺の寫生的なる、構彩の温雅なる等一々殊勝ならぬは無しと謂ふべし。

かく四面諸像を次第掲げ來り見及べば誰かこれ千二百餘歳のいにしへに斯の如き神妙なる造像技能の存在せるに感歎せざるものあらむや。況んや亦この臺土の法の恰もこの時代に當りて我が邦に傳はりし最新藝術なるにかゝはらず、その進歩の蹟のしかく顯著なるものありしを想ふに於いてをや。當代に於けるこの種の遺作が類を盡くして悉く吾が法隆寺に歸存するの事實に至りては更に益々歎歎を禁する能はざる所なり。

三四一四七 中 門

正面 右側面 軒組物 同 内部柱上組物 瓦 同
同 柱礎 正面建並斷面圖 側面建並斷面圖 向上

圖 平面圖 建築部分圖

四間二戸樓門
梁間三間 重層 入母屋造 本瓦葺
桁行 三十九尺八寸 棟間 二十八尺二寸

法隆寺伽藍の創始に關しては諸種の史料の傳ふる所一ならずと雖も、これを金堂藥師像光背銘天平伽藍緣起等に徵するに推古天皇の十五年佛像初めて成り、金堂塔婆中門廻廊等その前後に被成せし事疑を容れず。天智天皇の九年伽藍悉く燒失し、和銅の頃再建せられたりとの説は現存せるこれ等建築の様式に適應し難し。

今推古時代建築の一代表的遺物としてこの門の様式並びにその特色を復はむか。先づ大體の形狀に於いて最も異様の觀あるはその平面の四間三面にして、正面は中央の柱によりて二分され、側面は却てこれに反する事なり。(通常門の正面柱間は必ず奇數とし、側面は正面柱間の數如何に多くを加ふるも二間を越えざるを法とす)

この時代の技術家が何故にかゝる異例の柱間を選みしかは夙に衆人の注意を率きたるものゝ如く、右今日録抄の記者はこれを解して「無正面者聖人者不繼子孫之表識也と言へり。蓋し聖德太子傳曆中の記事より推して太子の子孫斷滅の相を現さむとせしに擬するなり。浮屠者流の説必ずしも中らずと言ひ難きも、かくて尙ほ側面の異風を如何に説明すべきか。吾人は寧ろこの種の外面的理由に基く推測を避け、この門その物の藝術的形式中に凡ての解釋の根據を求めむと欲す。

思ふにこの門の美觀の骨子を成せるものは各部の均衡の極めて整正なるにあり。更に伽藍の一部として近接せる金堂塔婆及び廻廊との廣高の諧調を得たるにあり。後世禪宗伽藍の三門の如く林間に樹頭と高さを競ひて獨り巍然たる威容を示さむとするものと異り、この門の如く平面上に於ける伽藍の整正美の一部を成すものに於いては、その形と大さとは周圍の諸建築と不可離の關係を有す。今この門の廣高を見るに、下層左右之脇之間は各金剛力士を安置するに依りてその形を限定せらるべく、これに對して中之間の略ぼ七對十の比を成せる事の適度なるを認むると同時に、若しこれを一間若しくは三間と成す時は、今二間のものに於いて見る如きこの門各部の均衡を得ず、從つて又周圍建築との諧調を破るを察し得べし。側面の三間は正面に對し適度の權衡を持つる所以にして、又周圍建築殊に廻廊との諧調に缺く可からざるを知る。若し前掲のなづむべきもの無くして善美の建築を得むとせばかくの如き平面を選むは寧ろ當然のみ。當時技術家の心事を語るものはこの門の美觀その物に外ならざるべし。

更にこの門の美を爲せる要素を他方面より舉げむに、腰屋根を出來得る限り長く突出せしむると共に、その勾配を極めて緩くして高さを減じたるが如き、各層の柱を柱間に比して高からしめず、屋根も亦つとめて低きを期したるが如き、又上層の各間を下層に倣ひて適當に縮小せしめ、更に高欄によりて上下兩層を適度に連絡したるが如き、凡てこの門に莊重安定の觀を與へ、堂塔の同様な趣致に合せ

しめたるを見るなり。

最後にこの中門に見ゆる推古時代特有の細部の様式に就きて一言せむ。最も顯著なるは柱に一種のエンタシスを有する事なり。詳言すれば中門下層の柱は底部に於いて直径一尺七寸六分底部より上方柱長三分の一の所にて一尺八寸四分餘三分の二の所にて一尺七寸六分頭部に於いて最も狭く一尺四寸あり。即ちその輪廓は下方より柱長三分の一の所に於いて最も幅廣く、それより上下に向ひ曲線を成して狭まるものなり。次には大手に皿斗を有する事等なり。これ等の柱及び斗拱はその勁健なる曲線を以て建築の莊重なる趣を深くし、高欄の殊異の形状は又その美を加ふると共に、大陸建築の先型を想現せしむるものあり。

向中門礎石は第四十二圓に見る如く何等の加工無き自然石なり。これに併せ掲げたる古瓦三種の中第三十九圓の平瓦と第四十圓の巴瓦とは共に金堂屋根表より發見せられしものなり。平瓦は周縁低狭にして珠紋帯及び波紋帯を上下に置き、中間唐草模様の畫きたるものにして、その曲線の性質より見れば寧樂朝初期のものに認めらる。巴瓦は推古時代の佛像臺座中の蓮瓣と同一意匠なるを見るべく、同代巴瓦の最も代表的なるもの、一なり。第四十一圓の巴瓦は同じく推古朝のものに屬すと雖も、類品は寧ろ尠し。發見の場所を詳らかにせざるも、これと同一物にして同じく法隆寺より出でしと傳へらるるもの、偶々他に存するより見れば、又前二者と共に伽藍建築史の微證に資すべきなり。

可からず。像は目録抄に泥塑とあり。資財帳は記載を洩らせるも、現在二像共に所謂填即ち泥塑にして、その塑土の作法、資財帳に同時の作として記されたる塔本律面具の填諸像と同一なるを見れば、素より泥塑の像にして、今像のこれに當れる事疑を容れず。大和志料の著者は古今一陽集に古老の言として、二觀之内西邊力士、積年泥像自然顔、噴管石座已而貼大衆臺之所彫刻也といへるを引いて、右像は全然後世の作なるが如く解したれど、これを實際に就いて見るに、少くとも右像頭部の泥塑の法は全然左像と同一にして、斷じて後世のものに非ず。たゞ體のみ純然たる木造なるは左像阿の本心塑造と異なる所にして、これ古老の言の一部の眞を傳ふる所以なるべし。別當記に據れば、文治、天福、延應、文保等鎌倉時代を通じて數度の彩色修補の事あり。一陽集には更に寶永以後近世の修理も記載されたり。ればこの間に舊形を改めたるどころ無きを保し難し。左右兩體の作法を異にするが如きも修補の事實を待ちて始めてこれを説明し得べきに非ざるか。かく考へて後この兩像を見るに、首より以下の作風は一見鎌倉時代の様式にして、頭部の手法と相容れず。腰部の衣文に於いて殊にその著しきを見る。姿勢も亦殆ど同代の通式にして、たゞ上半身の長く屈出せるを殊異なりとす。思ふに鎌倉初期の修理に際して體軀は終に原形を留むるに由無く、幾分舊に倣ひつつも殆ど新意を以て改作せしものに非ざるか。一の木心塑像には原作の手法に近からしめむとせし一面を見るべく、一の塑土を棄てて縮みざるは更に他面の消息を語れり。金剛形像の形式の主眼が

四八—五三 中門 金剛力士像 阿形正面 同頭部 阿形左側面 同頭部 阿形右側面 阿形 塑造 阿形 頭部 塑造 體部 木造 著色 立像

天平流記資財帳に金剛力士形、貳軀、在中門右和銅四年歲次辛亥寺造者といひ、古今目録抄に中門中略在二王、身長一丈一尺、（註）といへるもの、この像を外にして他に求むべからず。日本二王出現之始と稱せらるる元興寺南大門の尊像も今は見るに由なければ、寺門擁護の金剛形中これを本邦最古の遺品とすべきか。凡そ廣義に於ける佛像彫刻の中、形相の變化多様に於て興味ある史的発展の跡を示せるもの、かの四王とこの二王とに若くものなし。四王の遺品の比較的豊富にして、凡ての時代を通じてその推移を詳らかにし得るに比すれば、これは證據とすべきもの、殊に上代に於いて稀有なるを憾みとす。本像の如きは實にその稀中の稀と稱すべきもの、單に製作の高下を以てのみ論ず可きにあらざるなり。

左右二像殆ど同一の姿態を執りて、形の對照無く、顔に忿怒の相を顯はさず、體に活動の勢を示さざるものは、健陀羅彫刻に於ける金剛形像なり。これを阿吽の變化、活殺の自在、端睨す可からざる我が鎌倉時代の二王尊像に比すれば、その對比如何にぞや。この間にありてよく端睨の中に威力を藏せるもの、これを我が寧樂朝と彼の唐代との遺品に徴し得べし。東大寺法華堂と龍門の二三圓とはその比類無き寶庫也。然らばこの和銅四年法隆寺造の金剛形は如何。吾人は今この間に答ふるに先ちて斯像の現状を詳らかにせざる

頭部よりも寧ろ軀幹にある點より言へば、上述の如く解したる斯像の史的意義は著しく減小されざるを得ず。吾人はこれを奈良朝初期の純乎たる代表的遺物として遇する事、繪畫に於ける橘夫人厨子原繪に對するが如くなる能はざるなり。されど少くとも頭部の勇偉にして、面も超人間的なる妙相は法華堂の夫れと相並びて後に倫を絶せり。阿吽の口形の異色あるも亦看過すべからず。四に言ふ本像近世の修理は粗笨を極めたるものにして、面貌の如きも古き原作の塑土の上に竹釘を打付け、これに調査の一致せざる粗製の塑土を盛上げ、反古紙を貼り、墨を塗りて、眼珠に至る迄全く舊形を改め居たり。最近修理の際後補の部分も全然剥ぎ去りて舊に復したるもの、即ち今圓なり。看者これを修理以前のものと混同する無きを要す。

五四—五七 廻廊

南側西寄外觀 南側内部 同 構架 桁行本廊支廊合セテ八十五間 梁間一間 單層

廻廊は古今目録抄に廻廊惣七十八間、西三十八間、東四十間也、講堂東西各七間、（註）經藏南可得心也、外陣柱皆有連子、東西有樂門、東西廊北南共有脇門、講堂西東際有脇戶、云々とあるもの、略ぼ原形に符合せり。古來幾回の修繕に逢ひて、新舊相交はり、玉石相混するの奇觀無きにあらずと雖も、その適度なる廣高を待ちて始めて金堂塔臺中門の統一的美觀を爲せるを思へば、この廻廊の伽藍建築に於ける意義

は決して輕視さるべきにあらず。史的見地よりいふも少くともその過半は創建當時のものとして珍重すべきが如し。

五八 鐘 樓 全形

三間二面 重層樓 屋根切妻造 本瓦葺
軒行 三十一尺四寸 礎高 十六尺六寸五分 上層軒行及礎間同上
軒高 二十五尺九寸五分 棟高 三十五尺一寸五分

五九 鐘

鐘(飛鳥朝) 六尺三寸五分 鐘高 一尺三寸五分
平口厚 四尺六寸五分 耳長 二尺六寸八分 此鐘
三六三寸 日厚 三寸九分前後 横徑 一尺五寸九分
同中心高 一尺六寸二分

西院鐘樓は伽藍廻廊と連結して東側に在りて西なる鼓樓と對峙す。建立は藤原時代にして、天平時代のものたる鼓樓に則りて再建せられたるものなること彼と構造を同じくして、細部の手法には天平期の強味を失ひ、藤原期特有の穩やかさあるによりて知らるべし。蓋莫我國最古の鐘樓なり。

その構造形式を舉ぐれば、三間二面の重層樓にして、下層正面中の間に出入の戸を構へ、腰組物三斗を用ひ、上層には中間一戸の外は總て連子窓を施し、四方に勾欄を繞らす。組物は三斗平組なり。内部下層の床は土間二階は板張軒二重垂木にして、天井は化粧屋根裏なり。他の伽藍建築と調和を有ちて梵鐘鈎懸の必要上二重層に造り、外形上他の奇なしと雖も、平屋葺きなる廻廊中に鼓樓と相對して層樓の聳ゆるは自ら變化をその間に求むるものといふべし。

とあり。據つて以てこの特例の由來を徵すべきなり。その構造形式に就いては鐘樓と同様なるを以てこゝに贅せず。

六一一六五 大 講 堂

正面 斜面 軒下組物
内陣天井 内部光景
九間四面 單層 屋根入母屋造 本瓦葺
正面長 五十一尺五寸八分 側面長 五十四尺二寸八分
大棟高 四十八尺 大棟長 百四尺

講堂はその名の如く佛乘を講誦する所にして、最初は別に堂宇を設けず、一室内に在りて本尊を背にしてその座を定めて講誦に従事したりしが、後分れて二となり、前なるは金堂として本尊のみを安置し、後なるは則ち講堂としてその用を替むに至れるなり。本寺の講堂今は中門を潜ぐれば真正面にこれを仰がると雖も、此處もと北室建築の在りし所にして、當堂はこれに近邁し、その東方に偏して建てられ、恰も金堂の背後に當る所に存せしこと、古今日録抄の文に據りて推知すべく、即ち講堂としての最初の意義を明らかにする地位を占めたりと謂ふべし。されどその創立年代に至りては、天平十九年の寶財帳にも著録せられず、殆ど詳ぬべきなし。唯日録抄には次講堂者、昔堂燒失故、其時別當觀理僧都北京法性寺(或云普明寺)云、寺當寺庄以近江庄替請彼寺、所造此寺也、別當云、聖人建立請在此、何況於凡夫所造哉、故引去、造置北室、即堂分濟也、と記し、兎に角古建築の存在せしが、同抄及び別當記に傳ふる如く、醍醐天皇の延長三年雷火の災に罹りて北室と共に燒失せしを以て、程經て一條天皇の正暦元年その再興を企て、本寺の所領近江庄の地を普明寺の建築と取替へ舊

鐘樓の制天壽國曼荼羅に現はれたるもの單層にして、別に鐘を懸くべき磬臺の如き裝置あり。これと全然その制を異にせりと雖も、我國に起れるものは實用上よりして重層樓をとれるか。鎌倉時代に至りては宋朝の風を學び或は四方空潤東大寺存在の如きものとなり、或は持懸付新樂師寺風のものとなじ、單純なる重層樓のもの又見ること能はず。従つて伽藍連結の建築より脱して獨立のものとなれり。本建築の如き鐘樓建築として、廻廊連結時代に於ける古制を徵すべき唯一の遺品なりといふべし。

梵鐘は飛鳥朝の鑄造に係り、圓帶幅廣く、撞座の位置甚だ高く、鐘と並び立ちてこれを撞ける當時の風習を徵するに足る。龍頭巨大、頭形また甚だ奇古なり。上圍と下圍とに存する文様磨蝕多しと雖も、略々古様を窺ふを得べし。

六〇 經 樓 全形

三間二面 重層樓 屋根切妻造 本瓦葺
下層軒行 三十一尺四寸 礎高 十六尺六寸五分
軒高 二十六尺一分 棟高 三十四尺六寸

經樓は様式上天平時代の建築なりとす。蓋し古代の伽藍建築に於ける常制としては、鐘樓に對峙する建物は鼓樓なるべきに、本寺にありては創建當時より鐘樓に配するに鼓樓の形式を有する經藏を以てして、その名稱さへも特に經樓とは呼べるなり。古記を按ずるに天平年間の流記寶財帳に、樓二日、一口(經樓長三丈一尺、廣一丈八尺)又古今一陽集に、大經藏(其樓二層、作四間、四尺三寸、百濟國來朝經論安之云々)

地は再度の祟りあらんことを慮れ、同時に燒失せる北室の遺地に就いてその工を起すに至れり。竣功は或は正暦元年と云ひ、或は明く二年と云ふ。何れとするも一年違ひにて大差なければ、正暦頃として可なり。その後別當記の録する所に従へば、久安二年十一月二日始講堂被修理之、行事永祐寺家行事慶世等、如新作修理之畢、同三年春丹白土等皆塗之已畢とあり。如新作修理之とは、改築とも考へらるべき大修理の謂か。或は丹白土等も新に塗れるよりして、面目一新殆ど新築と同様なりとの謂か。文義に兩様の解釋を下さるべしと雖も、現在建築の骨子よりすれば、正暦久安間即ち藤原時代の様式を示せるを以て、當時よりしてこの大建築は中門の真正面に巍然として聳飛せるを知るに足る。これより世々多少の修理を経て局部の改造をも施されたること、別當記以下の古記録及び親しく實地に就いて各部の様式を検すれば、略々これを明らかにするを得べし。以下年を逐うてこれを説かむ。別當記は久安年度の大工事以後、建永元年丙寅講堂板敷戸外立成畢と云ひ、次で貞應二年講堂板敷取破捨て床に成畢と云へり。もと堂内一面板敷なりし事も、これを取捨て床となせし事も、斯く迄年代を指して判然せるは喜ぶべし。次で嘉曆四年三月には堂前なる石の階段成り、文和三年五月には佛壇のハタ板造られ、延文元年の夏には正面一間の欄間格子造立せること、皆同書に依りて明らかなり。かくて延文三年五月廿九日には佛壇の後壁なる柱三本腐朽せるを根絶せる時、もと一間の壁なりしを左右に各一間宛を加へて三間とせること見ゆ。現在の制は即ちこの

様式を傳へしものなり。この後の工事に就いては詳細の記録を缺けりと雖も、屋蓋の西南隅なる降り棟の鬼瓦に應永十二年云々の銘あるものあれば、その屋蓋修理に著手せしを證するのみならず、第六十四圖に擧げたる如く、堂の内部天井に近き細部には著しく室町時代初期の手法を存するあり。又第六十二圖及び第六十三圖によつて軒下組物を見れば、三ツ斗を別として單斗を支ふる斗束の長方形を爲さず、左右脚下に開きて撥形を爲せるもの、或は兩側に三角形の木片を配して、不均衡の四角形を爲せるもの、如きはこれ應永頃の手法なれば、堂の内外全體に互れる大規模の修理工事ありしを思はしむるなり。堂内に在りても、現今の香焚間付勾欄を裝へる佛壇は全く桃山末期より江戸時代の初に行はれたる様式に係り、大棟の鳥舎にその頃修造の銘文あるを併せ考ふるに、豊臣秀頼が社寺の再興事業を起せし時、本堂もまたその修理の工に負へるものありしを知るべし。その他古今一陽集には、中古堂西有寮間、元祿年中四面伽藍修造之時、改造庇根爲一棟と云ひ、桂昌院が本願に係れる手入もありしなり。尙佛壇後壁の蓮花に日月の繪も第六十五圖に現はなる如く、また元祿頃の裝飾に係れるならむ。造立の久しき風雨塵に堪へて今日に及べるは、偏に時々修理の功に俟つもの多しと雖も、鎌倉時代に於いて、眞實が日録抄に此堂者六間四面、南面戸六本、北面戸二本也、又新後戸一本、左右妻戸各一本也と云ひ、その細部を叙して、此堂在組入天井、在堅利有虹梁上と云へるに、觀れば、現今の堂宇は九間四面にして、既にその大きを異にし、組入天井などの大體に於いて、そ

の様式を損せざるを知らるゝのみ。その六字は或は九字の誤寫に係れるか、或はその後の擴張に由れるか、一考を要す。兎も角形式として云へば、現存の堂宇は單層入母屋造にして、木瓦葺、組物は三斗を用ひ、天井は格子形にて裝飾す。材は凡て丹塗にして、木口に黄土を塗れり。これまた舊様を傳へしと解すべきか。要するに講堂は大衆會合の堂なれば、本寺伽藍中その廣大なるに於いて第一なるに、これを造るに、比例古儀、些々たる手法を弄せざる處に、雄大の致を存す。又そは伽藍主要の建物なり。而も本寺の伽藍は上金堂を始めとして、皆優秀なるが上にも、遡遠の歴史を有し、その權威を以てして、殆ど尋常の建築を配して、その觀を得らるべきにあらず。觀理僧都風に處る所あつてこの堂宇を移建し、假令その後數度の修理を経たりとも、古容を傷くるに至らず。當初の面目は依然として存するもの、如く、旁々醍醐寺五重塔に次での藤原初期の古建築として、骨、細り伽藍の缺逸を補ひたるのみならず、今にして輪奐の美を保たしむる所以のものは、その功また偉大なりと言ふべし。堂内には日録抄に擧ぐる如く、金色樂師丈六并金色仕者即ち樂師三尊と四天王像の存すること、今も依然として變更せず。唯その堂宇再興當初のものたるや否やは一陽集にも疑を存せり。なほ眞實は參殿觀音を模索して造れる救世觀音像あるを説き、眞實頭盧尊者の安置せられたるを算すれども、觀音像は一陽集に元文の頃まで存せしを擧ぐるのみにて、今は杳としてその消息を知ること能はず。眞

頭盧尊者はその頃既に形跡を見るなしと謂はる。堂宇の保存、佛體の護持に代々懈怠なきが如くにして、面かも後世に及びてその變轉を來すこと斯の如きあり。その道に當るもの心せずして可ならむや。

六六 大講堂本尊藥師如來像

木造 漆箔 坐像
像高 八尺一寸五分 白銅 二尺七寸三分 白銅 一尺六寸八分
白銅 一尺六寸九分 白銅 二尺三分 白銅 五尺一寸一分
一寸一分 鑿銀 六尺四寸二分 同高 七寸五分 坐像 五尺一寸一分
坐像高 六尺一寸八分 蓮肉徑 七尺二寸一分 蓮華座高 一尺八寸五分 下懸徑 一丈二尺九寸 光背高 一丈四尺四寸 同幅 一丈一寸

六七 脇侍日光菩薩像

木造 漆箔 坐像
像高 五尺六寸八分 白銅 二尺八寸八分 白銅 九寸五分
同幅 一尺 同高 一尺二寸七分 鑿銀 三尺一寸二分
鑿銀 四尺一寸七分 同高 八寸二分 坐像 三尺
鑿銀高 五尺〇五分 蓮肉徑 四尺一寸 同高 一尺四寸
下懸徑 七尺一寸八分 光背高 九尺 同幅 六尺二寸

六八 脇侍月光菩薩像

木造 漆箔 坐像
像高 五尺六寸八分 白銅 二尺一寸五分 白銅 九寸五分
同幅 一尺 同高 一尺二寸二分 鑿銀 三尺一寸一分 鑿銀
三尺九寸二分 同高 八寸 坐像 三尺〇七分
鑿銀高 五尺三寸 蓮肉高 一尺四寸二分 同幅 四尺二寸
下懸徑 七尺一寸八分 光背高 九尺一寸 同幅 六尺四寸五分

藥師三尊は木彫漆箔光背臺座また同手法なり。その彫法は一本彫成の名殘を存し、線條の行きかひに高低參差、勢を刀法の反撥にとれるものあり。螺髮未だ扁平に至らずして高く現はれ、眼に俯視の相なくして直視の趣あり。眉宇に斷乎たる威嚴を表し、唇に深き默契の意を寓す。總べてこれ慈悲忍辱身中に剛健勇猛の相を藏するの彫法にして、所謂藤原時代定朝式の圓滿豐富の境に入らざるもの、殆ど堂宇と時を同うして作られたるならむ。藤原初期の三尊像としては當にその第一に位すべし。光背は唐花の透彫、臺座は八重蓮、蓮花の開き大にしてその肉の豐富なるは定朝を俟つて緊密なる描跡形の輪廓に移る先驅を爲し、その他各部の比例稍々粗大にして散漫の感あるも亦定朝に由つて大成せらるべき餘地を存す。定朝式三尊佛若くは獨尊佛の優品はこれを求むるに難からず。これと接近してその過渡の様式を示すものは、即ちこの講堂の三尊佛なり。講堂は勝覺會の營まるゝ處にして、大衆これに聚會す。その廣大を要する所以は、即ち又この威靈全場を壓するの三尊を要する所以にあらずや。

六九 七持國天王像

木造 著色 立像
像高 六尺六寸四分 白銅 一尺三寸六分
白銅 六寸六分 同幅 六寸六分 同高 九寸六分
像又高 八寸一分 光背徑 二尺二寸一分

七〇、七一 増長 天像 正面 背面

像高 六尺四寸三分 白頭 一尺三寸
背高 六寸五分 背幅 六寸五分 同奥 九寸一分
像又高 一尺

七三、七五 廣目 天像 正面 背面

像高 六尺五寸 白頭 一尺二寸
背高 六寸三分 背幅 六寸三分 同奥 八寸二分
像又高 一尺一寸

七四、七六 多聞 天像 正面 背面

像高 六尺七寸三分 白頭 一尺三寸二分
背高 六寸七分 背幅 六寸五分 同奥 九寸
像又高 八寸五分

大講堂の四隅に立てる四天王像は前に云へる如く、古今日録抄に著録せるものに係れり。その等身に餘る大さより見るも、將た本尊樂師三尊との作風より考ふるも、本尊と時を同うして本堂に恰好なる大きに造り上げられたること疑なきのみならず、本堂の講堂には一々その鎮護たるべき四天王を有するを以て、その入れ違ひ或は假安置等の事由あるべき筈なれば、風に本堂と共に存在せしを信するに餘りあり。本堂の現建築の骨子となれるものは、別當記日録抄の指示する如く、正暦年度か久安年度かに歸せざるを得ず。兎に角藤原時代の末葉を降らざることを確かなれば、記録の上を辿りても本像の藤原時代のものたるを否むべからず。これを形相より見れば、寶曆の低くして清し氣味に出来上れる、玉眼未だ使用せられずして

睡の見下ろしがちな、靜的狀態に惹かれ易き威なき能はず。その動作の姿態もまた涼然たる神將の威風を仰がしむるよりは寧ろ謹厚なる善神の徳を偲ばしむるものあり。刀を造ること淺くして、杖を作ることも少く、その線の極めて緩くして、活動の致を避けひと努めたる、皆その謹嚴の威を現はさむが爲めにして、奔放自在の手法に威武の奮躍を象徴すること無し。斯の如きは最も善く藤原末葉の一般思想とその造形美術の本色を窺ふべきものにして、日録抄の著録以前正暦久安の際に成れること疑ふべからず。實に大講堂の面目一新すると共に、本像の造立に及べるを知るべし。講堂に後世の補修ある如く、本像の散火燭輪光左右に怒張せる天衣、その他板扉等は皆尊像の全きを期して補作せるものなり。

七七―七九 大講堂 觀勒僧正像 正面 左側面 背面

木造 著色 坐像
像高 二尺九寸三分 白頭 九寸 背幅 五寸三分
同奥 六寸九分 背幅 一尺九寸三分 膝板 二尺六寸二分
同高 四寸九分 坐高 二尺六寸四分 坐板 三尺三寸

像相傳へて云ふ、推古天皇十年十月來朝せる百濟の人觀勒法師の像と。法師は聖德太子と宿世師弟の契縁ありしとして、一時の尊崇朝野に重く、遂に僧正位を承くるの嚆矢となれり。その相貌の刻せられて本寺に安置せらるゝは、追遠景慕の意に出でたりとは云へ、本寺の右記卷もこれを徵すべきなく、觀勒堂として聖靈殿の側なる祠宇もその山緒を釋ぬべきなし。僧正獨り堂宇を専らにするあらば、行信

八一、八三 鉦鼓 及 緣 左方 右方

左方風鳳緣 鼓徑 三尺三寸五分 同厚 三尺〇三分
緣高 八尺九寸 同幅 六尺五寸三分
右方雙龍緣 鼓徑 三尺二寸七分 同厚 二尺七寸八分
緣高 八尺五寸一分 同幅 六尺三寸二分

太鼓鉦鼓共に佛會奏樂の用に供せられ、皆勾欄を繞らせる臺上に安置せらる。太鼓は傳へて源賴朝の寄進と稱す。その來由を確定すべき資料を有せざれども、思ふにその時代に於いて大差なかるべし。左方風鳳緣を有する鼓厨内の銘記に、
法隆寺 上宮王院
聖靈會左方太鼓
依朽損張改之記
康永四年歲次
六月二十二日

大勸進沙門寂實

とあるに據りて見るも、康永年度既に張替を要するの年所を経たるを知るに足らむ。又手向山神社の歳品と並び稱せらるべき無二の遺器なり。鉦鼓は何等の傳來を存せず。その外縁を以て前者に比すれば、精巧拙同日の論にあらざるものあり。年代また從つて降れる時の作ならむ。

八四、八五 上 堂 全形 内部光景

七間四面 單層 屋根入母屋造 木瓦葺

僧都の如き本寺の再興に功績ある人は更に廟宇の輪奐たるが存すべき筈なり。僧都は夢殿に救世觀音の外護者として道詮律師と並び配せられ、未だその祠宇を得たるを聞かざるのみならず、太子の師父たりし惠慈法師さへも僅かに聖靈殿に配祀せらるゝに過ぎざれば、觀勒僧正如何に僧正の榮位を辱うしたりとは云へ、獨り儼然としてその祠宇を撰にするを得べけむや。像今所謂堂宇より轉じて大講堂の中に在り。或はその相貌に老僧者宿と認めらるゝ外別に個性的特徴を存する無く、態度また特殊の儀容を表せざるを以て、古くは聖僧文殊若しくは寶頭盧尊者として造られたる者、後に誤つて觀勒僧正に附會せられしにあらざるか。古今日録抄には西圓堂に寶頭盧あるを説けど、今これを見るなし。この像或は當時同堂内に存せしにあらざるか。疑惑の雲俄に解くよしなしとせば、これを獨立の祠廟に安置せむよりは寧ろ大講堂に配祀するを以て適當なりと思はる。

像始ど一本彫成、肢體に較々寄木を用ふるに過ぎず。元と全面彩色模様ありしこと僅にその製裝に殘れる餘影に於いてトするを得。彫法は一本像に特有なる高低凹凸の替代したる謹嚴の趣致を表し、坐形に悠揚安定の威を與へむ爲めに、製裝に煩瑣の線を避けたる如き、作家細心の工夫を窺ふに足る。寺内の彫像千差萬別なりと雖も、木造宇宵像風の彫刻は唯この像を推すの外無かるべし。

八〇、八一 鼙太鼓 及 緣 左方 右方

桁行 六十八尺六寸 軒高 十八尺五寸
礎間 四十五尺八寸 機高 四十九尺九寸

本堂は講堂の背後の丘上に在るを以て上御堂の名あり。その創立詳らかならず。一に舍人親王の本願にして永業禪師の草創と傳ふ。白拍子記に「夏苦行之佛閣六時供花之梵場」とあれば僧衆が一夏苦行を修するの用に充てられしを知るべし。創立當時の堂宇は別當記の傳ふる所に據れば永祿元年八月十三日大風の爲めに轉倒せりと云ひ、日録抄はこれを同三年の記に係けたれど或は誤傳なるを知るべからず。その後再建を徵すべき記録存せざれど鎌倉中期比に生存せし顯眞が五間檜皮葺と日録抄に記せしを以て見れば、堂宇の存在を認められざるにあらねど、當時永祿の顛倒より講堂に移し奉りし本尊及兩脇侍は所謂五間檜皮葺の堂に還置せられしや如何。間もなく鎌倉の末期應長元年七月に上堂造立の手筈始起れるを以て見るも、顯眞の録せるものは敢て再建と稱すべき完作にあらざりしを知るべし。眞の再建は即ち應長元年の手筈始より、文保二年正月十七日の造營始となり、同二月八日柱立、四月九日土棟の運となり、元亨四年四月九日には本尊兩脇侍を講堂より迎へ奉りて、爰に日出度舊觀に復するを得たるなり。次で貞和觀應年間には洪舜僧都の立願によりて四天王の造立せらるゝあり。又文和三年四月正面の欄間格子一間を新造し、上宮王院東西の古格子を取り來りて後戸の格子と爲すなど、専ら力を此處に注がるゝことゝなりぬ。斯くして出來上されるものは即ち現今の堂宇にして、七間四面正面五戸、

側面及後面各一戸組物三ツ斗、内陣は折上小組格天井を用ひ、入側を化粧屋根裏とし、内外共に丹塗、床には四半の敷瓦を用ひたり。惟ふに最初の建築は永祿の大風に顛倒したりと雖も、同様に覆れると異り、鳥有に歸せしにもあらざるべければ、顯眞が日請せる堂宇も或は壊殘の餘を修葺せるものと考へ得らるべく、從うて現存堂宇の局部にも應長以前藤原時代の名殘を求むべきもの存せざるにあらざる。

八六 上堂 本尊 釋迦如來像

木造 漆箔 坐像
像高 七尺五寸二分 自重 二尺四寸 自重 一尺四寸六分
面幅 一尺四寸 同奥 一尺九寸五分 臂張 四尺七寸八分
膝長 六尺 同高 一尺四寸六分 坐奥 四尺七寸五分
懸垂長 二尺一寸 同奥 九尺六寸五分
坐座高 四尺六寸八分 上座幅 九尺三寸四分 同奥 七尺四寸二分 下座幅 九尺一寸六分 同奥 八尺二寸三分
光背高 九尺一寸五分 同幅 七尺三分

八七 同 脇侍 文殊菩薩像

木造 漆箔 坐像
像高 五尺一寸四分 自重 一尺八寸二分 自重 九寸
面幅 八寸八分 同奥 一尺一寸六分 臂張 二尺八寸二分
膝長 三尺八寸三分 同高 八寸 坐奥 二尺五寸八分
坐座高 三尺三寸四分 上座幅 五尺八寸九分 同奥 五尺一寸六分 懸高 一尺六寸三分 下座幅 五尺八寸八分
同奥 五尺一寸九分 同幅 三尺九寸一分
光背高 五尺八寸 同幅 三尺九寸一分

八八 同 脇侍 普賢菩薩像

木造 漆箔 坐像

像高 五尺〇八分 自重 一尺八寸 自重 九寸二分
面幅 八寸七分 同奥 一尺一寸七分 臂張 二尺七寸
膝長 三尺八寸五分 同高 八寸 坐奥 二尺六寸七分
坐座高 三尺三寸五分 上座幅 六尺〇五分 同奥 五尺二寸五分 懸高 一尺七寸二分 下座幅 五尺八寸七分
同奥 五尺三寸
光背高 五尺七寸二分 同幅 三尺九寸一分

中尊は日録抄に據れば廣運那佛とも稱せらる。兩脇侍と同時の作にして、その年代を詳らかにせざれども、藤原時代初期のものたること疑ふべからず。當寺の造佛に關する佛師は奈良朝より引續きて傳法堂の諸尊に見る如く豐肥健重の趣を喜べる如し。その極成は粗豪に失するの嫌なきにあらざれども、復これ當時の一樣式として尊重すべきものたるを失はず。この様式は鎮座せられたる窟内の本尊としてよりは寧ろ開放せられたる堂内の佛像として、その意義を充分に發揮せらるべく、特に本堂の如き極めて空濶なる堂内に在りては鎮護の尊像としての威嚴を首肯するに餘りあり。かゝる像に對すればこそ臺座も普通の蓮華座をとらず總て長方形のものに依り、中尊のみは裳を蔽うて多少臺座の裝飾を施せるのみなり。光背は二重光その制を略して光心に八葉を作らず。唯周圍に寶相華の透彫を配せしが、今殆ど缺損して總にその名殘を留むるのみなり。兩脇侍の持物如意寶劍は皆近世の補作に係れり。

八九一九二 上堂 四天王像

木造 著色 立像

これ上堂本尊壇上守護の尊像なり。

別當記一陽集に傳ふる所によれば、建長年中本寺領播磨國船庄下司善家なるもの殺害の罪科に依つてその庄武家に押收せらるゝや、本寺一節領德洪舜僧都鎌倉に行いてその再び寺領に復せしめらるべきを歎訴し、又俊嚴提講と共に四天王像造立を立願して勝訴せんことを祈る。成應空しからず、遂に嘉暦四年所領もとの如く返附せらるると言ふ。よりにて像は願の如く貞和二年十月には多聞天、同四年十月には持國天、觀應元年十月には增長天、觀應二年十月には廣目天を次第寺に納められ、文和四年十二月三日にはこれを本堂に安置せ

持國天像 全形
像高 五尺五寸五分 自重 一尺一寸八分 自重 六寸八分
面幅 五寸五分 同奥 八寸二分
光背高 六寸九分
光背幅 一尺五寸三分

增長天像 全形
像高 五尺六寸八分 自重 一尺二寸八分 自重 七寸一分
面幅 五寸八分 同奥 八寸五分
光背高 六寸八分

廣目天像 全形
像高 五尺七寸 自重 一尺二寸二分 自重 七寸一分
面幅 五寸六分 同奥 七寸五分
光背高 八寸四分

多聞天像 全形
像高 五尺八寸 自重 一尺三寸二分 自重 六寸八分
面幅 六寸五分 同奥 九寸九分
光背高 七寸六分

られたりと傳ふ。今本堂壇上を守護するこの四天王像こそこの漢
 晉立願のものにして、各像の首飾に墨書銘あつて然か知らるゝなり。
 即ち持國天に奉安置 法隆寺上堂 施主尼法念 木師法橋寛慶
 繪師法橋專英 文和四年十二月三日増長天に奉安置 法隆寺上
 堂 施主尼法念房 木師法橋寛慶 繪師法橋專英 法橋圓勝 文
 和四年十二月三日廣日天に奉安置 法隆寺上堂 木師僧順慶
 繪師法橋圓勝 文和四年十二月三日 施主尼法念多聞天に奉安
 置 法隆寺上堂 施主尼法念房 木師僧幸禪 繪師法橋圓勝 文
 和四年十二月三日とあり。

今像の製作を見るに、持國増長廣日三天王像は作風も相似し、寺記
 の傳へ銘文の記す處と正しく合致すべきものなるに、多聞天像は甚
 だ異れり。即ち製作様式よりしては徳川期に入れるものなるべく、
 他の古三像も現彩色は天衣其他と共に同じくその頃の修補と思は
 るゝをもつて、何時如何なる由によりてかは知らねどもこの一軀の
 みは改作せられしならむ。たゞ不思議なるはこの像また同じく首
 飾に文和の銘を有せることにして、やゝ解き難きことながら、その再
 興の時に古銘を寫し置けるものにてもあるべきか。

持國天、増長天は本尊の前面に在つて左右に分れ立ち、後方には廣
 日多聞の二天また左右に配立せらる。南都古佛教の諸寺の堂内壇
 上の配置は殆どこの格を出すること無し。像は他の奇なし。唯こ
 れを配合の上より觀れば、前列の持國増長二天は皆一方の手を腰に
 安んじ、一方は高く伸べて鉢を執り、姿勢また奮躍の致を表して、左右

相挟み前面を守護するの意に於いて全しと言ふべく、背後の二天は
 姿勢殆んど直立に近くして、静止の狀態を示し、後面擁護の意を盡し
 たりと言ふべし。その持物の表示は從來の法によりて新意を加へ
 ず、また獨結三結の如き密教特有の持物無きは會々以て舊格の能さ
 れざりしを證す。

九三一九六 境内 光景

第九十三圖は中門の前に立つて法隆寺の正門たる南大門を中心
 とし、大路を挟みて坊舎院宇の存在を示せるもの、即ち主要伽藍の區
 域を離れて朝夕こゝに勤仕する住侶の僧坊を現はせるなり。その
 隣替の差固より七大寺當時の面目を彷彿すべくもあらざれど、觸目
 せる光景の區別に至つては蓋し甚だしき損益なかるべし。圖の右
 古松の高く塙外に蟠居する處、屋宇の隱見するは即ちもと地蔵院及
 び西園院の故址にして、今は本寺の事務所に當てらる。圖には見え
 ざれどこれに續きて新堂あり。渺たる小持佛堂に過ぎざれど、鎌倉
 建築として瀟洒の致を極め、中に藤原彫刻の本尊并に四天王を安置
 す。圖の左門に近く威徳坊あり。次で明王院あり。その名既に法
 相宗には縁遠くして眞言の臭味を帯ぶ。最後に屋宇の高麗するを
 護摩堂となす。こゝに至つて愈々眞言秘密の本體を露はし、不動明
 王及び二童子像を本尊とし、弘法大師を脇壇に配侍す。今は護摩の
 燈立ち上らず。阿吽に押揉む珠數の音も聞えざれど、これ等の堂宇
 と安置の諸像とに由りて影は形と現はれ秘密は事實と説明せられ

たり。弘法大師像は胎内に應安八年三月造立の銘あり。本寺の佛
 師慶秀、舜慶等功に従ひし由を記し、もとの同堂の本尊はこの像なり
 しことを知るを得。二童子像また康暦二年卯月安置の銘を有し、同
 じき舜慶これを刻し、舜現房清玄彩色せるよしを明記せり。かくの
 如きは益々以て密教化の年代を確定し得て、寺運とその閱歴とを記
 録以外に指示するのみならず、舜慶清玄等の佛師尙當寺に專屬して
 造像の功に奉仕せるなど、佛教藝術の史上に缺漏せる資料を語るも
 のと云ふべし。堂の建立は天正十三年頃と云へど、修補の痕は多か
 りなむ。唯應安、康暦の舊物を存せざるを遺憾とす。幸に南大門は
 永享十一年の再建に係り、今に舊觀を改めず。その主要斗拱間に更
 に二ツ斗を用ふるの手法は河内國觀心寺の本堂と相並びて我が古
 建築の雙美たり。左右の僧坊院宇皆代謝して往時の光景庶幾し難
 き間に在りて、本門獨り舊容を存するはこれ即ち法隆寺の法隆寺た
 る所以にして、勅願官録の盛時を想ふべからずとするも、他の七大寺
 若くは十大寺の多くの廢殘に瀕せる現況と對照して、斑鳩山の法運
 尙幸に人天の加護を得て、威靈の自ら他と相異なるものあるを證する
 にあらずや。圖は局部に過ぎず、説いていまだ盡さざるありと雖も、
 これを熟視默考すれば無量の感慨湧き來つて極まる所を知らず。

第九十五圖は西院東大門より西大門に至る境内光景なり。
 現存塔中は
 普門院 寶相院 彌勒院 寶光院 西園院 地藏院 中院
 寶珠院
 にして、廢寺は
 安養院 松立院 花園院 阿彌陀院 正藏院 觀音院 橘ノ坊
 西之院 明王院 威徳坊 吉祥院 西南院 圓明院
 なり。
 第九十六圖は西院東大門より上宮王院門前に至る境内なり。又
 現存塔中と廢寺との名を列舉すれば次の如し。
 現存塔中
 律學院 宗源寺一名 福生院 善住院 福園院一名
 賢聖院 持寶院 文殊院 興善院 蓮池院 法花院 發志院
 廢寺
 九七一〇七 南 大 門
 正斜面 背面 妻飾 花肘木 頭貫鼻 同
 互 正面建圖 縱斷面圖 橫斷面圖 平面圖
 南大門は寺城外廓の總門なれば、堂塔の創始と共に經營せられし
 や、疑なく、天平寶財帳に伍口の門を擧げて、佛門二口、僧門三口と注せ

る中、佛門の一口には金剛力士在りと云へれば即ち今の中門にして、他の一口にはその廣と長とを叙して特徴の遺すべき無きも、これを南大門と見て不可なるべし。この創立當初の南大門は顯眞が古今日録抄に當時南大門三間也、無二王承暦年中堀河院之時燒畢と傳へたれば、承暦年中まで存在したる如くに考へらるれども、嘉元記に別當仁滿長元々年任之、此任中南大門造立云々の記事あるに據れば、承暦燒失のものは既に原初のものにあらずと云ふを得べく、顯眞等が日夕出入したるものも承暦以後復興せし儘なりしや否や疑なきを得ず。但し嘉元記に正中二年乙南大門前右殿造功畢と云ひ、延文三年戊三月十四日南大門脇大垣築替築地之内ヲ、イノ雨落ヨリヒロサ六尺五寸東西ヘキリニキル任舊記六尺五寸ハ右公領之間木竹等切掃テキリニキル畢互背下地同造營在之と云へるに見れば、顯眞が目睹せる時代の遺物なるや否やを知らざれども、門欄儼然として聳えたればこそ、前に石垣を構へ脇の築地を新にするの工を起したれ。總じて創建以來他の堂塔と異りて、災厄數々雖も、幾度の建替を経たれば、その山緒を探るに甚だ困難にして、證徴の充分ならざるを遺憾とす。この鎌倉時代を経過したる建築は足利時代に移りて永享年間又も同様の災に罹れり。玉林抄は永享七年正月十一日、依禪學淨南大門燒畢と記し、古今一陽集は訓海傍義云永享七年正月十一日燒……又觀綱所日記永享六年正月十日夜燒却畢堂衆之所以也、爲失心經會於前日大門ヲ、ハヤクハヤク也。厄之然而心經會無其類始行焉私云兩書所日之前後未知孰偽追而可檢知之但於日之前後者

可信十日之夜欲妨法會此夜應其厄者乎と疑ひ寺誌の研究に熱心なりし良訓も事の心經會の日に起りしより斷じて正月十日夜となせるも、或は十日夜半過の事變なりしを以て、玉林抄は十一日焼とし、綱所日記は十日夜とするの差違を生せるならむ。日時は斯くて兩書に大差なければども、永享六年と七年との差異は良訓も案じ煩へる如く、今裁斷すべき資料を有せず。兎に角この變災後寺家直に再建に著手し、永享十年首尾よく上棟せるものは即ち現存の南大門にして、嘗ては數々火難に苦めるもの、爾來幾百歳舊觀を改めずして今日に至れるは實に寺運の日出度限りと云ふべし。先年國幣の補助を得て修理を施したる際發見せられたる屋瓦の銘記及び棟札は併せてこの建築の創立年代を最も的確に語るものあり。屋瓦の銘記には「永享八年六月六日ヨリハシマツル七月五日の日記瓦大工と籠書に示たるありて、明らかに瓦工著手の時期を示し、その他永享八年度の文あるもの多く、永享十年の文あるもの更に補充として造られたるを見る。棟札は松材に墨書す。その文左の如し。

上棟 永享十年十一月十九日 奉行衆

有賀 源盛房 得業
調清 謙忠房 五郎
重慶 源清房 得業

曉快 延房 順快 延房 良色 延房 圓秀 松房 清竹 知 〇房
慶賢 順房 慶賢 順房 慶賢 順房 慶賢 順房 慶賢 順房
覺濟 順房 覺濟 順房 覺濟 順房 覺濟 順房 覺濟 順房

| | | | | | | | |
|----|---------------|---------|--------|--------|--------|-------|-----|
| 大工 | 泰 宗 清 十郎 大夫 | 左衛門二郎大夫 | 彦次郎大夫 | 彦四郎大夫 | 六郎大夫 | 彦九郎大夫 | 助五郎 |
| | 藤 原 國 藏 七郎 大夫 | 眞入 道 | 五郎二部大夫 | 助二部大夫 | 衛門二部大夫 | 九郎二部 | 助二部 |
| | 秦 宗 增 九郎 大夫 | 金剛四郎大夫 | 七郎次郎大夫 | 左近四郎大夫 | 衛門二部大夫 | 彦次郎 | 〇房 |
| | 橘 末 國 | 金剛四郎大夫 | 次郎大夫 | 小波次郎 | 源四郎 | 兵衛四郎 | 初三郎 |

一 簡權少僧都卯賢 年會五師榮秀 下簡分一簡齊清 右 訓海大法師 勾當 釋 京 取 京 觀 下簡分沙汰人 〇 清

その後慶長年間豐臣秀頼京畿及び近畿の社寺を修造せる時、法隆寺又その惠澤に與り、功は南大門にまで及べり。その修理銘札現存す。文に云〇は諸君

夫大和國平群郡法隆學問寺者佛法家初之伽藍鎮護國家之靈場也 聖德太子御草創之後一千餘年之今 豐臣朝臣右大臣秀頼公 命 片桐東市正寺町四面之間住持相船之梵圖悉以修營再興之處也 然則後代修造之年限親相當大聖之所記再來後身之妙詞更無 疑滯者哉可貴可仰 而已

慶長十一年八月吉詳 奉行片桐東市正且元 官使下代 高橋義太夫 梅平右衛門尉

法印 齊清 傳燈大法師光盛 一朝慧棟梁橋朝臣中井大和守正清 權少僧都長乘 傳燈大法師正秀 小工 藤原右衛門尉宗次 權律師光祐 傳燈法師隆政 番匠大工 寺職工 平金剛正太夫政盛 權律師長算 傳燈法師尊尊 瓦大工 同 藤原佐太夫家次 權律師賢秀 傳燈法師賴春 瓦大工 同 平 宗 十 郎 藤 原 宗 次 藤 原 家 次 五師大法師覺祐

長三尺二寸七分幅五寸厚五分背面にナンタキモンとあり、これ同種の銘札多かりし爲め一々建物の名を注して混亂に備へしなり。最近修理の際精査する所に據れば、かばかりの古建築を以てして加ふるに慶長年度の修繕ありながら、原形の傷損極めて少く、屋蓋の如

き修葺毎に多少變形するを免れざるものも、依然として中心より左右兩翼に張れる軒端の線美を保ち、後補のものとしては僅に扉の脇の間なる壁の貫以下に縦羽目を張れるのみなりと云ふ。名山靈刹また幽冥の裡神佛の呵護あるに似たり。

一〇八—一一〇 東 大 門 正面 左側面

三間一戸八脚門 屋根切妻造 本瓦葺

中四脚 十二尺六寸 總四脚 各九尺一寸四分

各四脚 八尺七寸

この門俗に中の門又は東御門と稱す。その創立年代詳らかならざれども、恐らく奈良朝の建立に係れるならむ。天平十九年の本寺資財帳に門伍口として中に僧門三口を挙げ、その一口に長三丈廣一丈と注せるものは規模殆どこの門と同じければ或はこれ東大門の謂にして古制今に存するに非ざるか。組物は三ツ斗を用ゐ、妻飾は二重虹梁竊股なり。親しく細部に就いて見れば、桁は圓形の断面を有し、虹梁は圓に明らかなる如く強き張の曲線よりなり、竊股は蝙蝠の兩翼を擡げたる如く頗る奇古の形をなし、殊に天井は所謂三棟造、化粧屋根裏となれるよりすれば、これ即ち奈良朝建築の様式を帯びたるものと云べく、資財帳登錄のものは今にその實質を傳へたりと稱すべき也。但し妻の懸魚屋上の鬼板等一見明らかには後世の修補と認むべき無きにあらず。本寺別當記には寛喜元年己丑五月自九日十ヶ日、金堂葺畢并同月ニ東大門修造在之勸進尊圓宗春房 延文四年二月十五日、東大門之門隱造替新作在之惣寺とあり、大工事の修繕とは見えざれど、多少補修せしこと明らかなり。原形を變せずして局部の加工に止まりしとして可ならむ。果して然らば奈良朝時代の八脚門として東大寺の轉害門と共に總かに遺存する貴重なる古建築と云ふべし。唯彼の結構壯大なるに對して是は較々緊縮に陥

れるの感なき能はず。全體規模の大小の差は自ら事の此處に及べるなりと雖も、俱に時に應じ修理の功を懈らずして今日に保存せられしは實に奇遇と稱すべし。

一一一 西 大 門 全形

四脚門 屋根切妻造 本瓦葺

西大門造立の記事いち早く本寺の記録に見えたるは別當記に載する所の久圓威儀師の條なり。その文に此任中西大門造立之とあり。同師の別當在任は長元八年八月廿七日に始まりて五ヶ年とあり。長曆三年十二月親皇大德これに代はれるなれば西大門の造立は長元、長曆間即ち後一條天皇の末年より後朱雀天皇の初年にかけての間に成れるなり。これ創立が再建か得て致ふべからず。尙別當記には其後覺遍法印權大僧都治世の時、嘉禎三年九月同門修理の記事あり。その用途の内十五石は別當の沙汰、殘る所は寺用佛事等より寄進せしめてこれを辨する由を載す。遙かに降りて徳川時代に成れる古今一陽集には、貞享元年十一月五日夜、下廻燒失の事を録す。この時遙別當記所載の建築修補を経て保存せられしものが、今に於いてこれを尋釋するの記録なきを遺憾とす。次で一陽集は燒失の翌年假門を造り、元祿十年に至りて新造せしもの即ち現今の建築なりと傳ふ。圖に示せるは即ちこれにして、江戸時代の特徴を有する四足門なり。面取控柱の面幅一寸一分ありて柱の面内幅の一尺一寸に比しその十分一に相當すれども、所謂十面取よりは少し

く小なり。斗拱は唐様の三ツ斗を用ゐ、臺輪の上に大竊股ありて大虹梁を支へ、梁上に東柱を立て、極木を承く。拳鼻の如き動物的形式を具し、またよく江戸時代の手法を現はせり。一陽集の傳ふる所甚だ簡なれども、斯る大建築を元祿時代に營み得たる所以のものは或は金堂の修補と同じく、柱昌院の助力に依れるものにあらざるか。

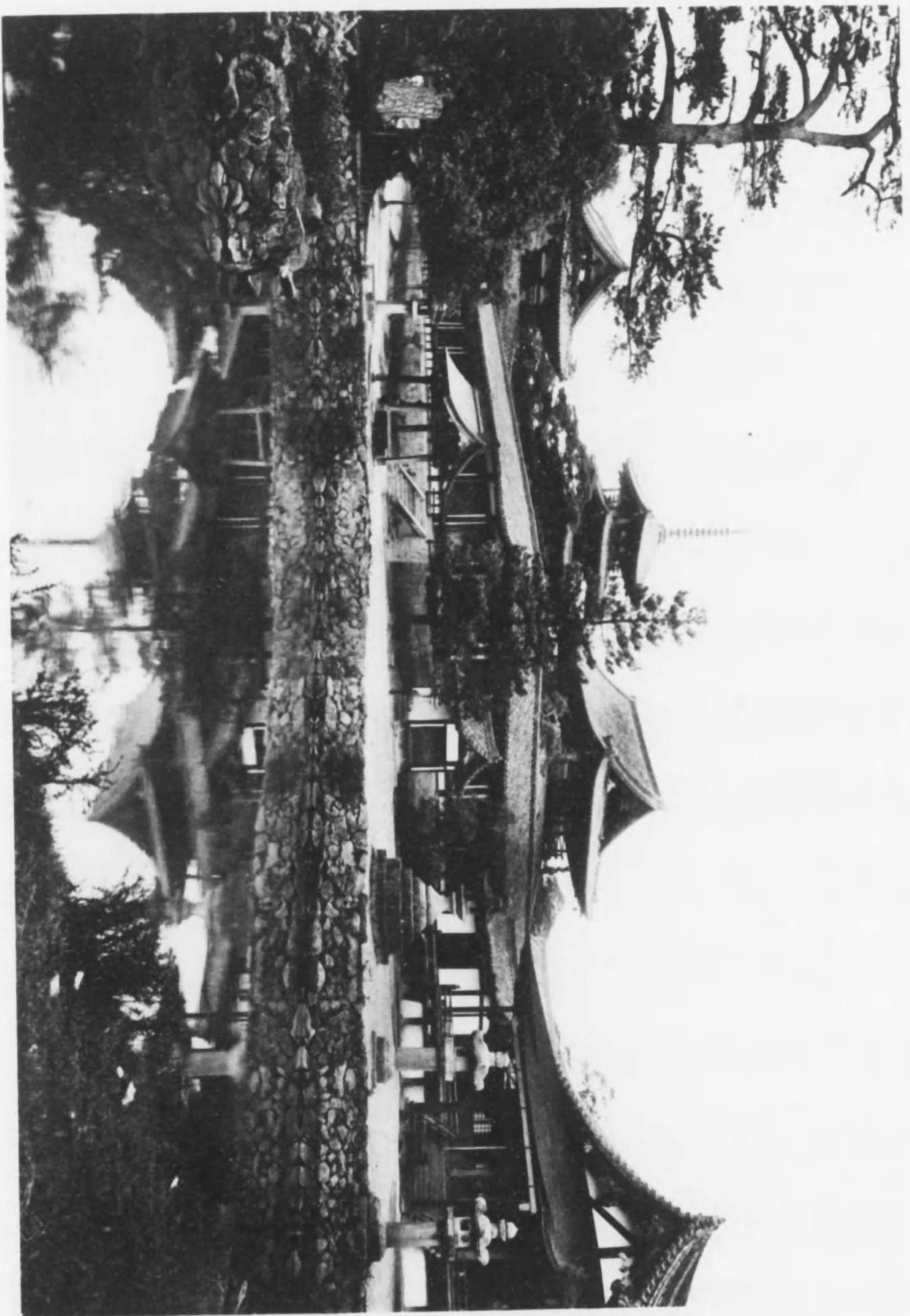
一一二 勸學院門(宗源寺門)全形

四脚門 屋根切妻造 本瓦葺

柱高 八尺一寸三分 方立内法 六尺三寸三分

棟桁下端高 八尺三寸 戸口高 五尺六寸三分 柱徑 八寸

今勸學院となれる本寺塔頭宗源寺の門にして、更に言はゞもとこにてありし金光院の表門なり。乃ち別當記にいふ、嘉禎三年丁酉三月日、金光院四足並築地始建始云々とあるものなるべく、本組普通の四脚冠木門として異風なけれども、圓にも明らかなる如く、些も壁を著けざれば、繊細なる木割更に目立ちて、屋根も重たげに立ちたるが、手法雄勁にして形態に輕捷の趣あり。寺中中門、東大門に次いで右門にして、また唯一の鎌倉期の寺門なり。

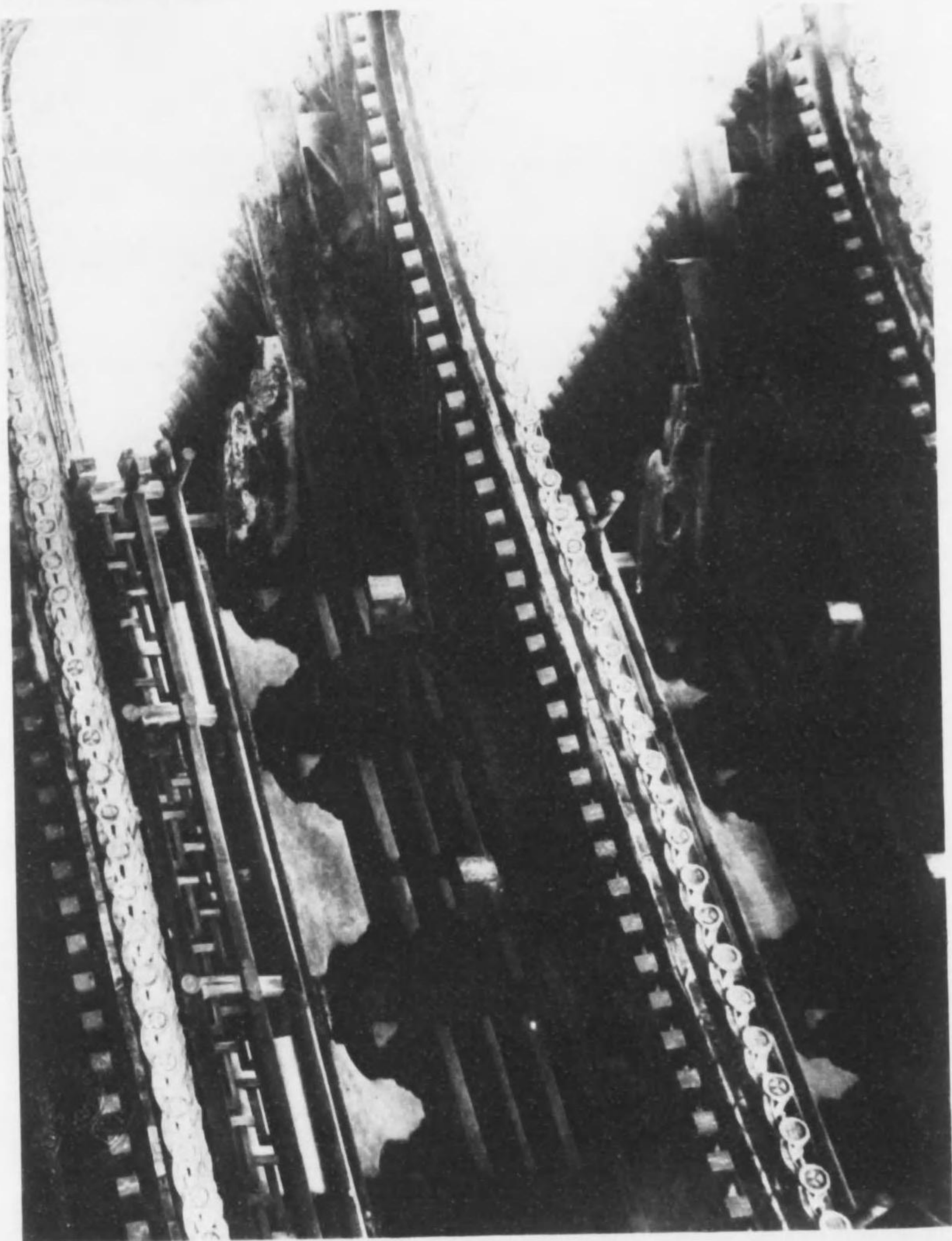


1-114

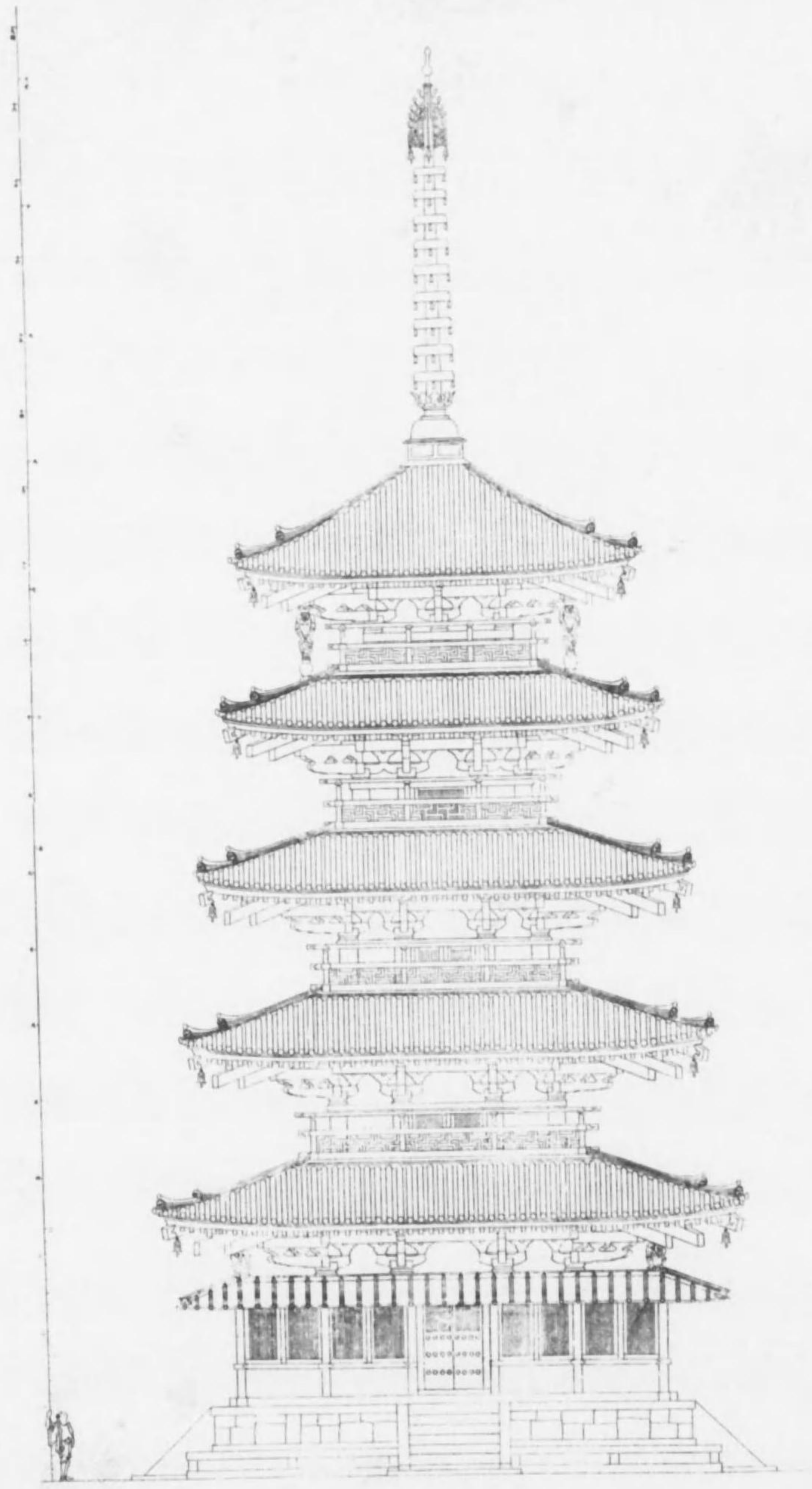




PL. 1



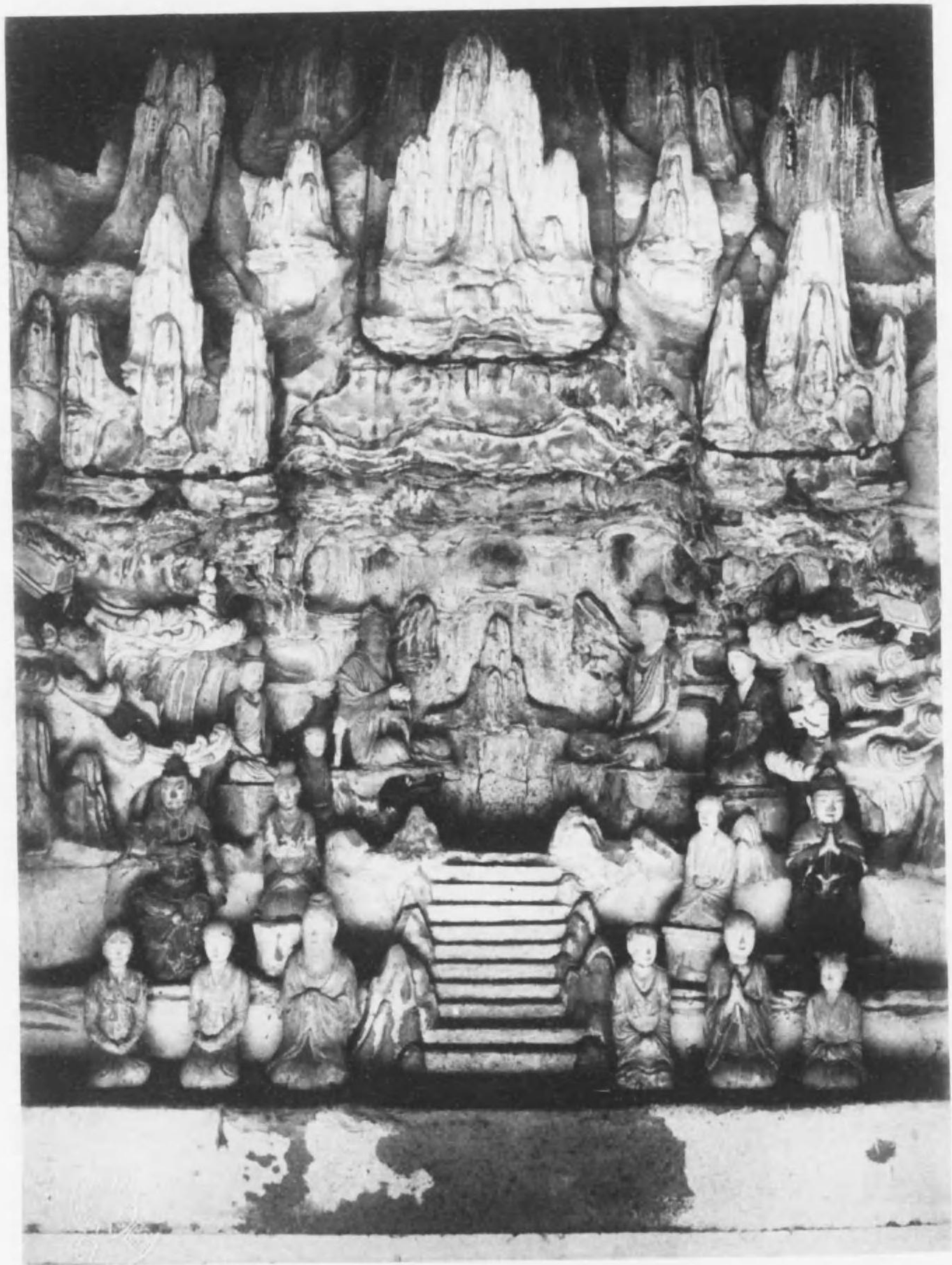
PL. 2



PL. 5

圖建四正 塔塔





PL. 7

1850 N. 84





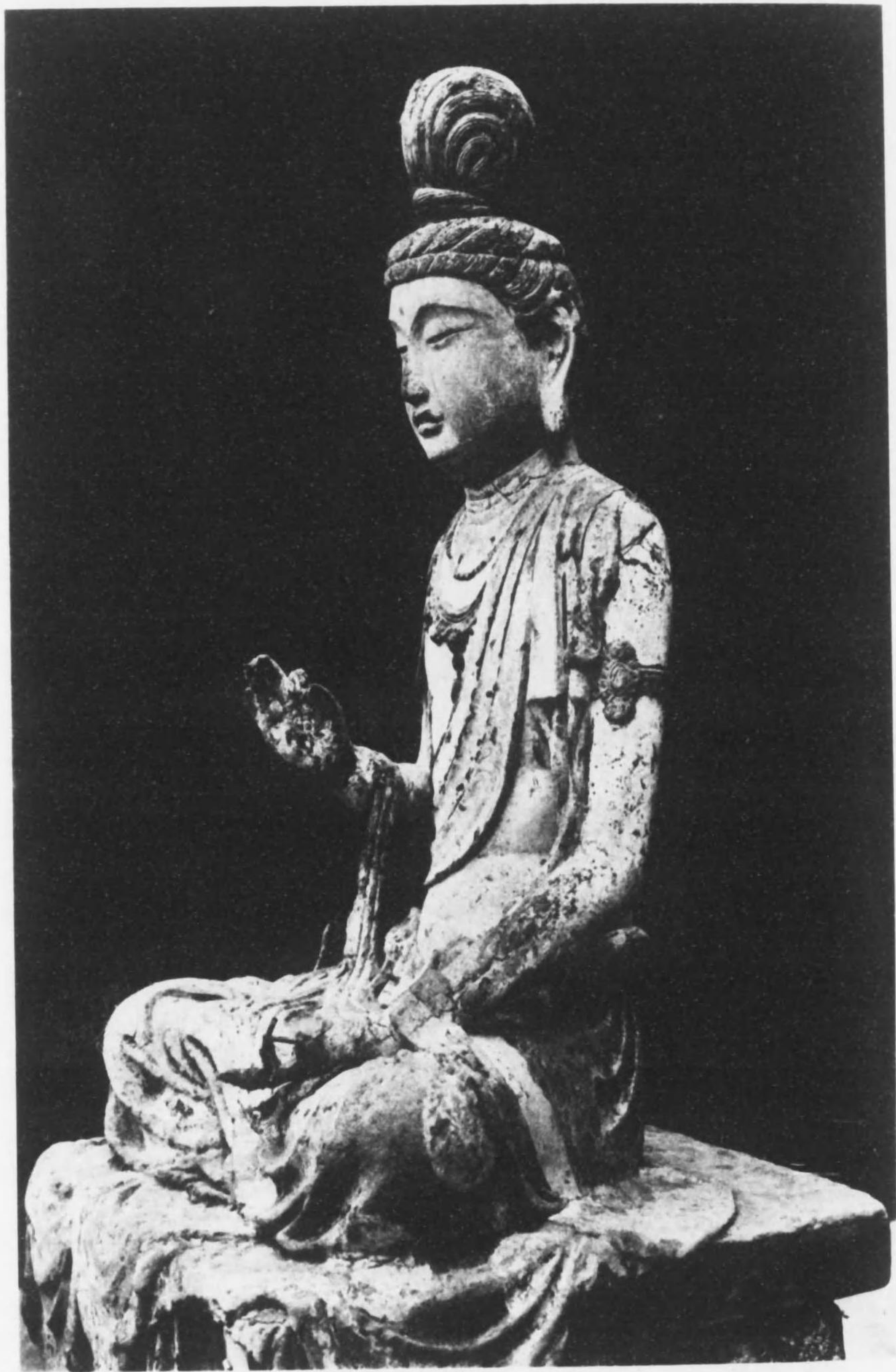
PL. 2

PLATE 22





PLATE I. THE GREAT VEHICULAR BUDDHISM

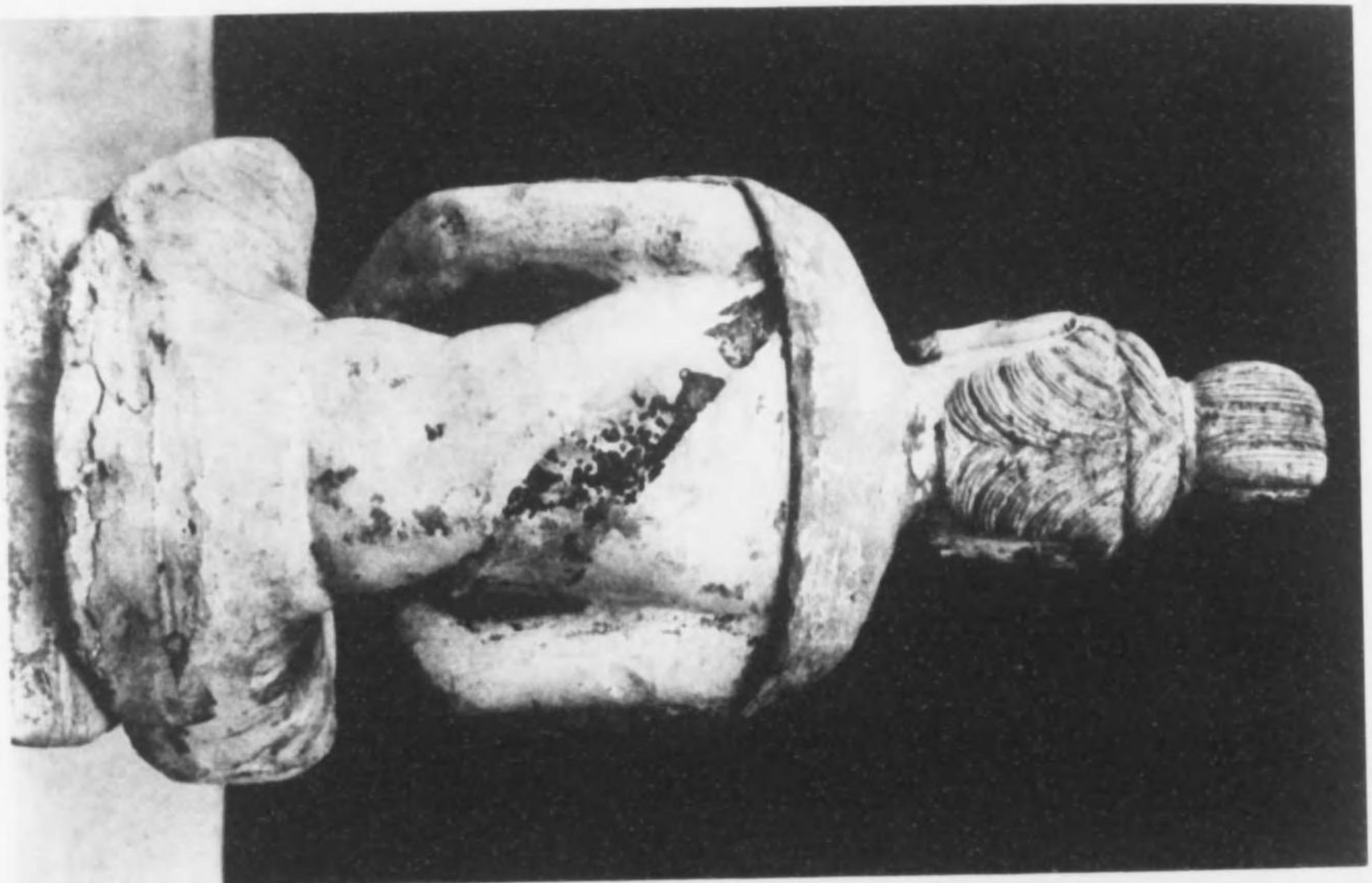






PL. 14

佛 像 集 卷 之 一



PL. 14



PL. 15



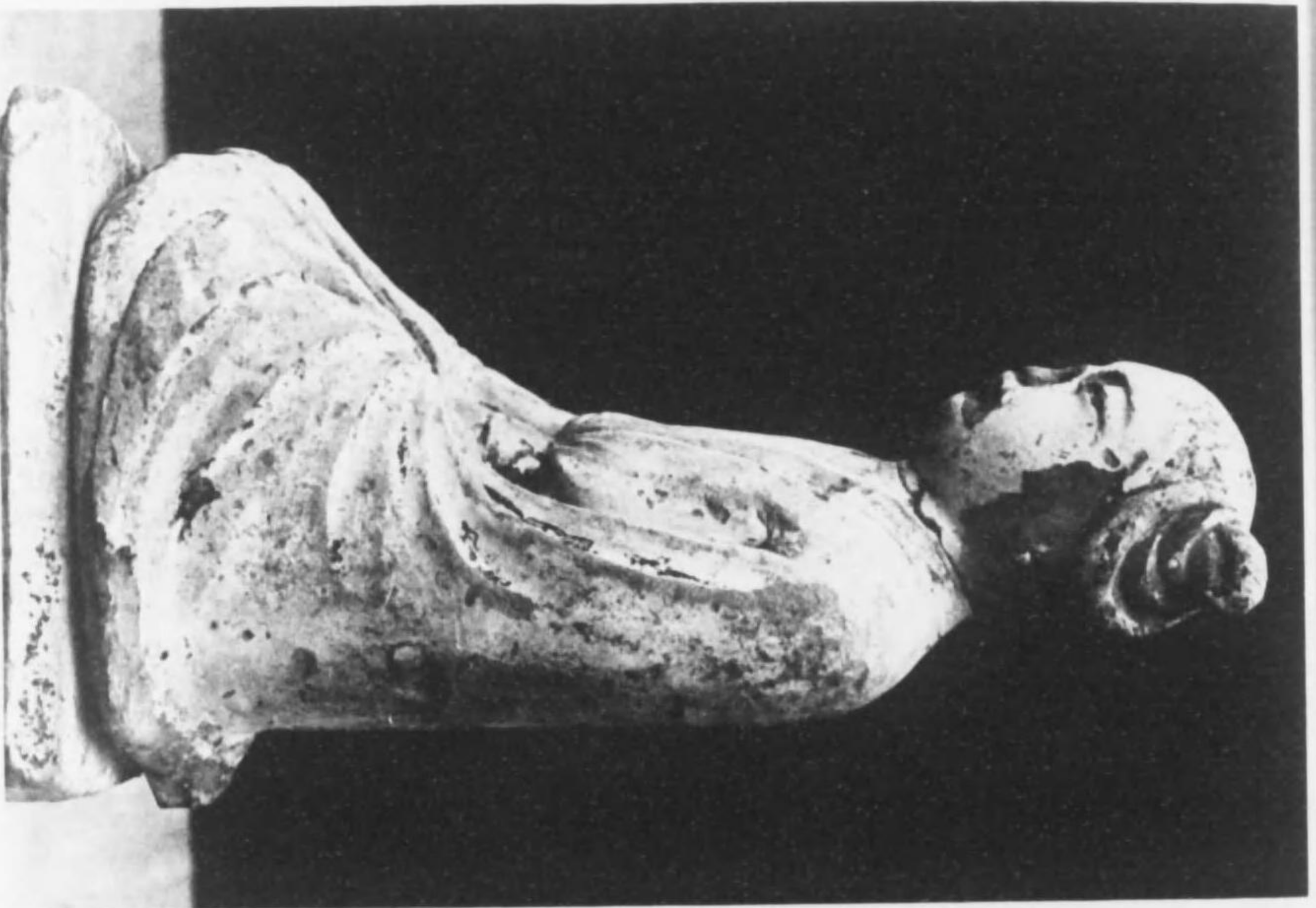
PL. 17

佛(二)及等 佛像 英等









100-114



100-114



PL. 24

1911. 23. 24



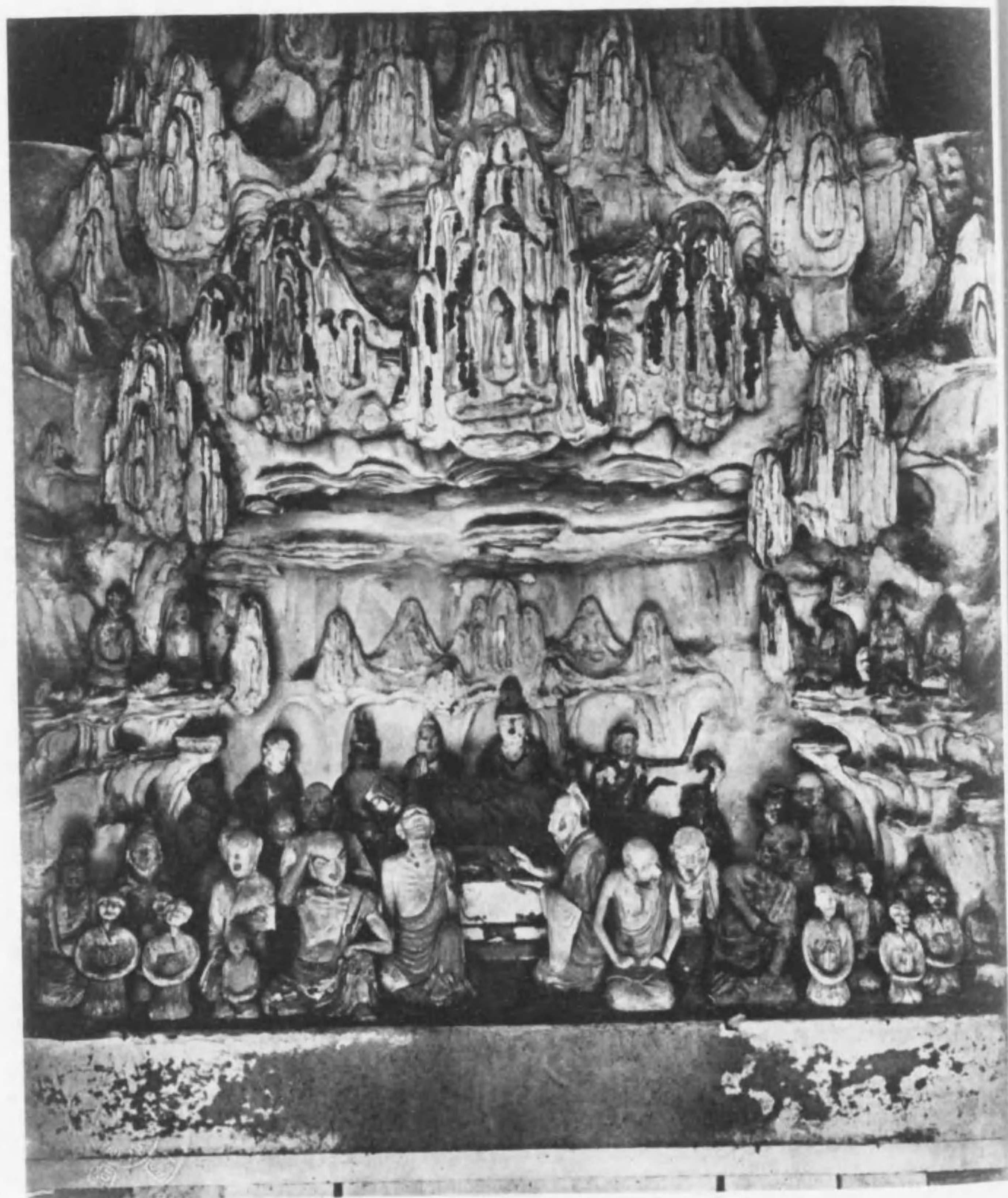
PL. 25

1911. 23. 25











PL. 30 佛坐像 00



PL. 29 佛坐像 00



PL. 31

石像 31



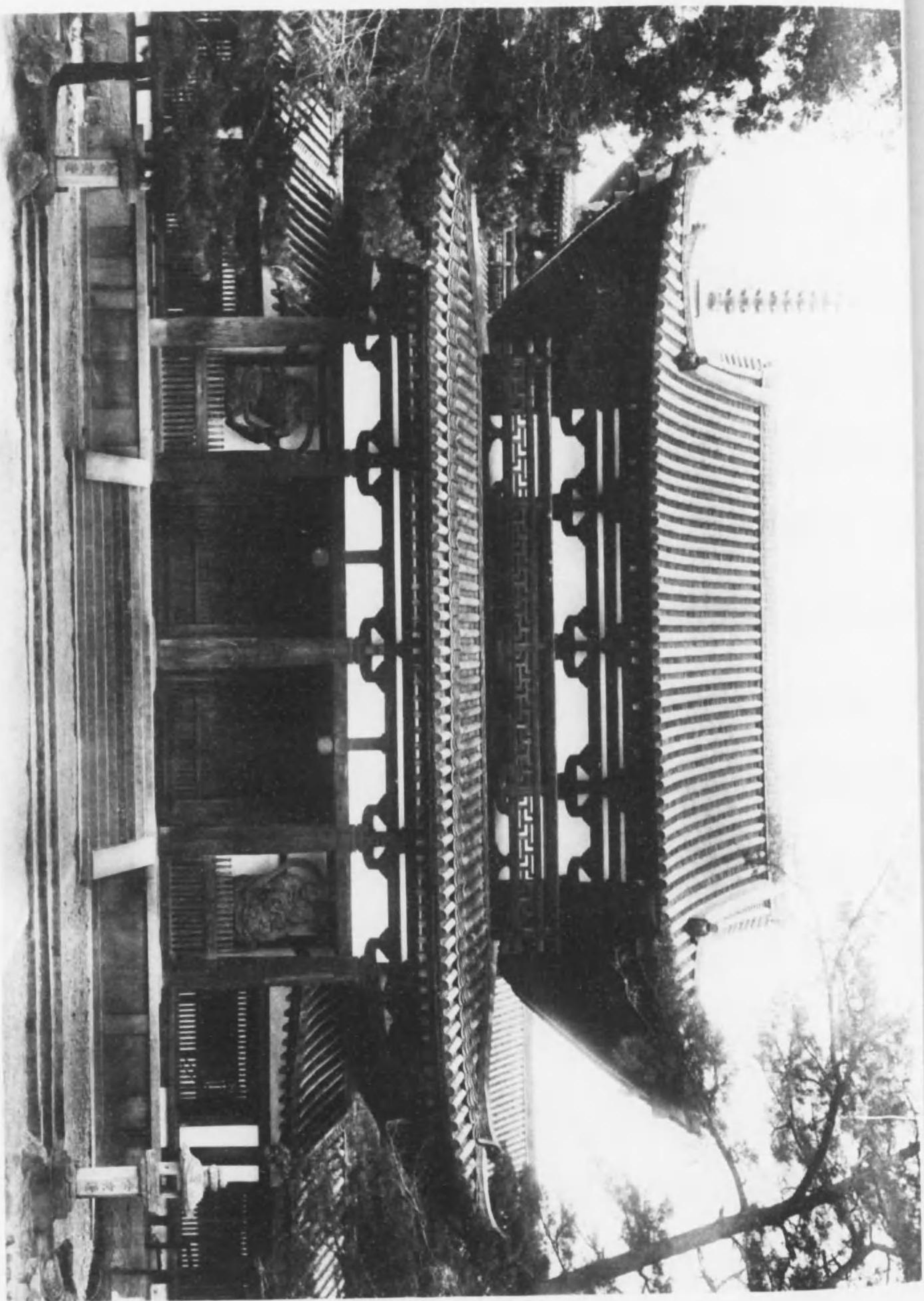
PLATE 11

THE GREAT GATE

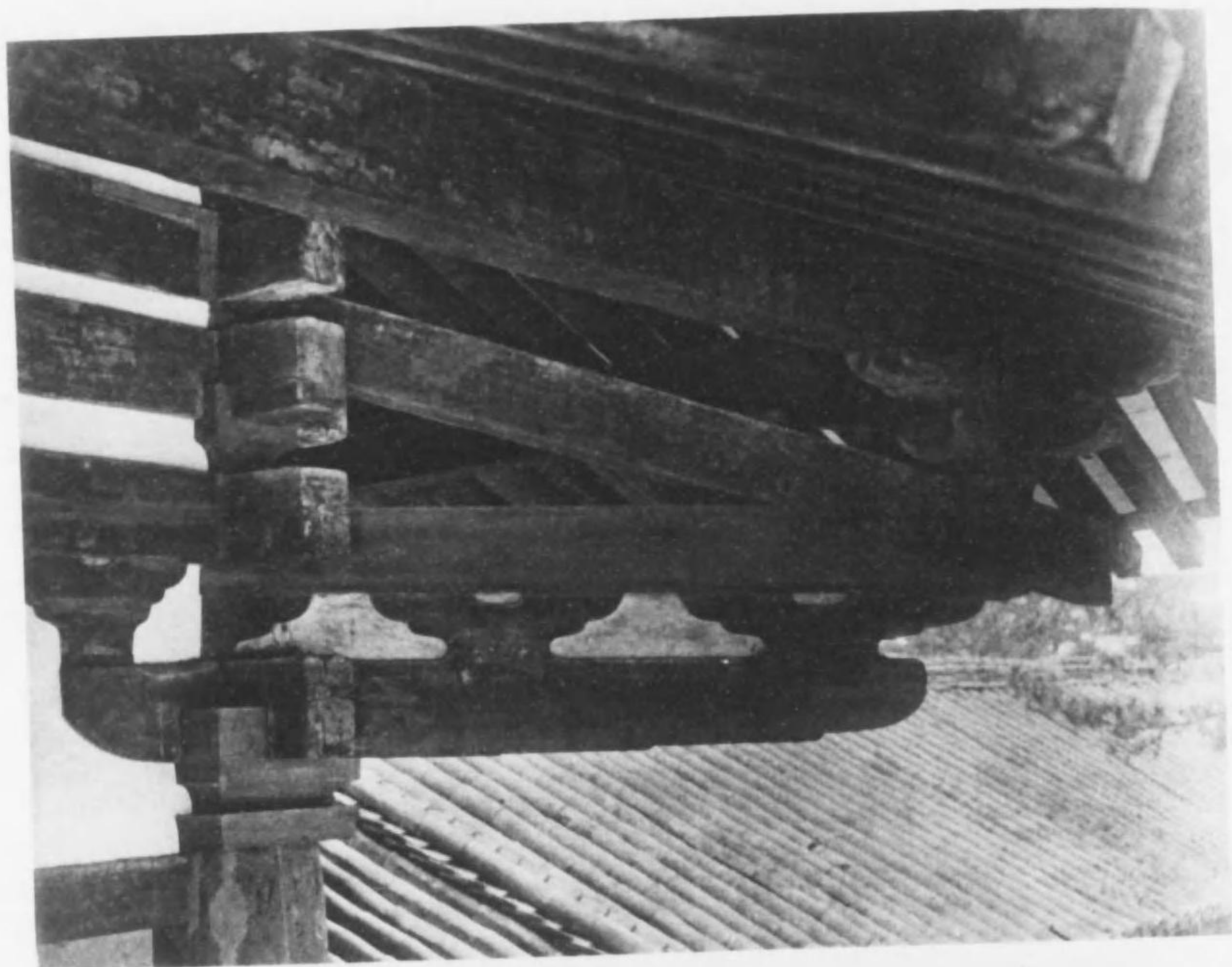


PLATE 12

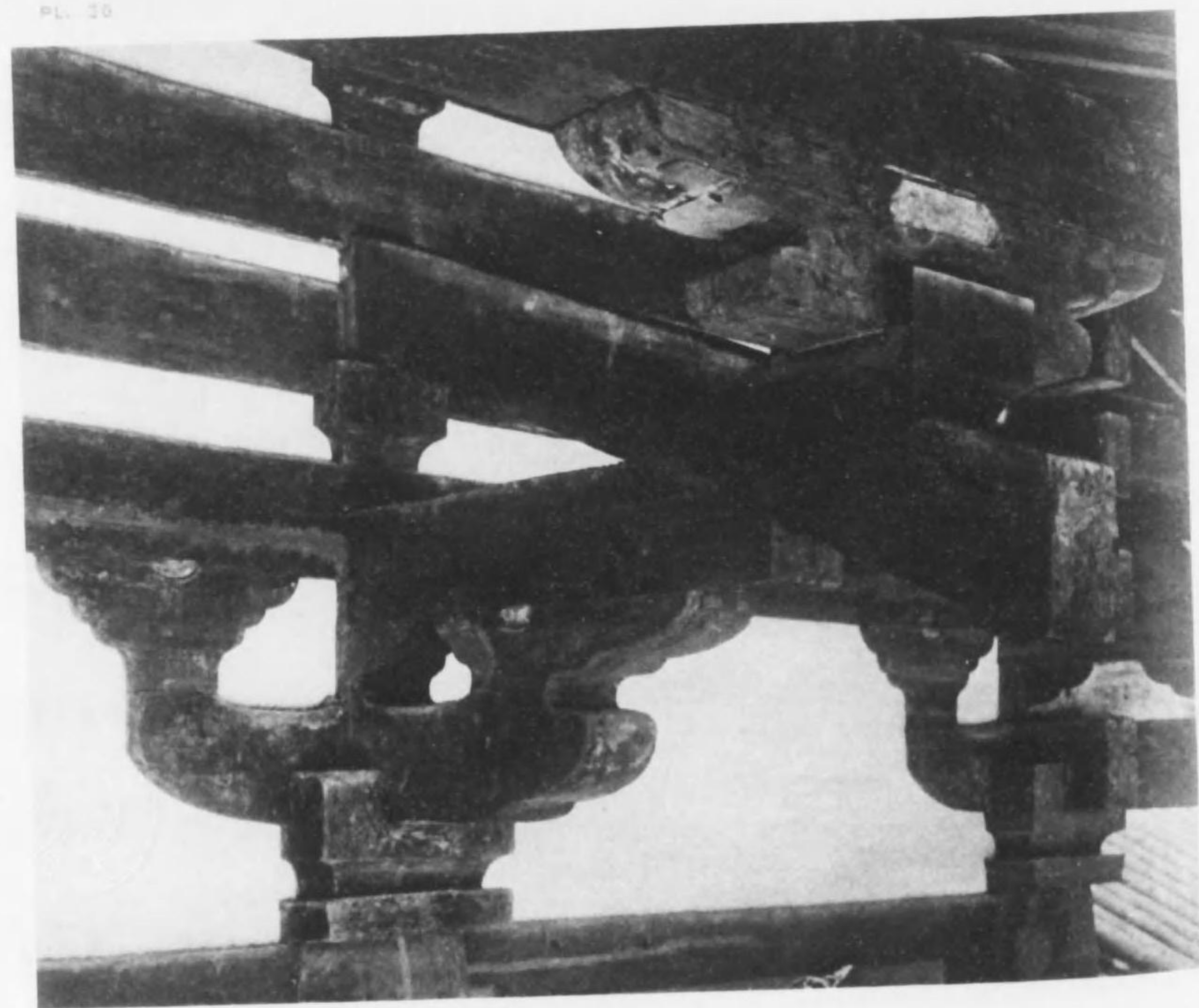
THE GREAT GATE







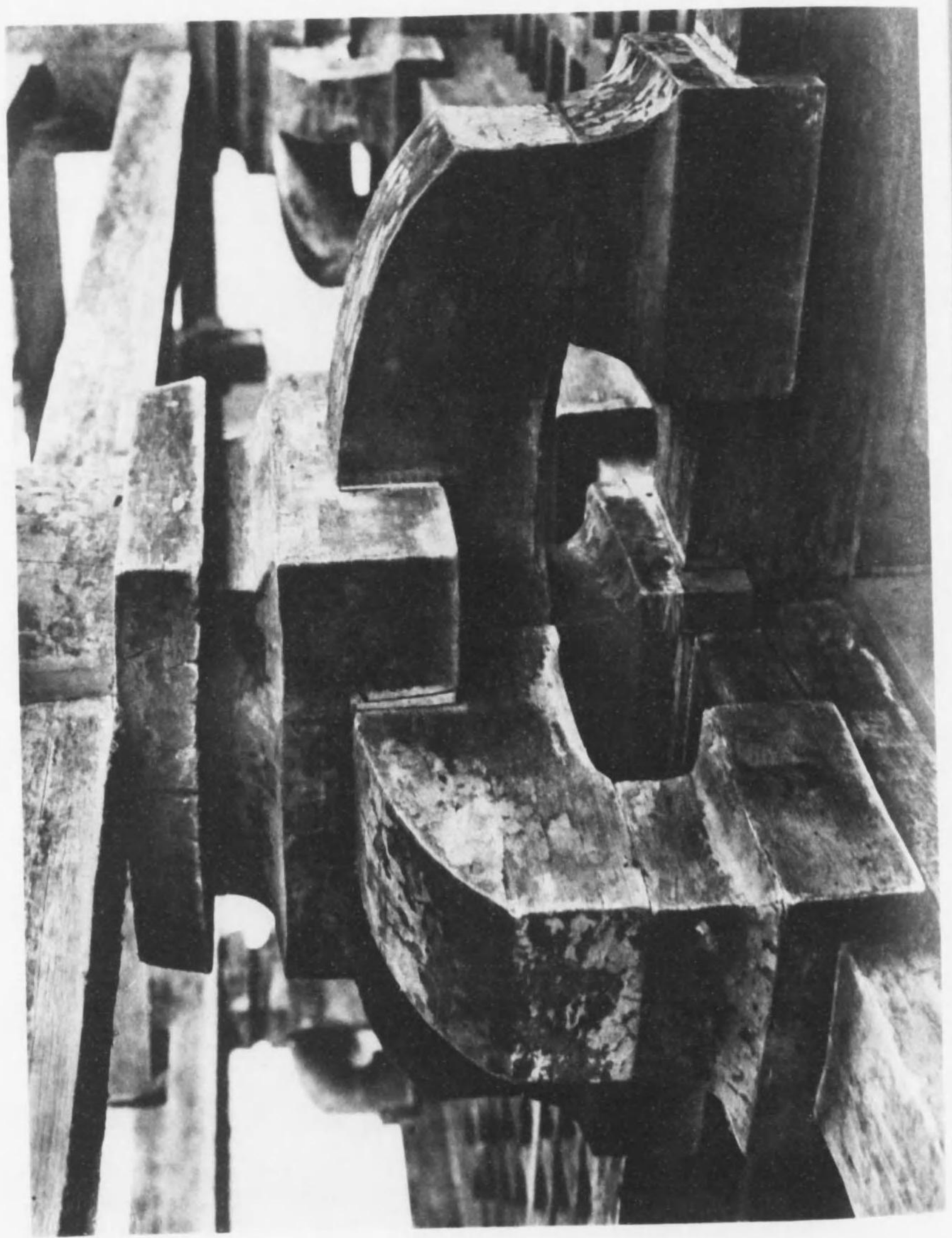
PL. 36



PL. 37

府道南門中

THE TWO



THE TWO



Fig. 10

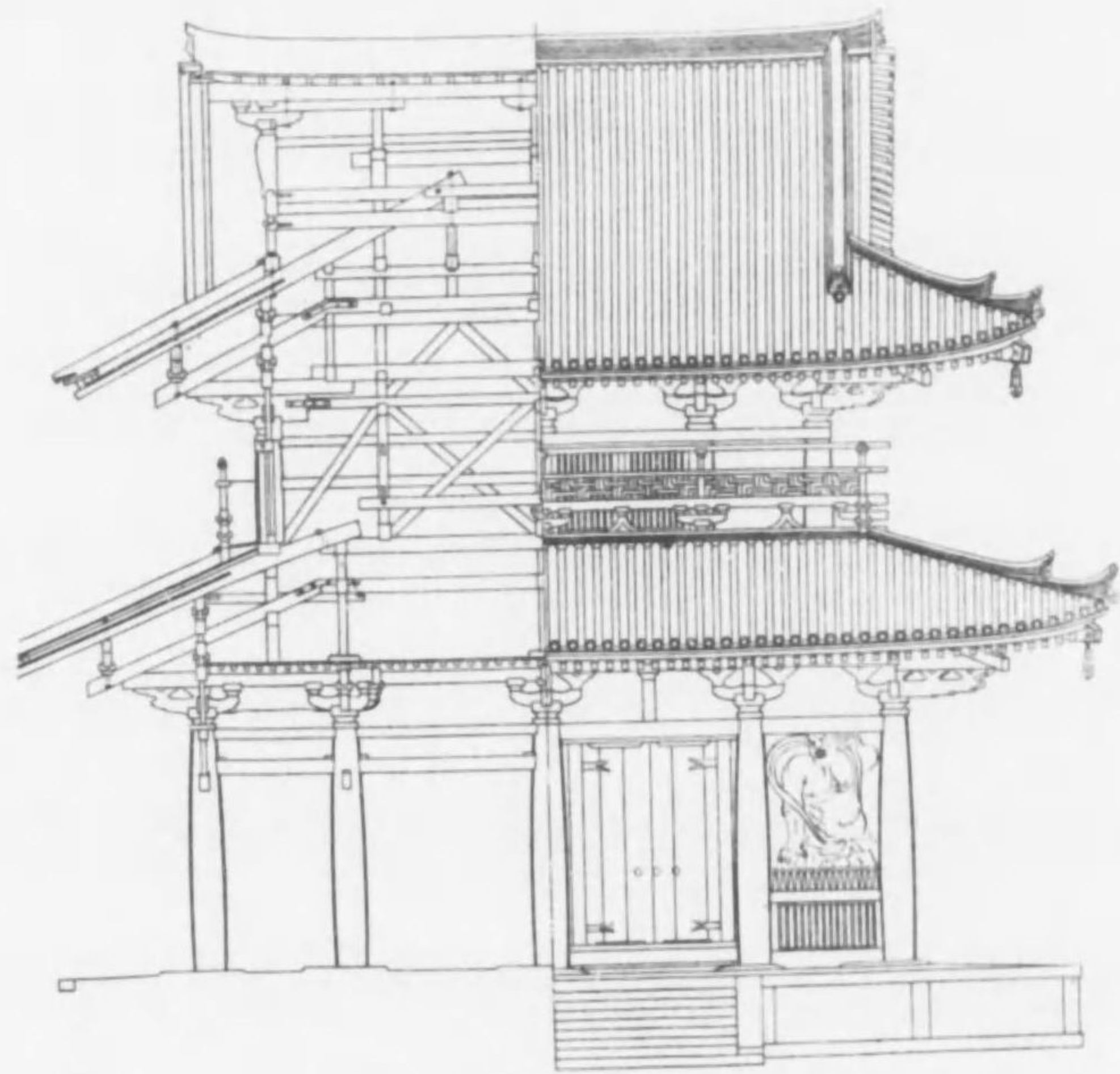


Fig. 11



Fig. 12





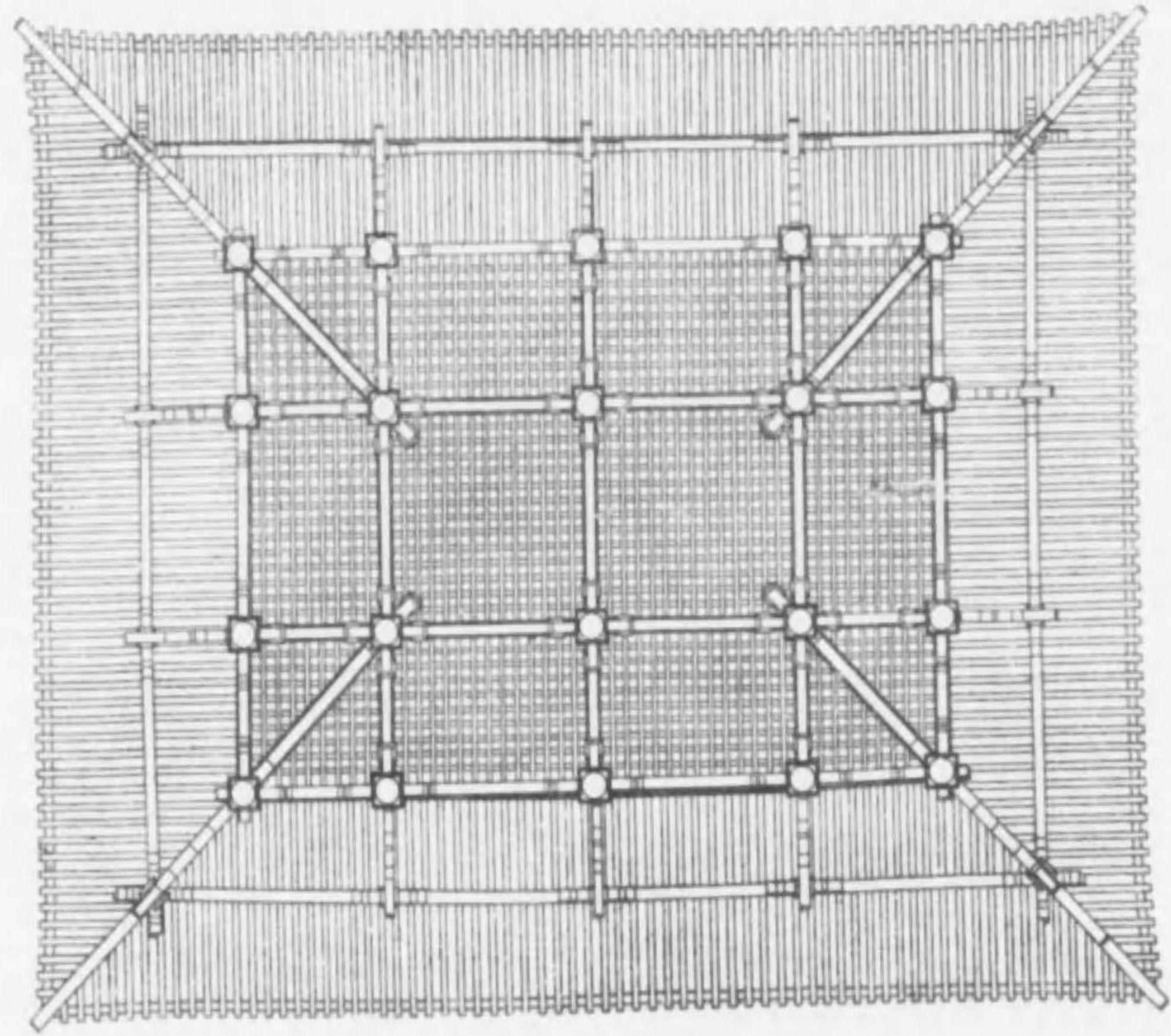
PL. 43

SHANGHAI T'U



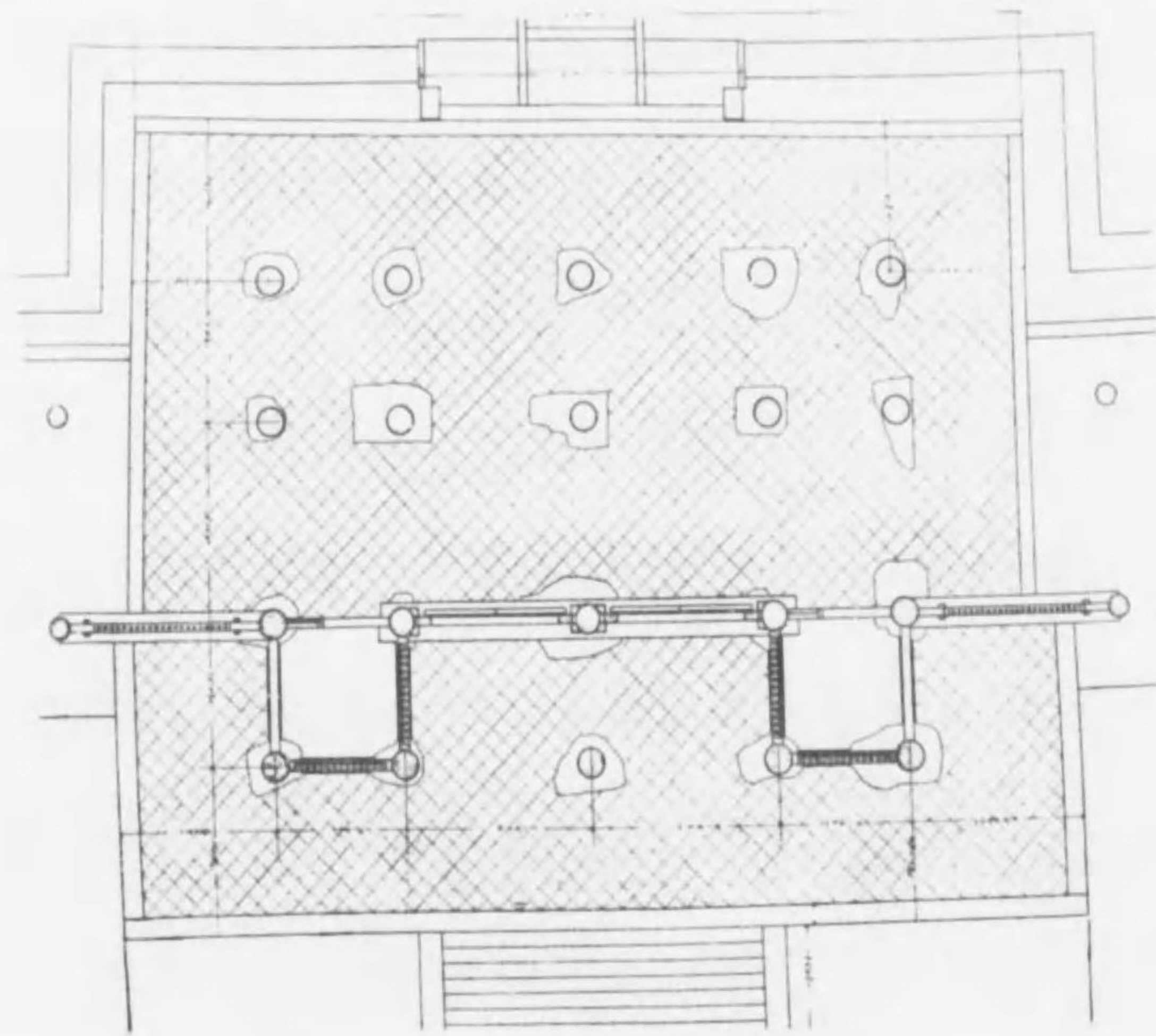
PL. 44

SHANGHAI T'U



PL. 45

圖上門中



PL. 46

圖下門中

PL. 47

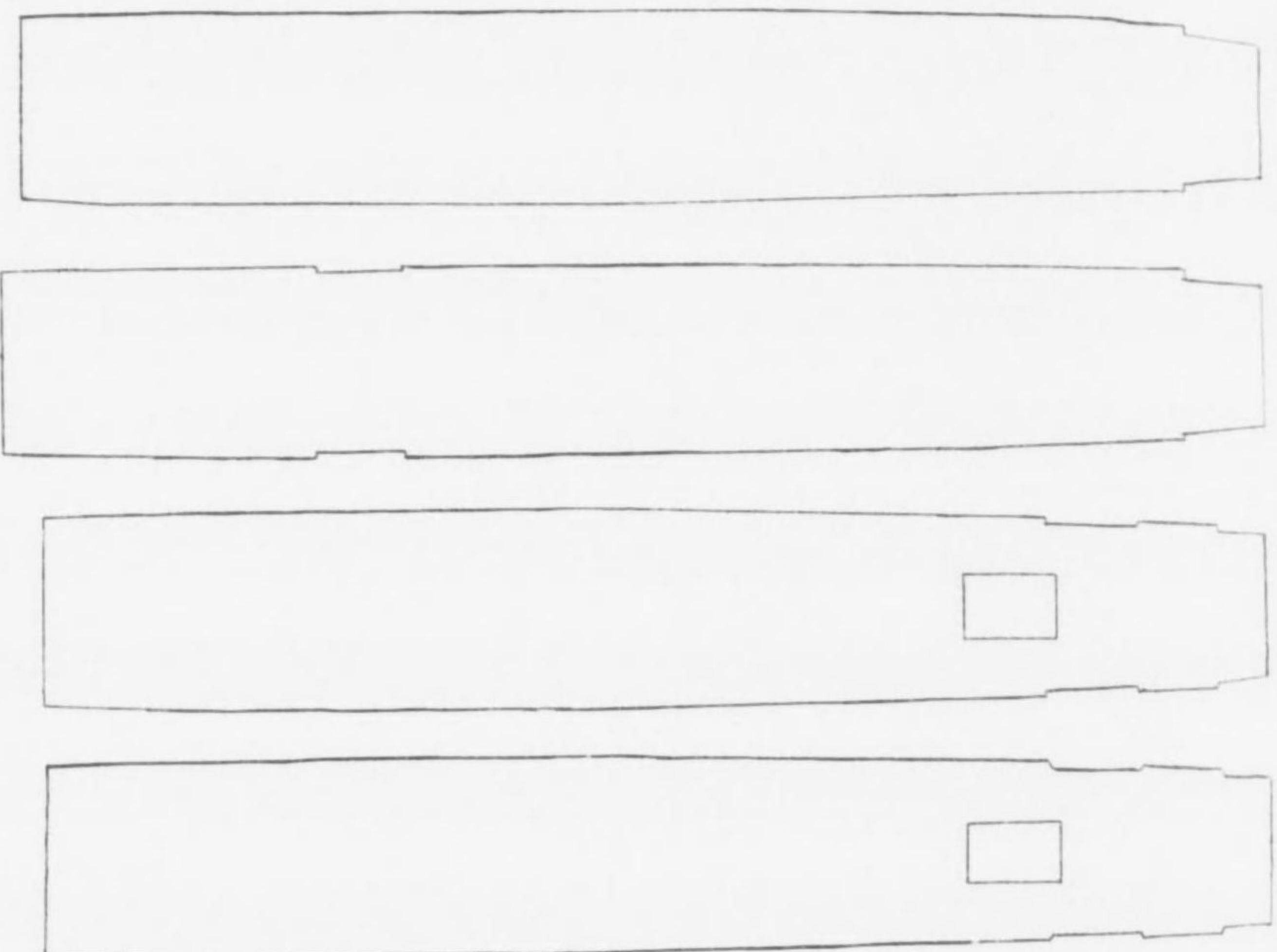
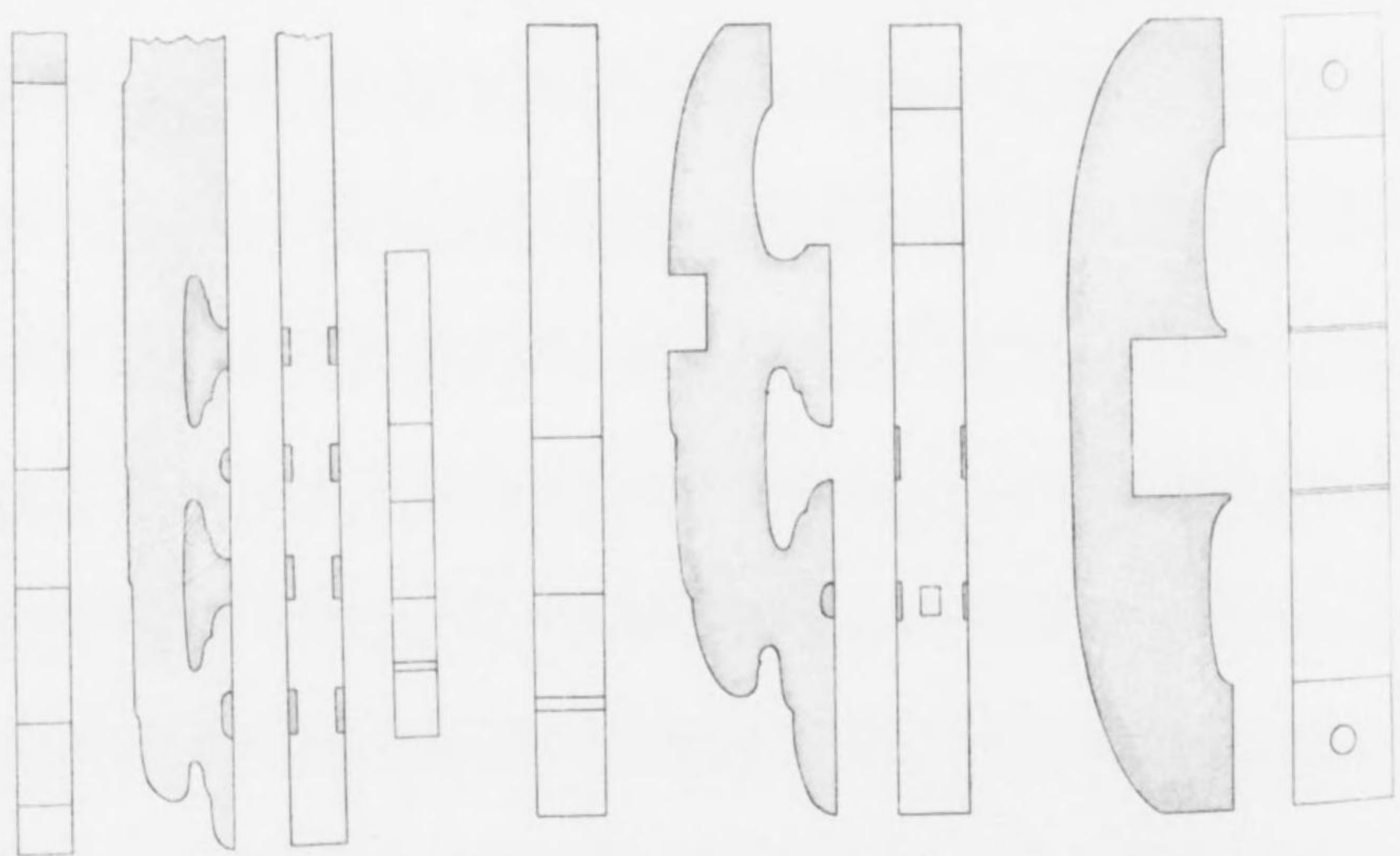


圖 47 的 各 部 分

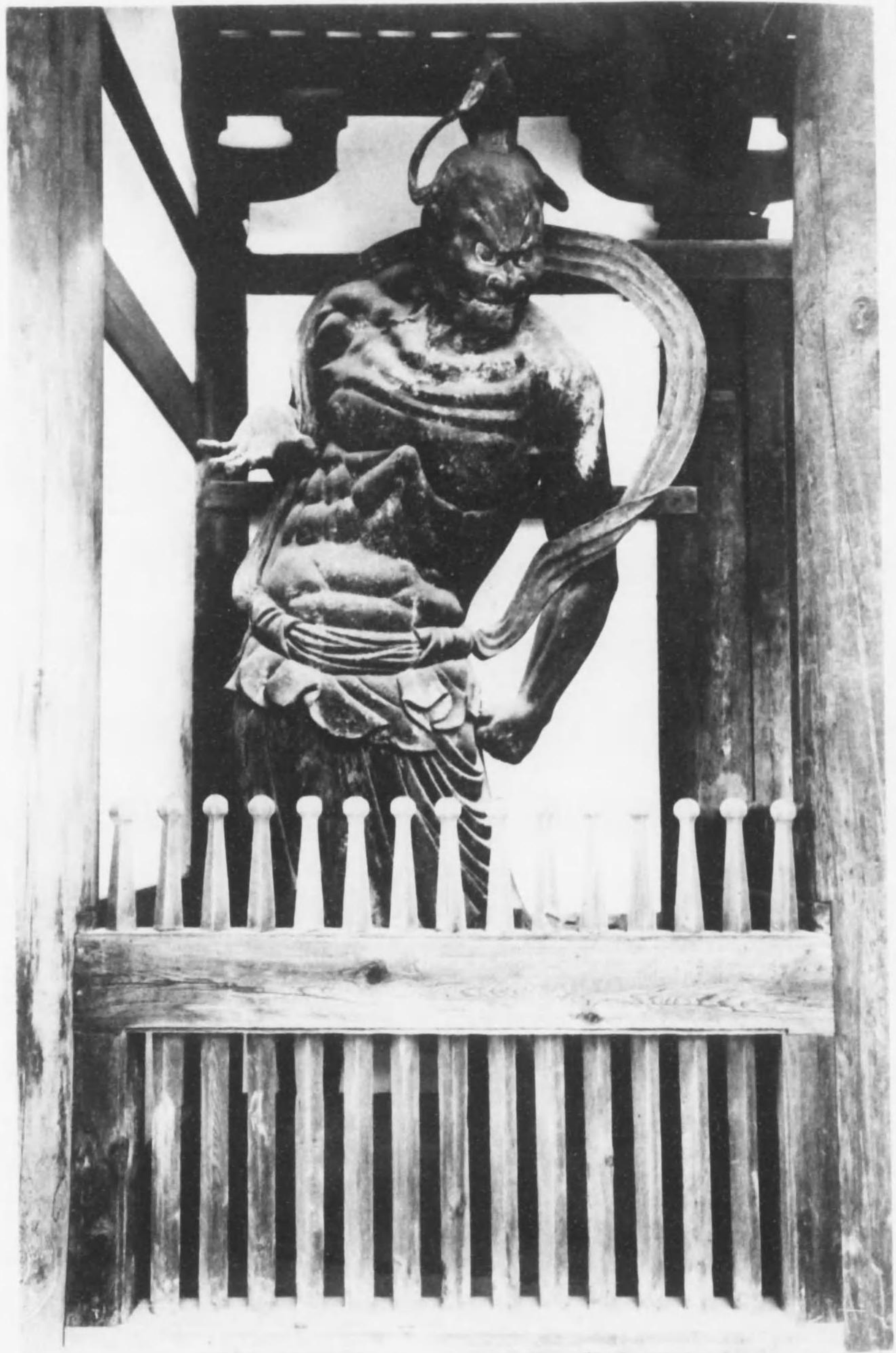






PL. 49

石佛头像





PL. 27

THE GREAT HALL



PL. 92

觀世音菩薩



PL. 93

觀世音菩薩



PL. 54



PL. 55



PL. 57

五 五 五



PL. 56

五 五

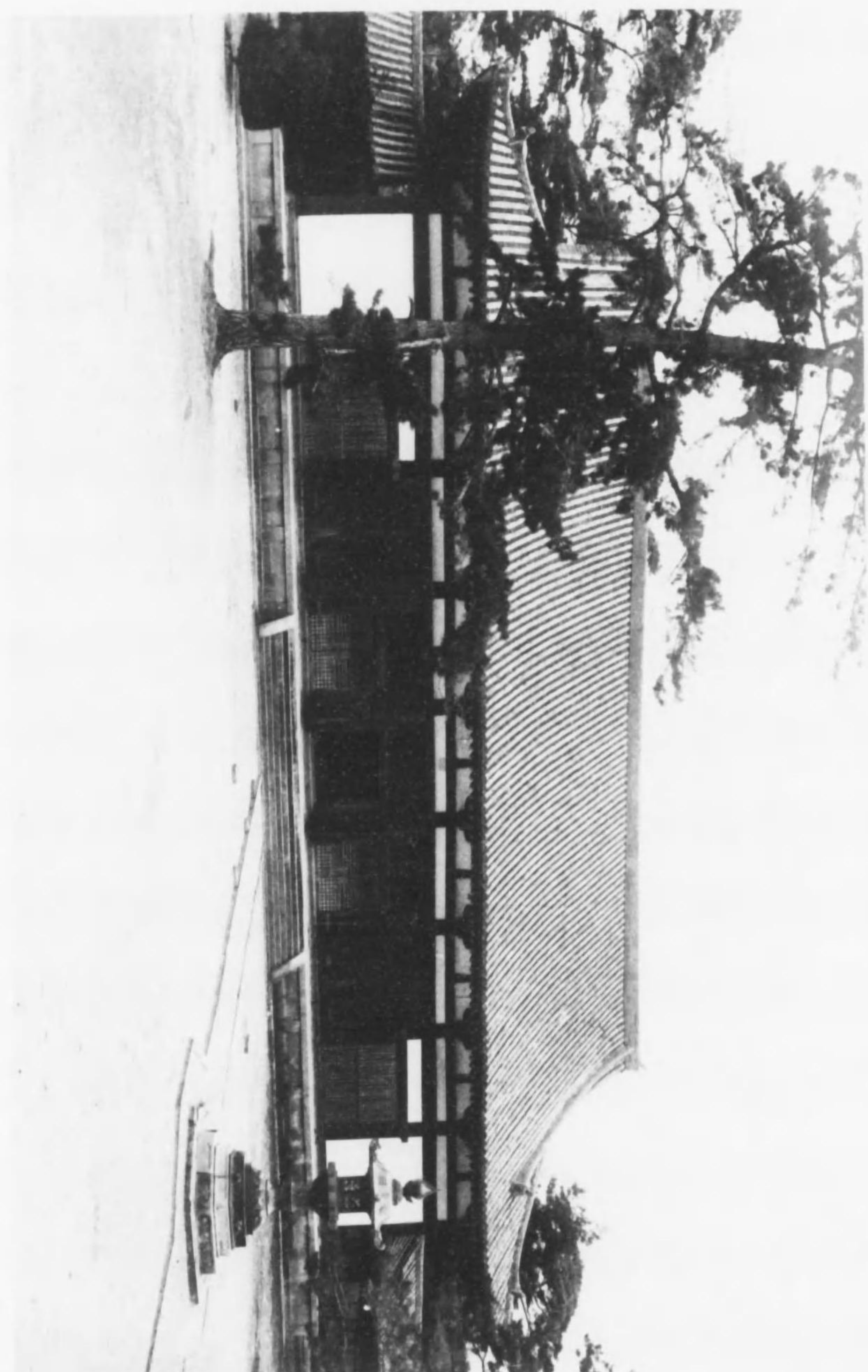


1915. 104





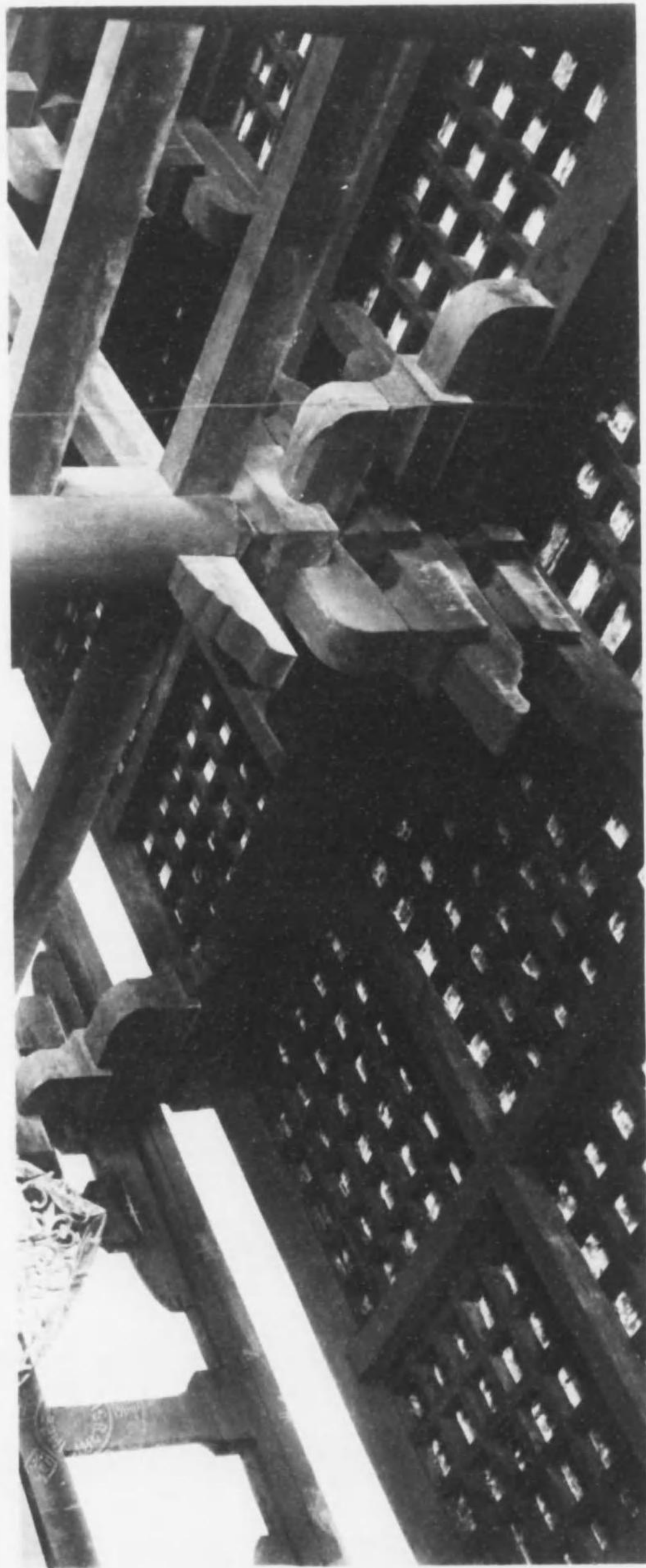
[Blank page]



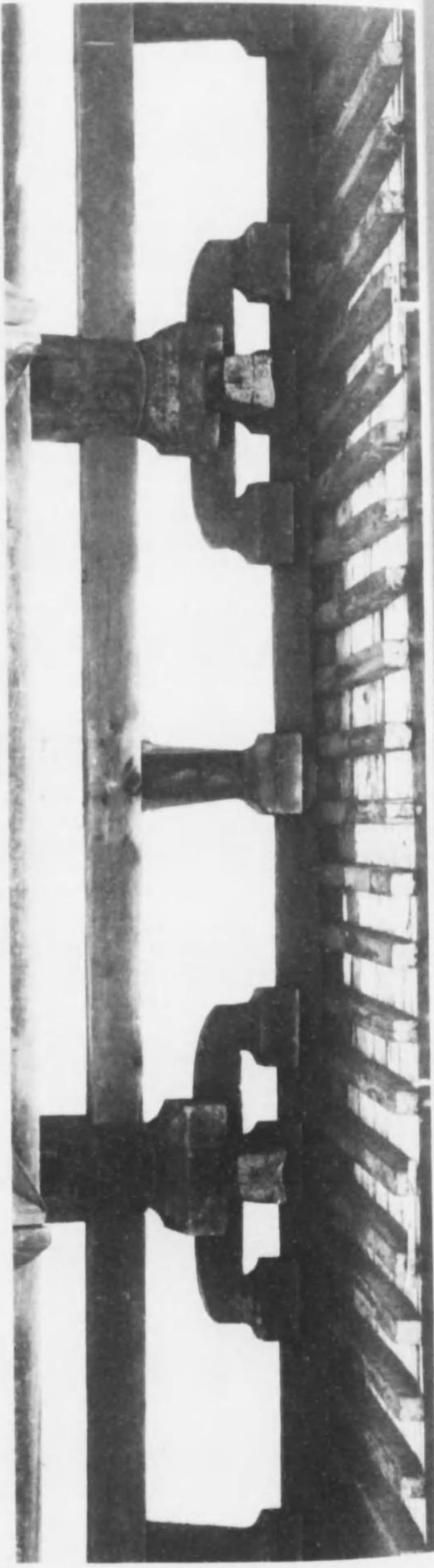


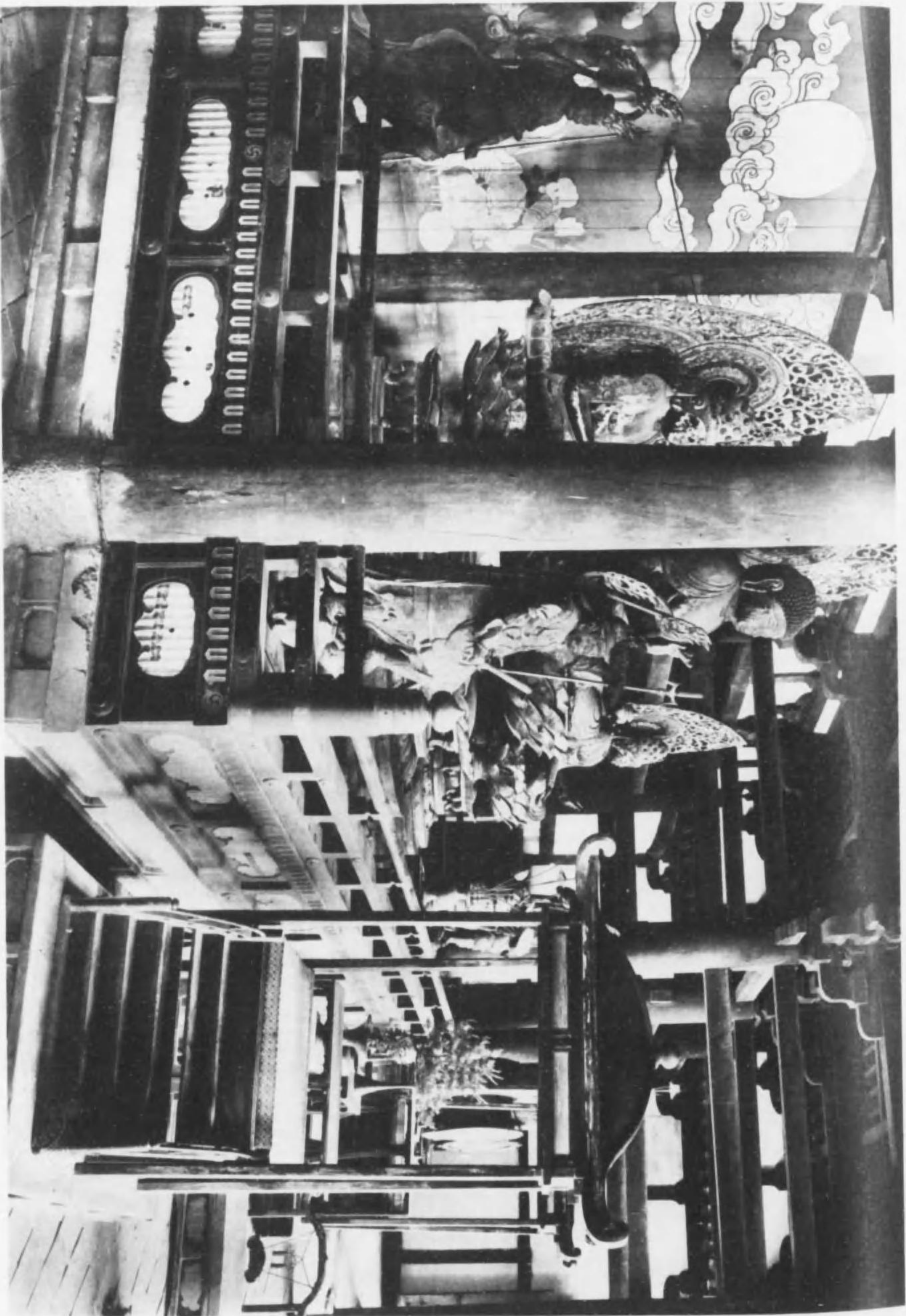
[Blank page]

PL. 82



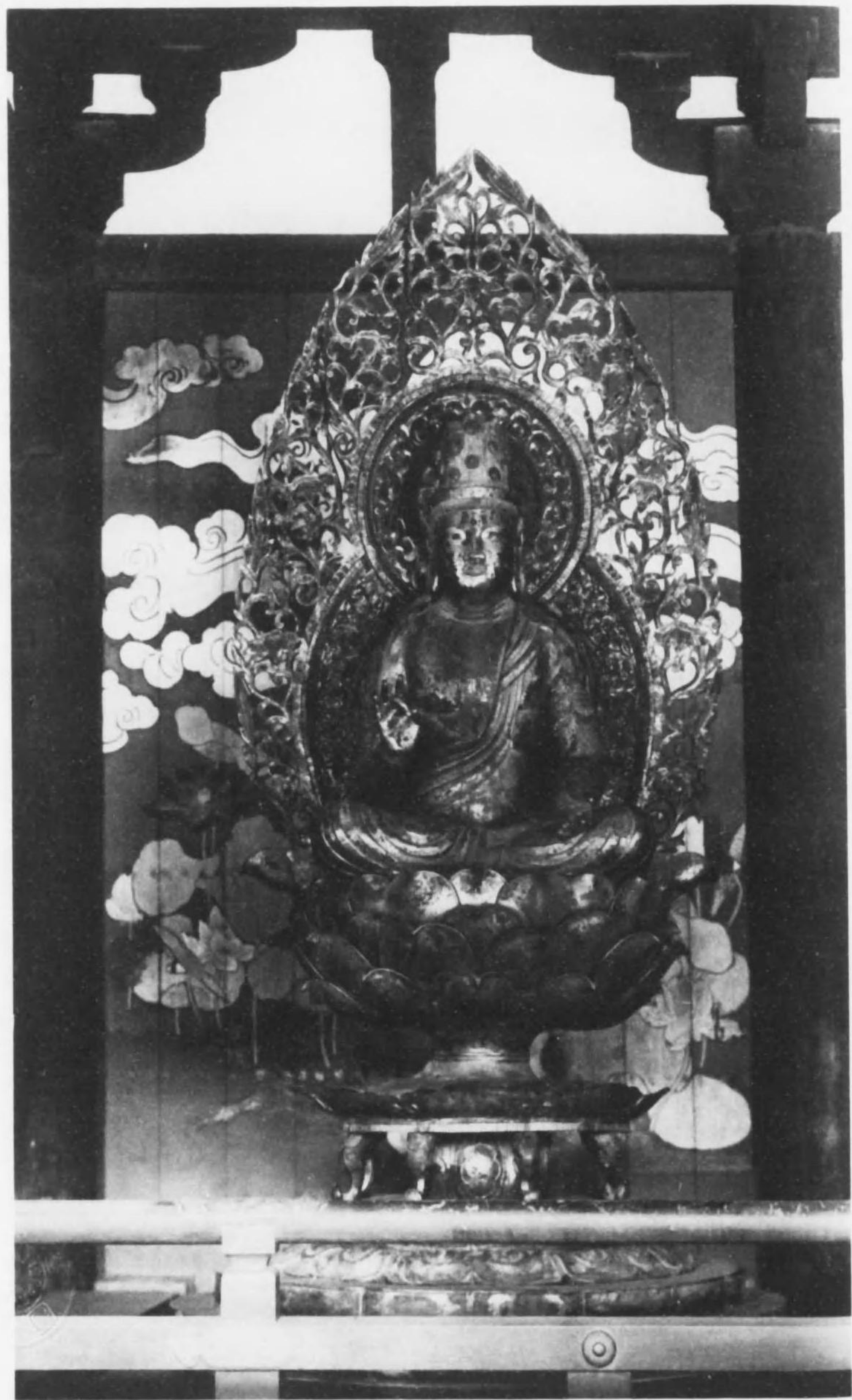
PL. 83















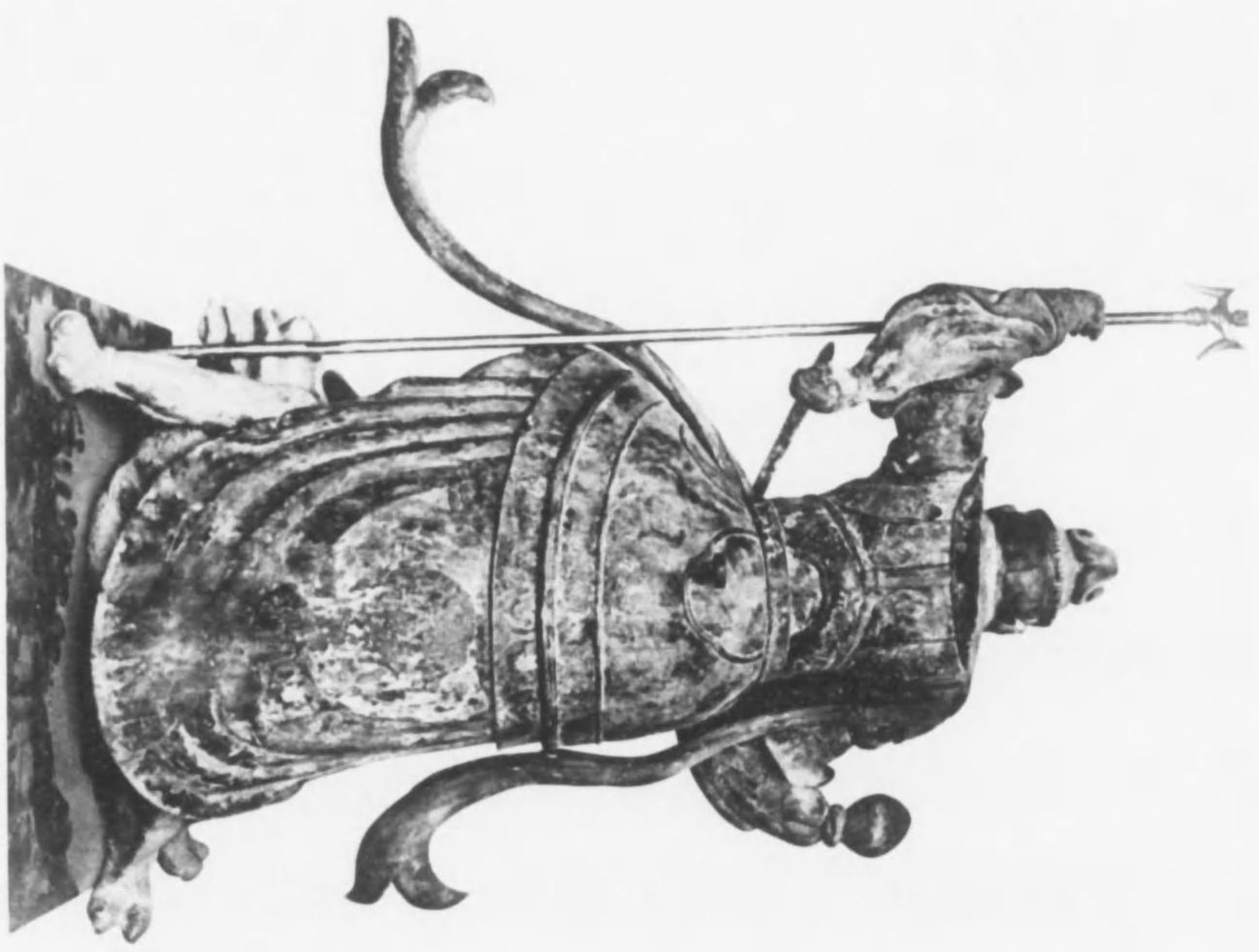


Fig. 79

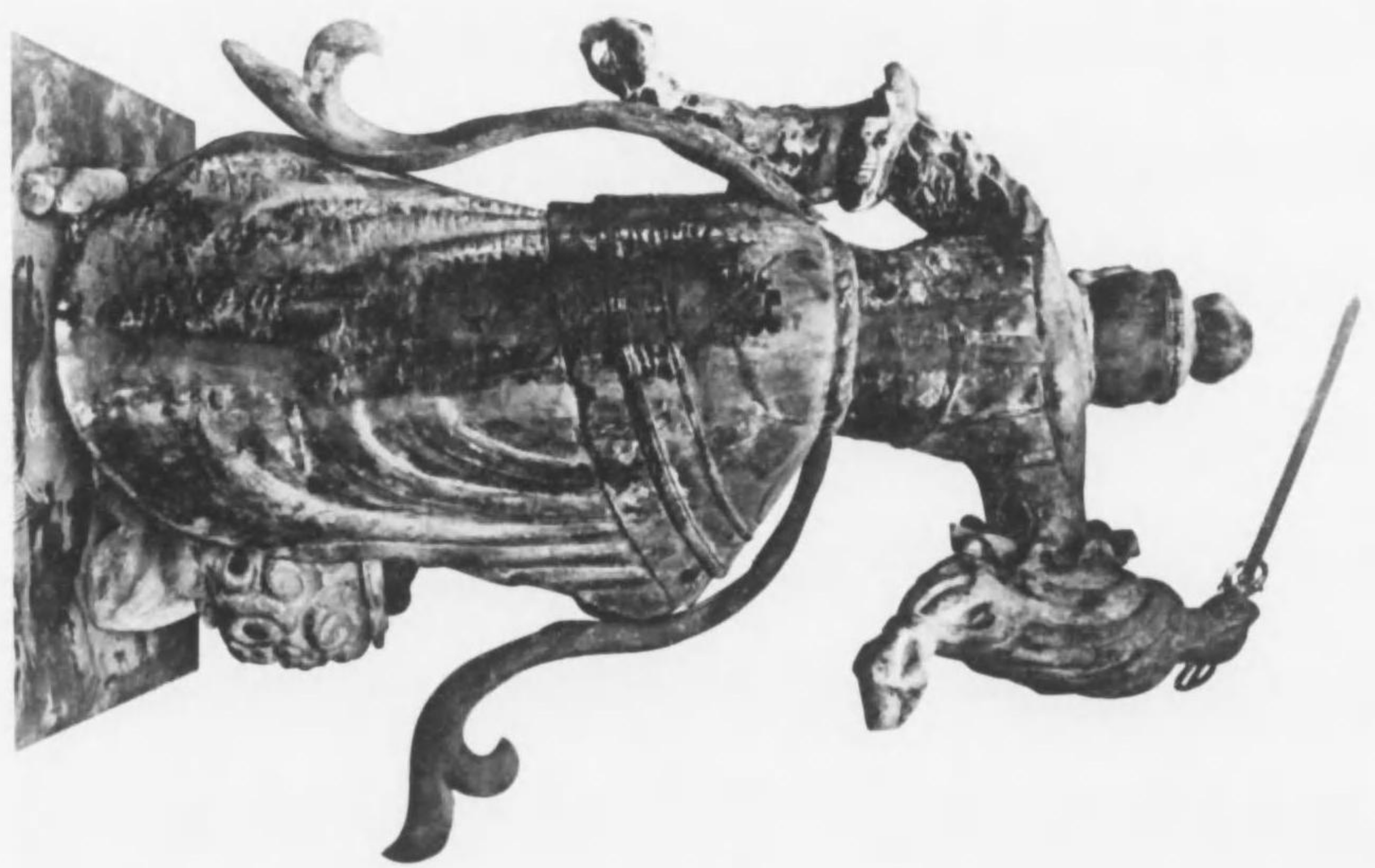
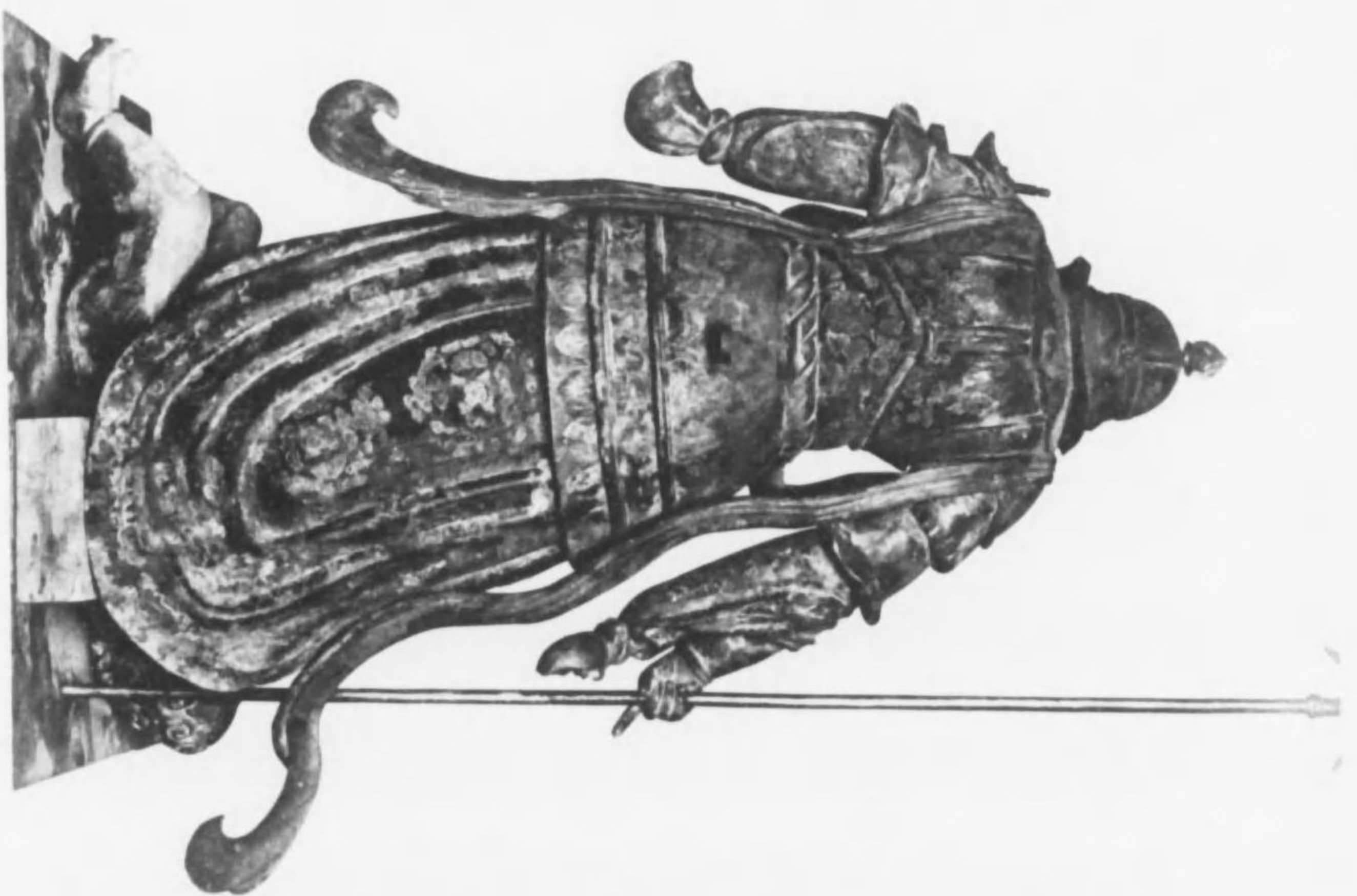


Fig. 80







PL. 79



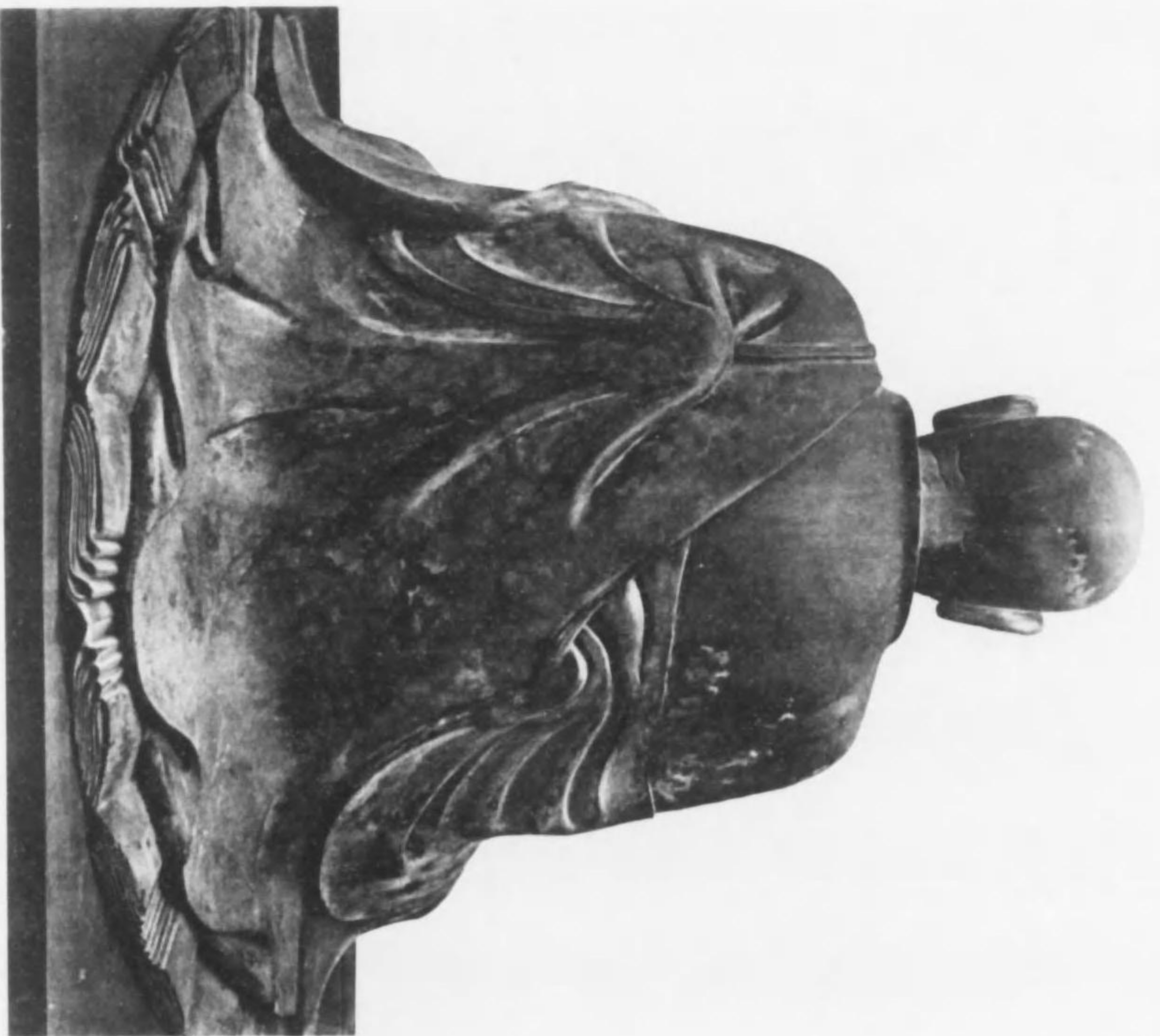
PL. 79

PL. 79



PL. 77

THE BODHISATVA



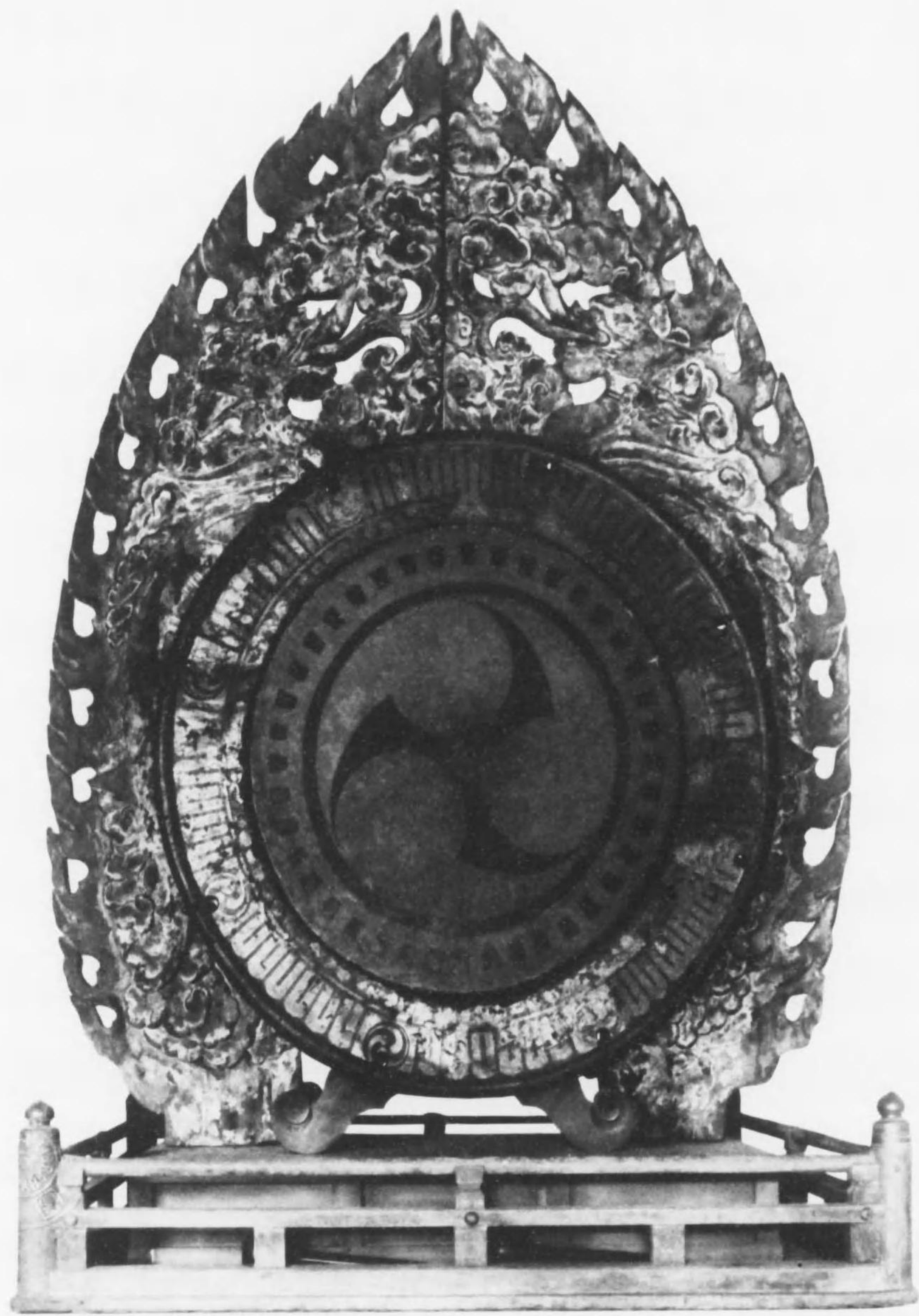
PL. 79

佛坐像 背左



PL. 70

佛坐像 背右

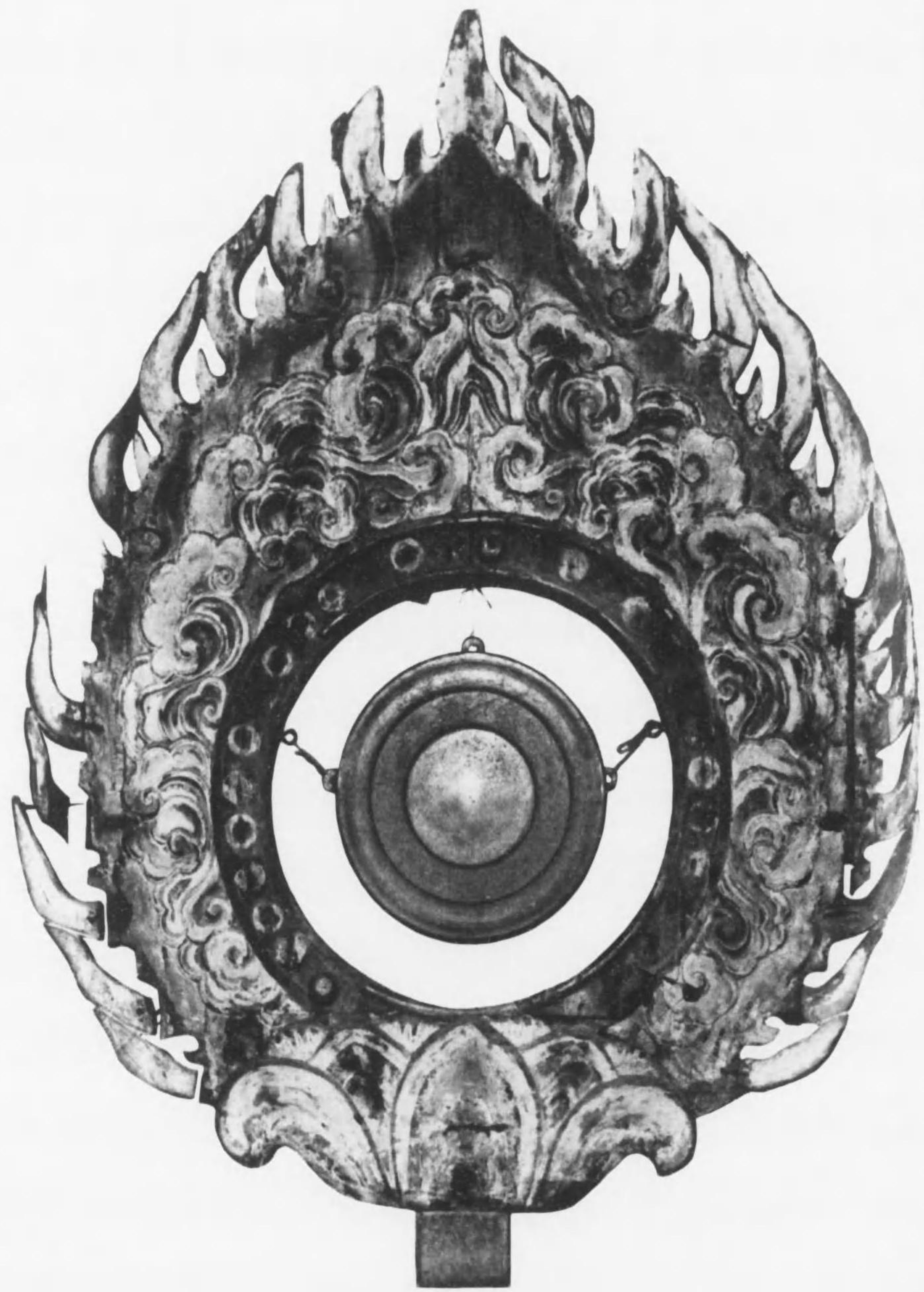


PL. 102

1871. 10. 10. 10







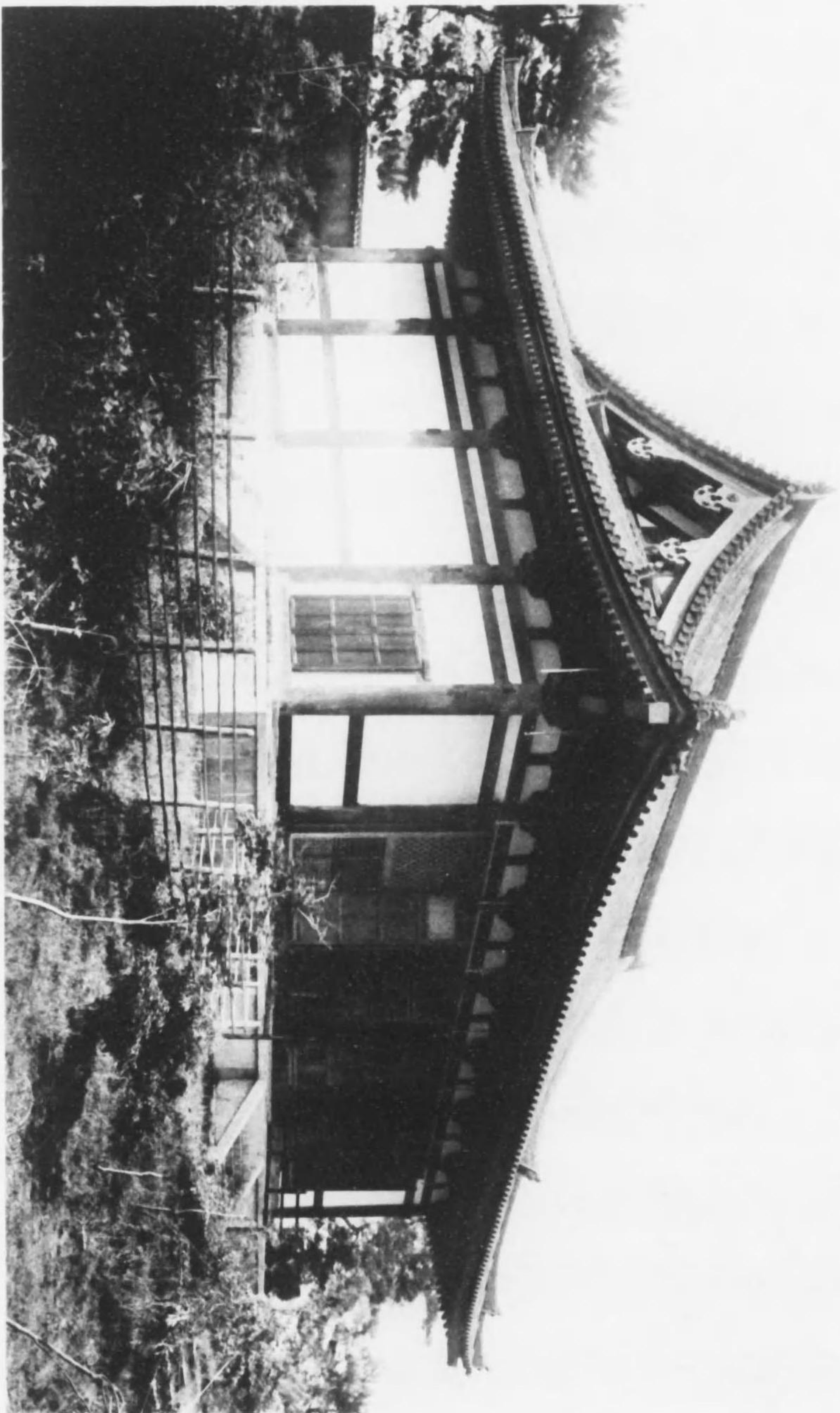


PLATE 114





















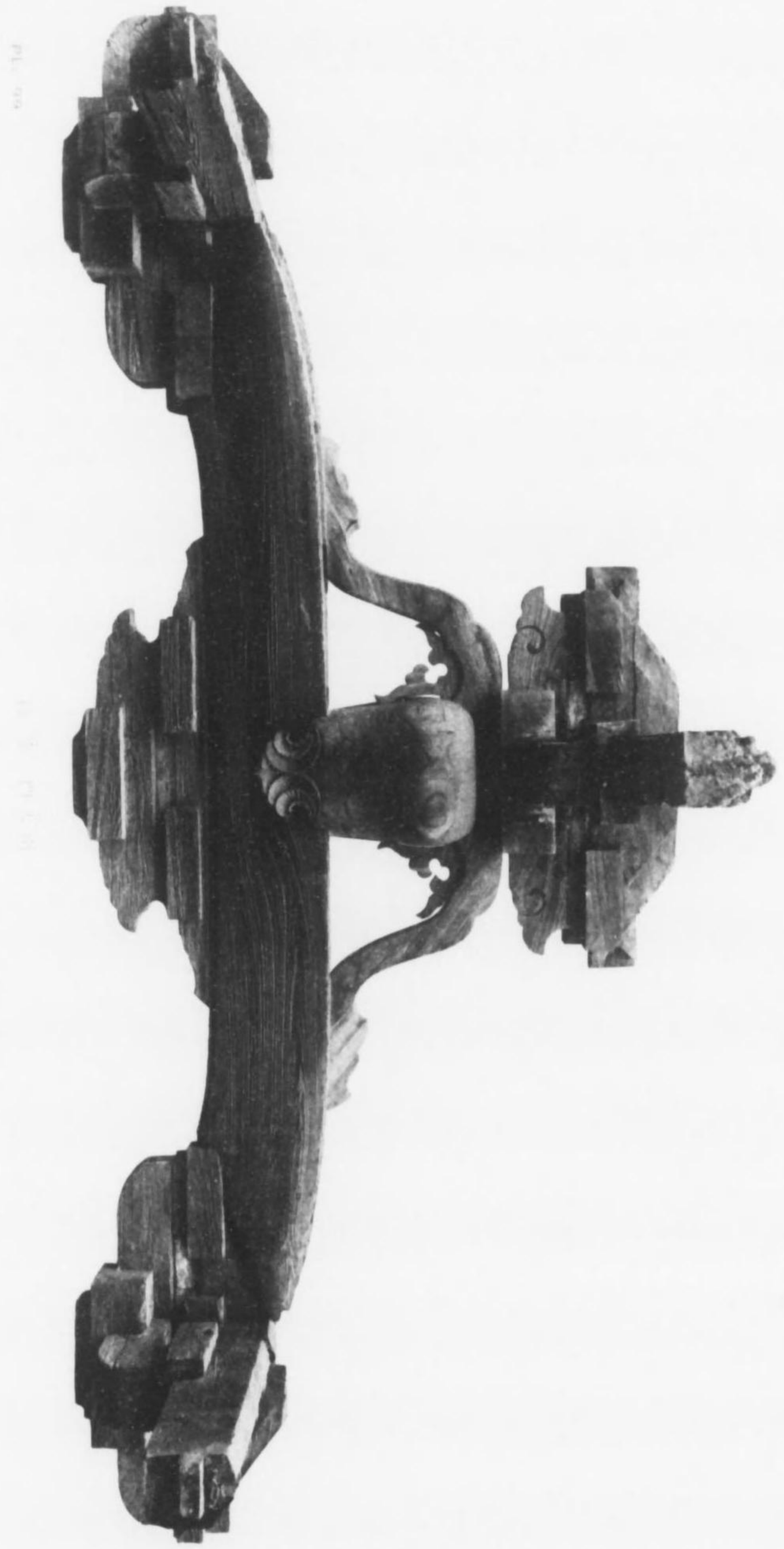
PL. 94



PL. 95

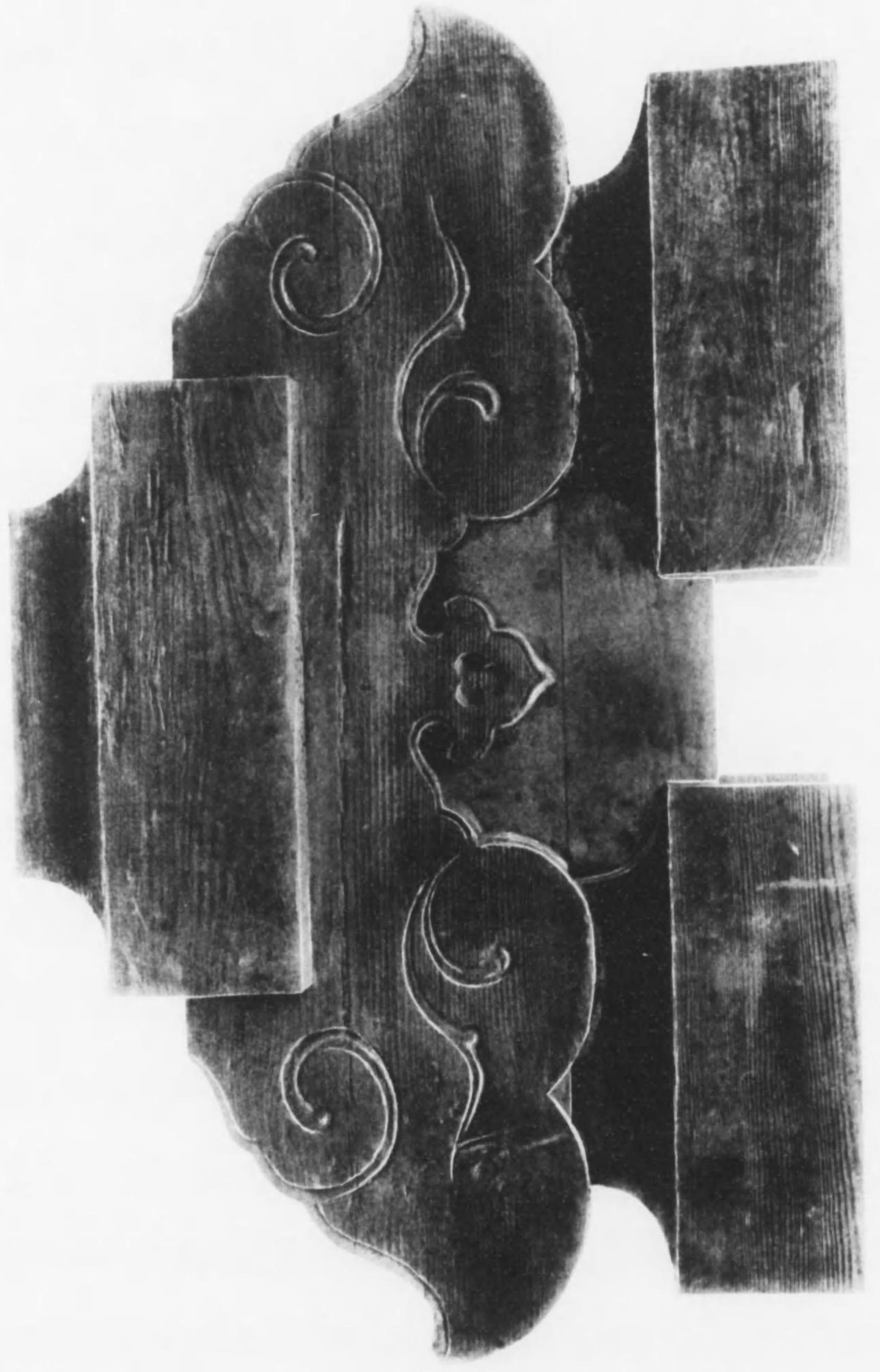


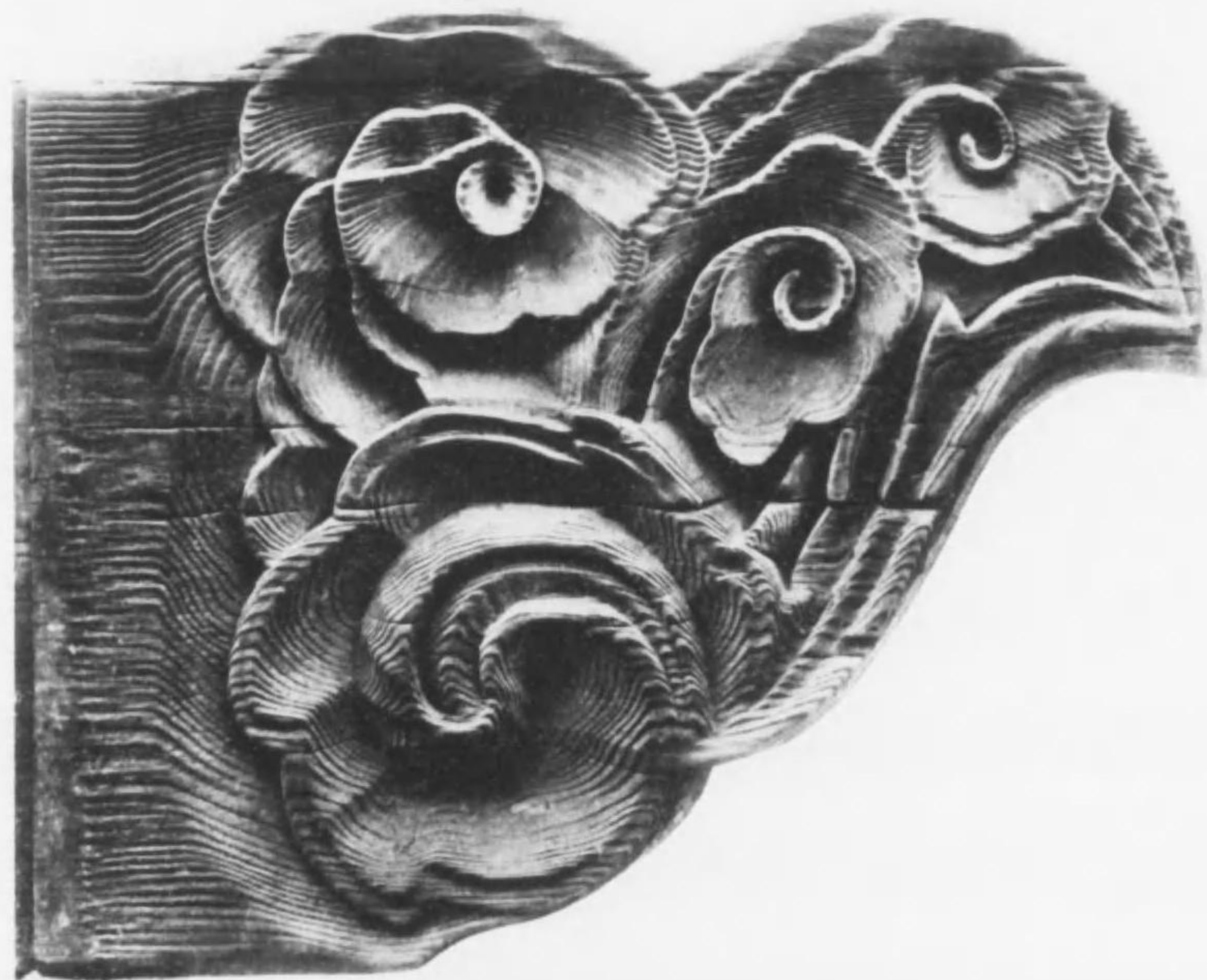




no. 14

W. 14. 1. 11





PL. 101

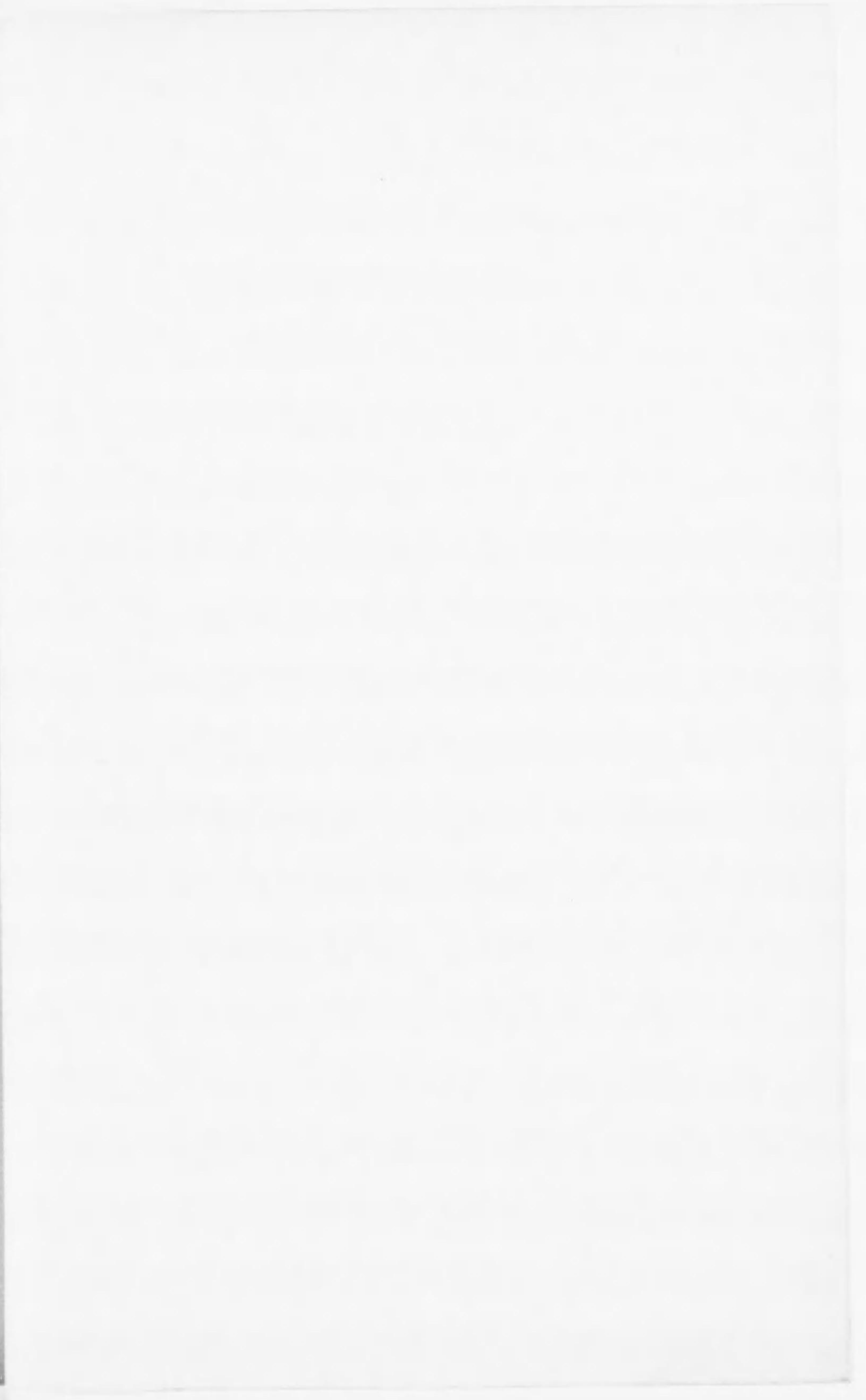
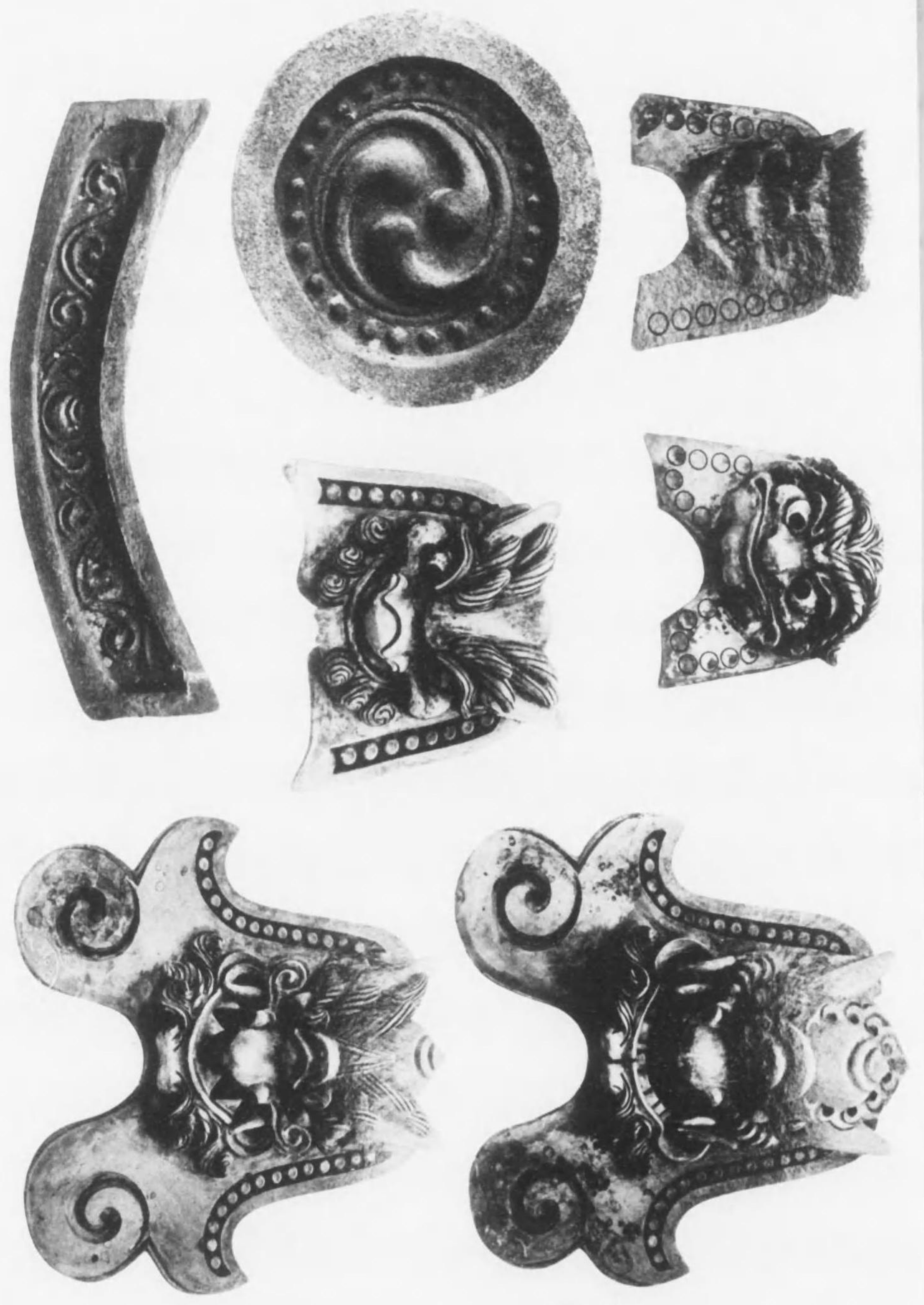
鳥頭 羽文

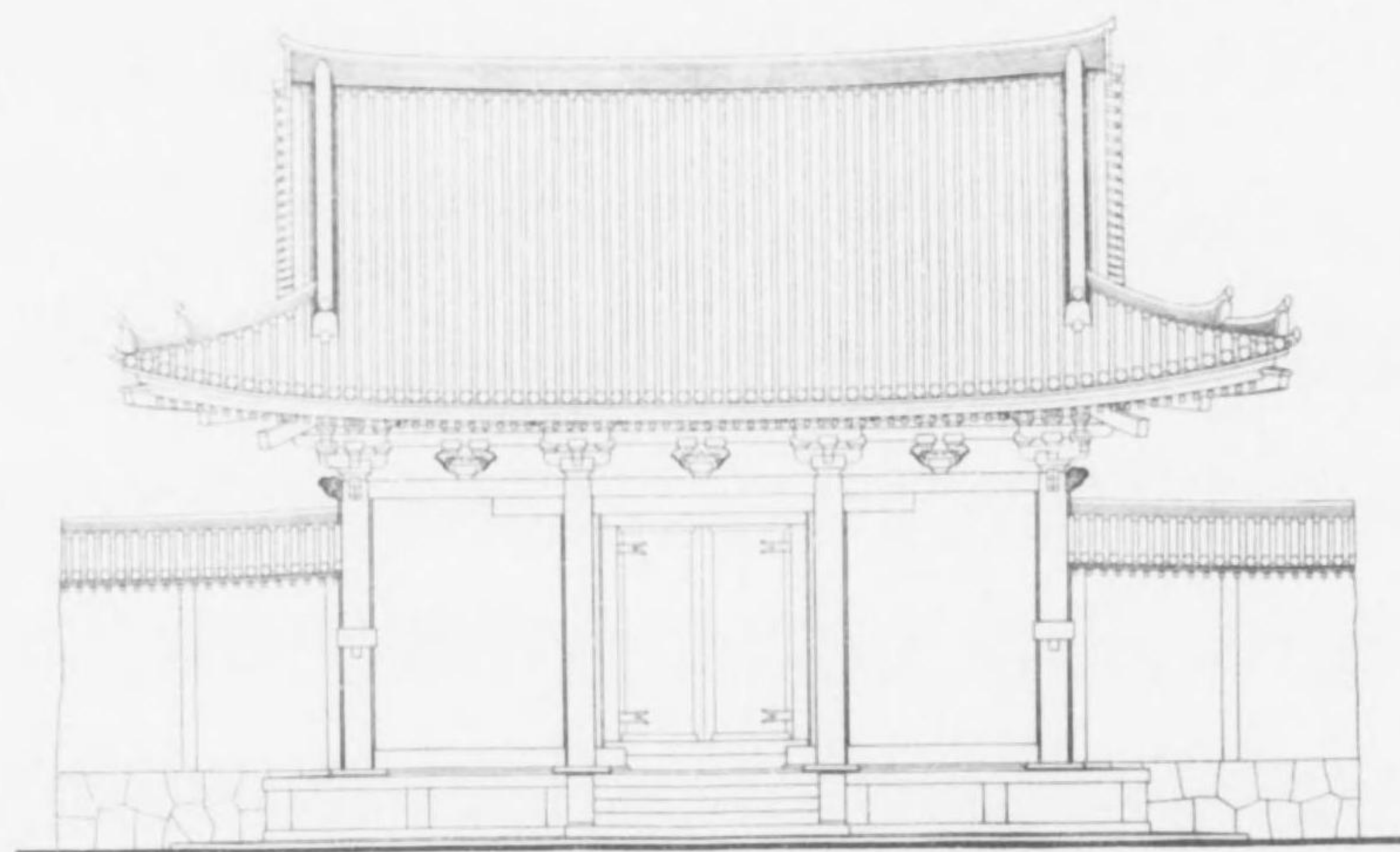


PL. 102

鳥頭 羽文

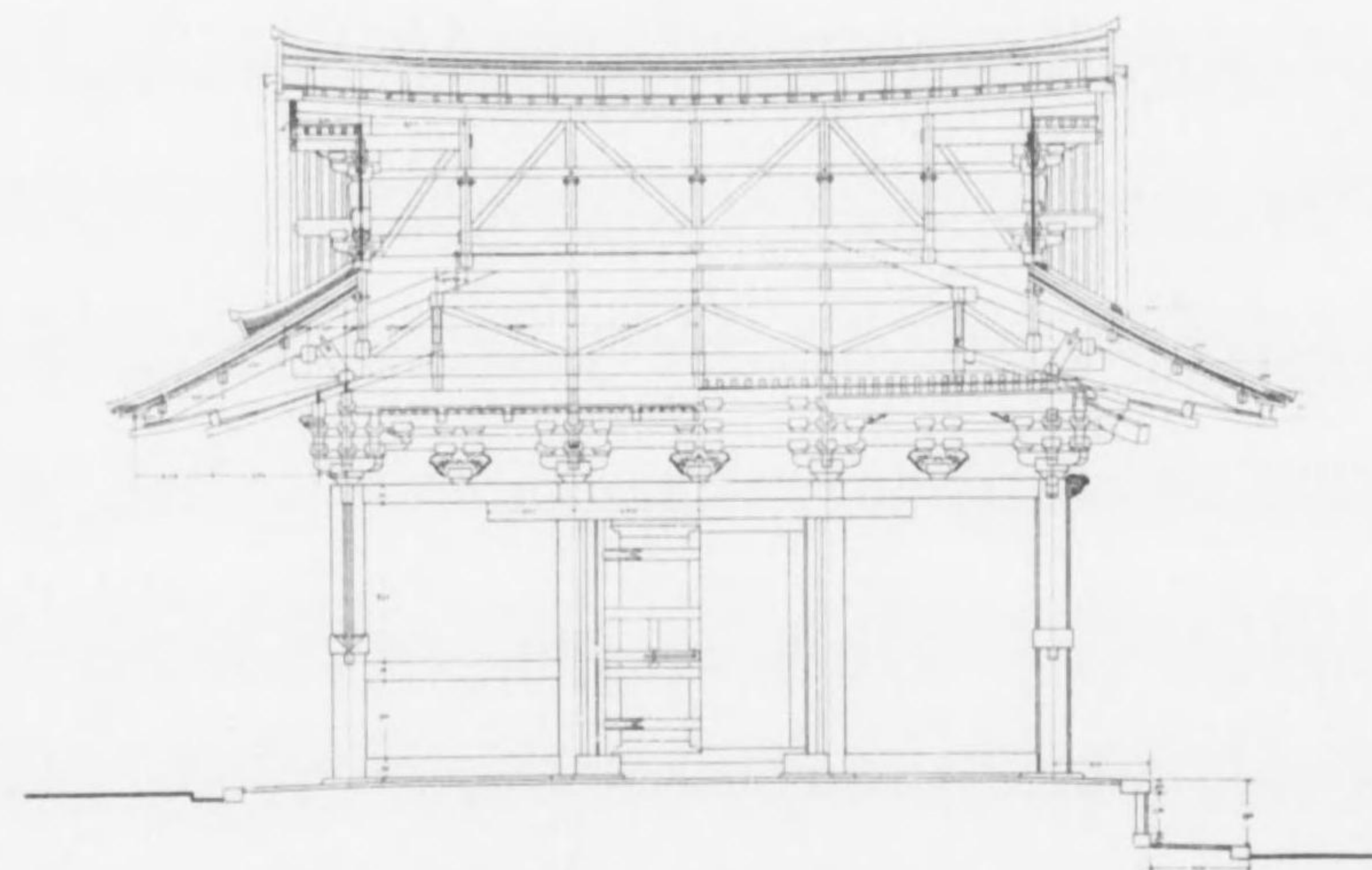
LIB. 144





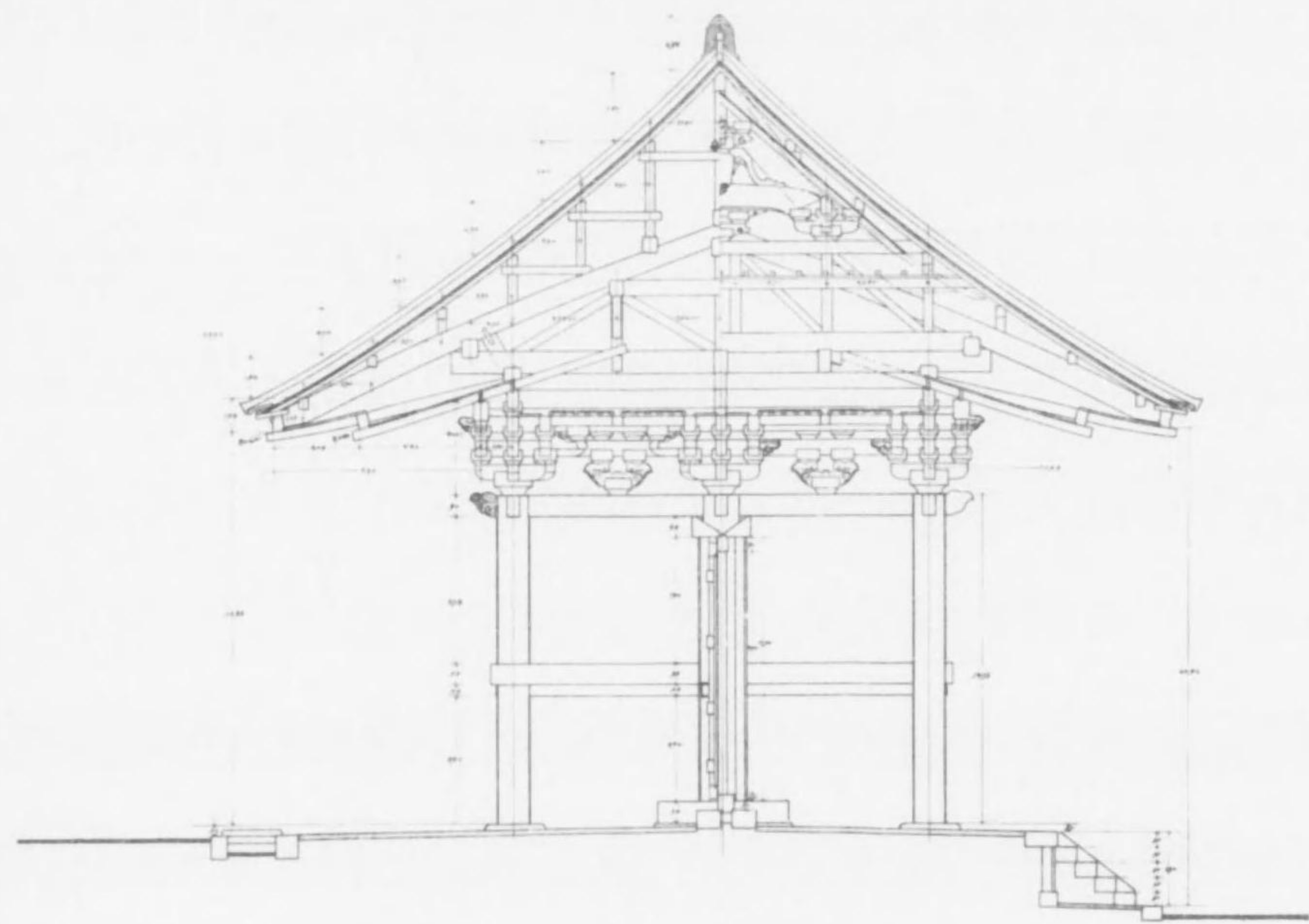
PL. 104

圖 104 門大南



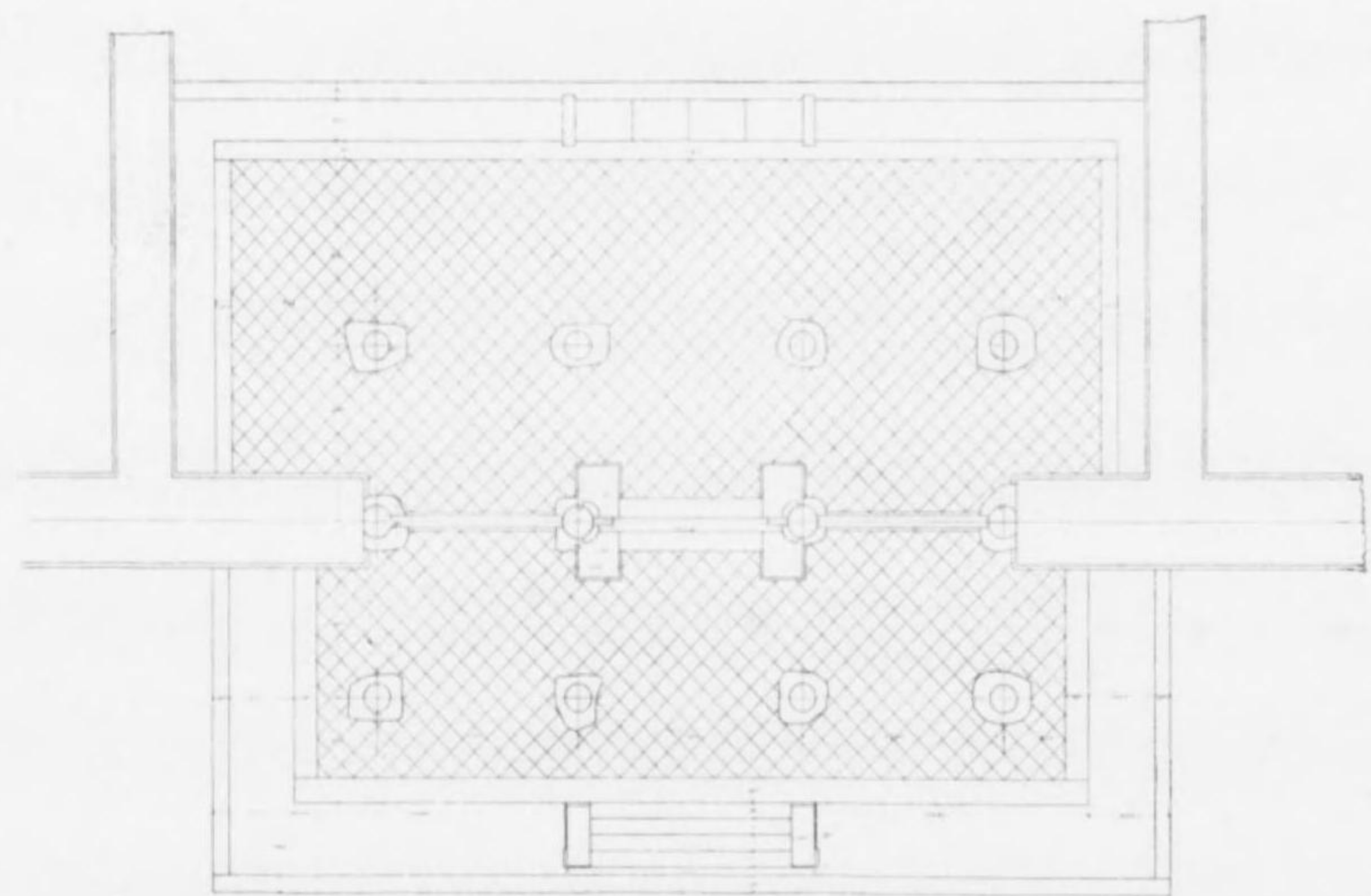
PL. 105

圖 105 門大南



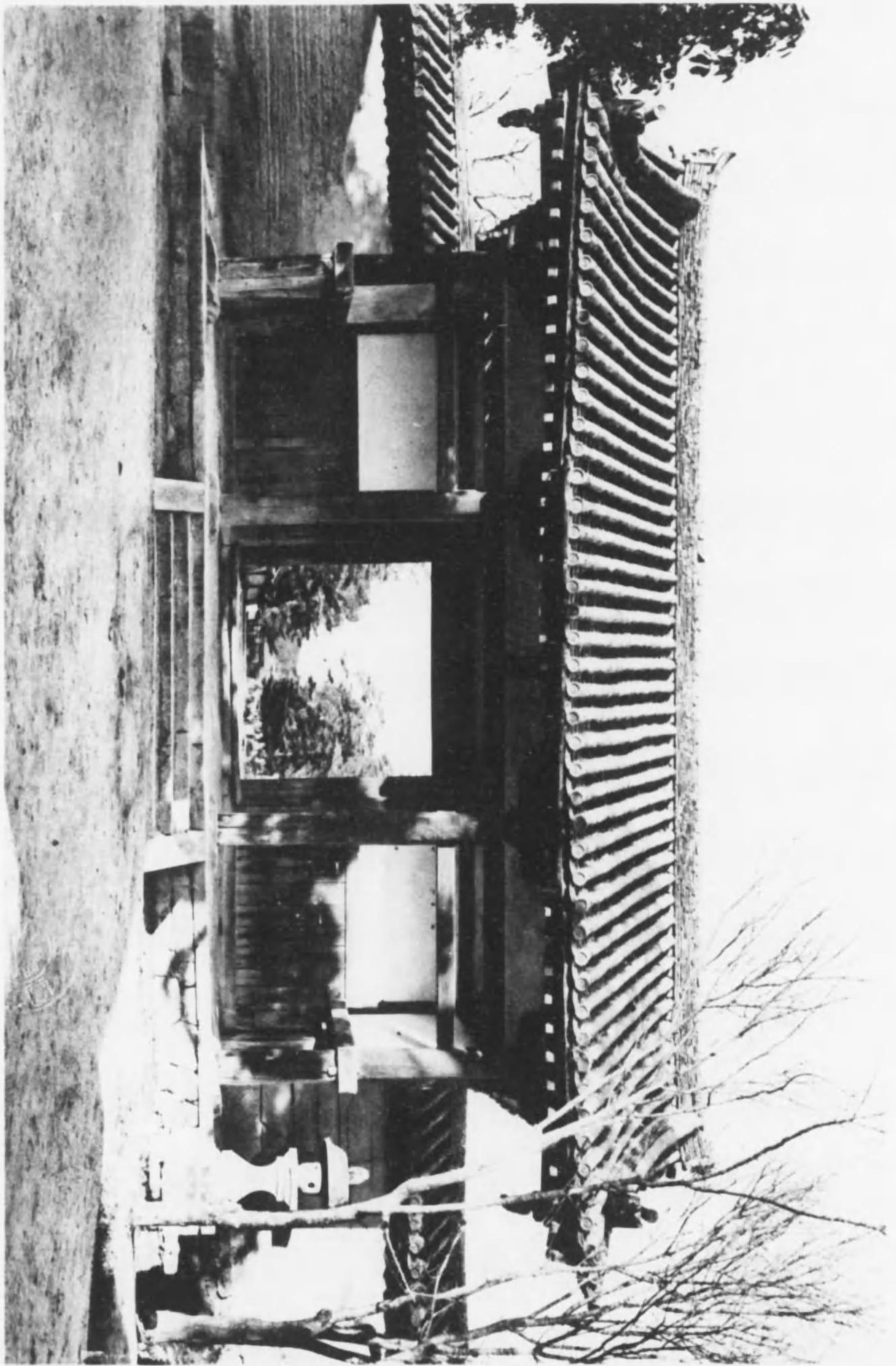
PL. 106

圖 106 南門大南



PL. 107

圖 107 南門大南



1911-74